

337

278



始





23X  
35

337-278

文學博士上田萬年監修  
大矢透編纂

音圖及字習詞歌考

發兌 大日本圖書株式會社



## 音圖及手習詞歌考

### 小引

此ノ書ハ、編者曾テ國語調査委員會委員在任中、會命ニ遵ヒ編纂ニ着手セシ假名通考中ノ一篇ナリ。而シテ、在任中、曩ニ假名源流考周代古音考ヲ上梓シ、餘ハ半バニモ達セザルニ、同會廢止セラレ、止ムヲ得ズ、自ラ業ヲ續ケ此ノ書及ビ韻鏡考ノ二篇ノ稿成ルニ方リ、帝國學士院ヨリ、年來編者ガ從事セル假名ニ關スル研究ノ、極メテ孱劣ナルニモ拘ラズ、恩賜賞ヲ授與セラル、事アリ。是編者ノ感泣シテ歎ム能ハザル所ナリ。今ヤ此ノ書ヲ公ニスルニ臨ミ、之ヲ開陳シテ其ノ恩ヲ謝スルモノナリ。

大矢透謹記



## 音圖及手習詞歌考

### 凡例

一此の書は、假名通考本編第五篇にして、我が國固有の音韻を示すところの音圖、並に之を記す文字、即ち假名を習ふべき詞歌につき、其の形質、其の製作の時代、及び作者を考定せるものなり。

一我が國に、最も古くより行はるゝ音圖は、五十音なり、假名手本の、中古以上に行はれたるは、阿女都千詞にして、中古以來、今日に至るまで、行はれたるは、伊呂波歌なり、又、伊呂波歌の以前に、大爲爾歌ありといへども、廣く用ゐられたるものに非るが如し、而して、其の五十音と、伊呂波歌とは、共に今日存在し、古くより、其の作者を考索せる先哲中、其の説、種々に別れ、今に至りて尙未だ一定せず、仍て、編者旁く諸説を聚めて、是に曾て、自ら研究せる歴代の假名遣、及び音數の沿革の説を考へ合せて、以て、縦ひ、之を確定せるまでには、至らずとも、聊か未定の區域を狭めんと希ひ、茲



に此の書を編せるなり。

一此篇五十音、伊呂波の考定には、最も確實なる例證を要するを以て、及ぶ限り、之が蒐集に力めたり、而して考證と論說とに對し、讀者をして、先づ古來の實例を通觀せしむべき必要あるが爲に、特に五十音の例證中、原本の寫眞、又は映寫して木版に附したるもの、多きに居るを以て、之を集めて別冊とし、本篇の附録とす。

一此の篇の編述に着手するに方り、前國語調査委員會主査委員文學博士上田萬年氏の監修に係り、其の指授を蒙りしは言ふまでもなく、之を出版するに至るまで、編者の爲に種々の便宜を與へられし恩義に對しては、編者の深く感佩して、忘るること能はざる所なり。

一此の篇の編述を了れるまでには、故谷森善臣翁よりは、貴重なる材料を附與せられ、文學博士大槻文彦、田中勘兵衛、山田孝雄、橋本進吉、高野辰之、福井入藏等の諸氏より、材料を供給せらるるのみならず、種々懇篤なる注意を辱くせることは、編者の感謝に堪へざるところなり。

### 音圖及手習詞歌考

#### 目次

序 說	一頁
第一章 五十音圖	一頁
第一節 五十音圖の蒐集	二頁
第二節 五十音諸圖の異同	四頁
第三節 五十音圖の種類及び構成	八頁
第四節 五十音圖の製作時代及び其の作者	一七頁
第五節 我が國の音圖としての五十音の價值	二八頁
第二章 阿女都千詞	三二頁
第一節 阿女都千詞の出典	三二頁
第二節 阿女都千詞に對する先哲の所見	三九頁



第三節	阿女都千詞の成立	四三頁
第四節	阿女都千詞の行はれし時代	四六頁
第三章	大爲爾歌	五四頁
第四章	伊呂波歌	五九頁
第一節	伊呂波歌研究の理由	五九頁
第二節	伊呂波歌及び之に關することの古書どもに見えたるもの	六〇頁
第三節	伊呂波歌の觀察	八〇頁
第一	製作の理由	八〇頁
第二	歌式	八〇頁
第三	字原	八二頁
第四	意義	八九頁
第五	語法	九二頁

第六	字數	九四頁
第七	徳育上の教材に供すべき一點	九五頁
第四節	寶龜以後永觀までの歌調	九八頁
第五節	空海時代の草假名字體	一一九頁
第六節	天曆時代以上の音數	一二四頁
第七節	天祿以前伊呂波歌存在の跡無し	一二九頁
第八節	伊呂波歌の空海の作ならざる斷定	一四一頁
第九節	伊呂波歌製作時代及び其の作者の推測	一四四頁
結 論		一五〇頁



音圖及至習詞歌考

文學博士 上田萬年監修

大矢透編述

叙説

本篇は、歴代當時の國語を構成せる音種につき、毎音一字の假名を集めて、幼童の爲に、記憶すると、書寫を習ふとに便するもの、即ち現に行はるゝ五十音圖、伊呂波歌、古書に見えたる阿女都千、詞大爲爾、歌の構成、作者等を考定せんとするものなり。抑も是等の音圖、詞歌は、各時代普通の音韻、假名等を習得するが如き、目的を達するは勿論、之が爲に一般に使用する假名の數を限局し、隨て統一の方に誘くの効あり。其の上にも、或時代に行はれたるものを確知し得るときは、其の時代における音韻、假名遣の確證となるが故に、前諸篇に涉りて大なる關係ありとす。然るに、是等の音圖、詞歌は、いづれも皆何の世より行はれ、何人の手に成れる



か明かならず。中にも五十音圖、伊呂波歌のごとき、古來既に研究せし人も少からず、而も尙未だ確定したる説を見ること能はず。編者從來假名遣及び假名字體沿革史料蒐集の務に従へる間に於いて、自然是等に關するもの、往々發見せられたるものあり。傍證となるべき事項も彼是と少からざれば、之を諸先輩の引證せられたる事實論定せられたる諸説に加へて、一考するときは、稍寸歩を進め得たりと信ずるものあり。されば、今之を取り纏めて、此の篇と爲せるなり。但し近代伊呂波歌の寂滅爲樂の佛意なるを不祥として、新たに製作せし、細井知愼が君臣歌、本居宣長の同じ文字なき四十七もじの歌（註）などあれど、是等は、後世のものにてもあり、世に普及せざるものなるが故に、こゝに論及せず。

### 第一章 五十音圖

#### 第一節 五十音圖の蒐集

五十音圖は、古くより、五音圖、反音圖などいひて、之を以て、往々古

五十音圖の本來の目的

五十音圖と國語との關係

五十音圖と言靈家

佐藤誠實翁と谷森善臣翁との援助

言古語の通略等を論じたるもの無きにはあらざれど、多くは儒者、悉曇僧、韻鏡家の漢字音、人名などを反切する用に供せしに過ぎざるが如し。然るに、賀茂眞淵の語意考に、始めて動詞の活用との契合を説き、次いで本居春庭の、これに基きて、詞の八衢を著してより、苟も國典を繕き、歌詞を弄ぶものは、皆之に依りて、義を原ね、格を規さざるはなく、殊に此の圖の、我が國語に對する効用の著大なるを感歎する餘りに、上古、言靈といひしは、即ち此の圖中に宿れる神靈を指し、ものなりといふ説起りて、遂に言靈家と稱する一の宗教的學派をさへ出すに至れり。此の如く、五十音圖は、音韻言語の上に於いて、世に貴重せられたるが故に、自然其の作者、及び解説等につき、從來種々なる傳説議論ありたれども、甚だ區々にして未だ以て、吾人をして歸着する所を知らしむるに足らず。此に於いて、編者は、苟も假名に關する此の圖にして、斯の如き狀況に在らしむるは、甚だ快しとせざる所なれば、先づ兼て故文學博士佐藤誠實翁之を集めて、雜誌大八洲に載せたりし



を基礎として、其の圖の蒐集を企てたりき。然るに幸ひに、多年、此の圖の事に心を用ゐられし故谷森善臣翁、其の他の諸先輩によりて、研究上最も重要な數圖を加ふるを得、又假名沿革史料蒐集の際、圖らず得たるもあり、稍、研究の目的を達するまでに至りたれば、今是を、年代の次第に従ひて序列して、本篇、附録五十音圖證本中に、原本、寫眞、若くは映寫せるものを排列せり、讀者、第二章以後を讀まんとするに先ち、必ず之を通覽し、古今に涉りて、此の圖の行はれたる状態を觀察せんことを希ふものなり。

第二節 五十音諸圖の異同

附録中、五十音圖證本の中に列舉せるところを觀察して、其の異同を比較すれば、眞假名と片假名との差あるは勿論、アヤワ三行の中、伊以井の別、於乎の別、衣江の別、江惠の別の有無不同あり、行に、豎位の不同と、横位の不同とあり、即ち豎位は、今圖の如く、アイウエオなるが、大多數にして、只僅かに、左の三圖の常に殊なるものあり。

豎位の不同

横位の異同

第二圖 孔雀經音義

イ オ ア エ ウ

第九圖 教長古今集等

ア エ オ ウ イ

第十圖 管絃音義

ア ウ イ オ エ

横位は、之に反し、今圖と同じく、アカサタナハマヤラワの次第なるは、寛永板韻鏡以前に於いては、第一圖より第二十八圖に至るまでの間に於いて、僅かに左の六圖に過ぎず。

第一圖 五韻次第、慈覺相傳と思しきもの。

第十五圖 建仁四年、具注曆裏の反音抄なるもの。

第十九圖 弘安古寫、悉曇輪略圖抄なるもの。

第二十四圖 古寫本、韵鏡字相傳口授に見えたるもの。

第二十五圖 伊勢、林崎文庫本、假名遣近道に見えたるもの。

第二十八圖 寛永板韻鏡の首に出せるもの。

此の六圖以外は、二三互ひに同位なるものは有りながら、其の他は、悉く多少の異同無きは無し。今其の異同を比較し見るに、左の如し。



横位異同の比較

- 第三圖 反音作法
- 第七圖 法華單字
- 第五圖 梵字形音義
- 第十三圖 密宗肝要抄
- 梵字形音義、建長及文安寫本圖
- 第四圖 反音作法反音圖
- 第六圖 悉曇要訣
- 第八圖 悉曇反音略釋
- 第十圖 管絃音義
- 第十八圖 明了房記
- 第十四圖 悉曇相傳
- 第十一圖 秘釋字記表紙裏
- 第十二圖 秘釋字記
- 第十六圖 梵字口傳
- 第十七圖 反音抄

阿可夜左多那羅波摩和  
 ケカヤサタナラハマワ  
 阿可左多那波和夜羅摩  
 阿可左多那羅波摩和夜  
 □カサタナラハ丁禾ヤ  
 アヤカサタナラハマワ  
 阿加左多波夜羅和麻奈  
 阿訶和沙耶婆摩羅多奈  
 アカサタハヤラ丁ナワ  
 アハタカサラナワヤマ  
 アカサタラナハマワヤ  
 アカサタラナハマヤワ  
 アカサタナハマヤワ

音圖上エエ、オヲ、を分別せる時代の限界

- 第二十圖 田中本反音作法、嘉曆書入多那加摩作波良和耶阿
- 第二十一圖 反切義解
- 第二十二圖 二中歴
- 同書中掌中歴の次第
- 同シク懷中歴の次第
- 第二十六圖 讀經口傳明鏡集
- 第二十七圖 天文本和名抄

五十音の、アヤ二行のイとエとの分別は、第一圖同系統の眞假名は、韻鏡影喩の字母によりて分別せられたれど、其の他の眞假名圖、及び片假名圖に於いては、皆之を分別せず、アロ二行のエエは、第十四圖以上は、悉く之を分別したれど、第十六圖よりして下第二十六圖に至るまでは、或は一のエを用ゐ、或は、エエを混用したり、ア行のオと、ワ行のヲとの分別は、第七圖なる保延の法華單字を限りとして、第八圖なる永萬の悉曇反音略釋より以下、寛永板韻鏡に至るまでは、悉く、一のヲを兩用し、第二十七圖なる契沖の



眞假名圖上文字の異同

和字正濫抄より第二十圖なる眞淵の語意考までは、ヲを、ア行に、オを、ワ行に用ゐたり。  
第一圖と同系の眞假名圖中に使用せられたる文字は、各圖殆ど同一なりといへども、唯、第一圖に於いては、左行のヌは他圖には、須なれど、獨、酒を用ゐ、第二十一圖に於いて、阿行のエは、衣を用ゐるが常なるに、獨、依を用ゐ、和行のウは、他圖は總べて于なるに、此の圖のみは、有を用ゐたるが如き、小異あるに過ぎず。  
以上にて、諸圖に於ける豎横位、アヤワ三行の分別、眞假名の異同等に對する大要は知らるべし。

第三節 五十音圖の種類及び構成

前章の如く、別冊中、列擧せる諸圖に於ける、各部分の異同を吟味し來れば、自ら其の圖の成立に異同あるを發見すべし。そは、第二第九第十の三圖の如く、豎横位共に今圖と異なるものと、其の他の諸圖の、悉くアイウエオの豎位とせるものとは、自ら其の種類、系統を異にせるものと爲さざる可からず、而して又、同じく豎位

音圖豎横位の異同の類別

のアイウエオなるもの、中について、横位の異なるものを視察すれば、第三第六の二圖の如く、國音の口處によりて分類せるものと、第一圖と豎横位を同じくせる諸圖の如く、悉曇體文の次第を墨守して、其のまゝに排列せるものと共に三種あり。

第一種 悉曇の摩多と、體文との次第を墨守せるもの。

第二種 悉曇に倣ひて、國音の性質によりて次第せるもの。

第三種 縦横位、共に悉曇と異なるもの。

第一種なる悉曇を墨守せるものとは、悉曇は元來印度古音の性質によりて、分類排列せるものにして、十二の摩多調と、三十五の體文母字との合して成れる生字四百八字を記せる十二轉聲中につき、我が國當時常用の假名文字にして、其の音に合へるものをいふ、而して今之を拾ひ取れる状態を示さんには、こゝにその四百八字を悉く擧ぐるときは、最も明亮なりといへども、煩に堪へざるが故に、摩多と體文と、其の生字の五十音に當れるもののみを記して、之を説明せんとす。即ち圖中の○は、字記中に存し

五十音と悉曇との豎横位的一致。











の前に在らしめたるなるべし。即ち

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ	ム	メ	モ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ヰ	ヱ	ヰ	ヱ
					舌本音					舌頭音					唇音																													

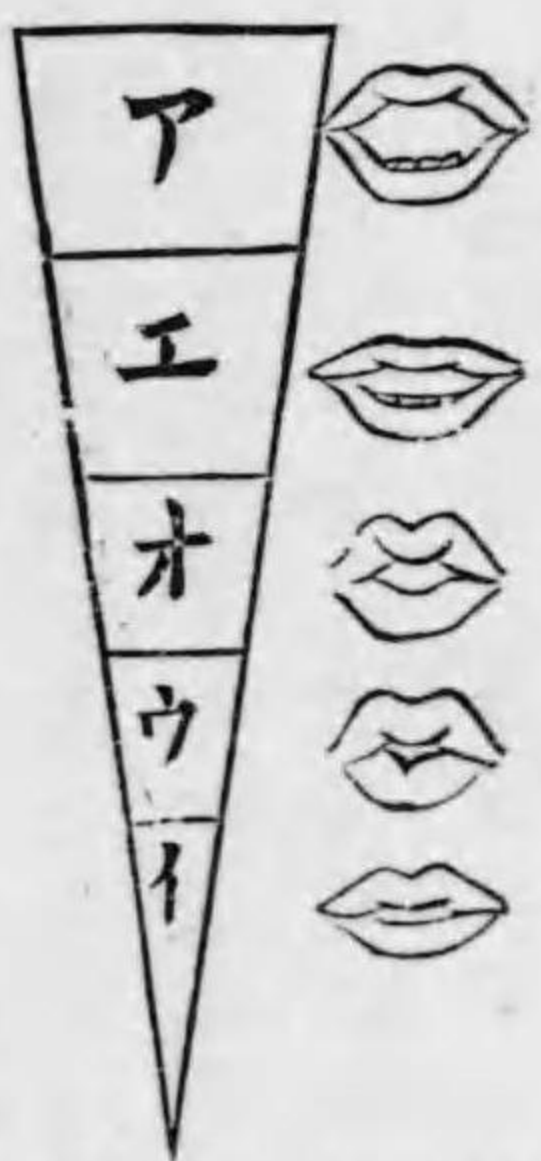
かくの如く三分せらるればなり。同じく、明覺の悉曇要訣には、ヤ行をア行と並べ出せるは、要訣は、反音作法の後に成れるものなるが故に、其の説の變じたるにて、蓋し、ヤ行はア行と同じく屢母韻として可なる場合多かるに因るなるべし。此の二圖は、悉曇の次第を改めたる理由明かなれど、此の他のものは、何等かの意味

五音圖豎位の異同と其の理由

五十音豎位の理由

ありげなれど、確かに知り難し。されば假りに、之を合せて第二種と爲すべし。

右の如く、第一、第二の二種は、悉曇を基礎と爲せるものなりとするときは、無論、悉曇と豎横位共に、次第を異にする第二、第九、第十の三圖は、全く別種のものなるが故に、之を合せて第三種と爲さざる可からず。而して其の豎位の、各自異なるは、何故にか、今、悉曇の摩多の次第のアイウエオなる所以を考ふるに、元と天然發音口形の類近のものを、大より小に向ひて、鄰接連序するときは、上



圖の如くになりて、アエは張口呼にて、オウイは撮口呼となるべし。然るに此の如くして順呼するときは、音と音との階節明かならず、仍て殊更に張口呼と撮口呼との順序を破り、

連呼上曲折あるやう排列せるものは、悉曇の豎位なるべし。但し行智の悉曇字記新釋又は或る悉曇家の説に、樹木の生長、火の燃焼の狀態などにたとへ、ア、イ、ウ、エ、オの連接の理由を説明した辭經に之を天津國、天八衛、顯國、泉平坂、泉津國にたとへて、ア、イ、ウ、エ、オの連接の理由を説明した



れど、音韻上の事と是等のことは、實際上、何等の關係も所縁も無きことなり。すべて、かゝる偶然の類似を以て、事實上の理由を説明せんとするが如きは、吾人の取らざる所なり。そはアイウエオと、アエオウイとを呼び較べて知るべし。さるに悉曇家、五十音家などのさも神秘ありげに唱導するものあるは、更に取るに足らざるなり。

かく考へたる上にて、右の豎位の各式を比較するときは、

悉曇	ア	イ	ウ	エ	オ
管絃音義	ア	イ	ウ	エ	オ
孔雀經音義	ア	イ	ウ	エ	オ
古今註	ア	イ	ウ	エ	オ

となりて、悉曇は、他に比すれば、張口撮口最も交錯し、管絃音義は、上端下端に、張口呼を置き、中央に撮口呼を挟めり。孔雀經音義は、其の反對に、中間に張口呼を置き、古今註は張口呼と撮口呼と上下に順列して、其の次第を亂さず、以て此の四式は之を唱ふるに、口調好きを主とする外、他義なきことは疑ふところなし。但最後の古今註のアエオウイは、全、張口呼と撮口呼とを、上下に二分し、

韻鏡内外轉と古今注五十音豎位との一致

自然、編者が韻鏡考に於いて考定せる内外轉の分別と、相ひ一致せるは奇と云ふべし。之に由て見るに、古今注の五十音は、蓋し音博士などの家に傳はれる隋唐將來の音圖にても有りけん。然らば全く、第一二種の音圖とは、來源を殊にせるものなりと云へし。

第四節 五十音の製作時代と其の作者

五十音を以て、吉備、眞備の作なりといへるは、明魏法師の倭片假字反切義解の序となす。明魏は、南朝の權大納言右大將藤原長親の僧名なり。其の序に、

夙聞太古之代、未有漢字。君臣百姓老少口々相傳、及乎應神天皇御世、始渡儒經、學書契、而凡國家用文字、有眞字、有假字、眞字對假字、正也、假字對眞字、權也、字、名義、卽物名也、云々、都不過、於以義爲眞字、音爲假字而已。此舊事本紀日本書紀所用男假字數多、是也。亦如古事記萬葉集、無用眞字假字、以義與音相雜、筆之、到於天平勝寶年中、右丞相吉備眞備公、取所通用于我邦假字四十五字、省偏旁、點畫、作片假字、抑四十字、音響反阿伊字、江乎、五字、此乃天地

五十音は吉備大臣の作と云説



片假名は吉備公の  
作に非る理由

自然之倭語焉。是故豎列五字、横列十字、加入同音五字爲五十字、且又横十字隨唇舌牙齒喉備宮商角徵羽變宮變徵七聲、奇哉、世俗傳稱之云吉備大臣倭片假字反切矣、有其口決矣、然後弘仁天長年中、釋空海造四十七字伊呂波、四十五字、補闕於二字、以便于女童、其體則草書、此伊勢物語古今集所用女假字四十七字也、予學和歌樂音律、其餘力觀吉備大臣倭片假字反切、則闕無音義、竊注己意、亦考全書、以解片假字、曰倭片假字反切義解、聊述由緒、冠假字、首云爾、とある文中、吉備公が片假字を創製せる由にいへれど、片假名は、奈良朝末に於いては、一二字の略字の外は、一般に用ゐられざりしこと、假名字體沿革史料に於いて、空海の勝道碑を始め、大智度論、天安訓點に至るまで、未一定の片假名體あることなく、人々隨意に省用せるものなることの知らるゝにても、其の傳説の謬れを證すべし、殊に吉備公が四十五字を作りて、之にワ行のキ、ア行のオとが無かりしを、後に空海が圍於の二字を足して、四十七字の伊呂波を作れりといふが如き、是明魏時代は、アヤワ三行の

イキ、エエ、オナ等を混じて更に其の別なく、全く四十五音となれる南北朝時代なるが故に、伊呂波に四十七音ある理由を説明すること能はず、然るを強ひて辯ぜんとして遂にかゝる果なき僞託を爲せるものなるべし、されば、此の一事にて、五十音を以て、吉備公の作なりとする説の取るに足らざる知るべきなり、又五十音圖は、我が國固有のものにして、神代より傳へたるを、應神天皇の御宇に、王仁等が漢字を當てたるものなりといふことは、賀茂眞淵の語意考、それを祖述せる平田篤胤の古史本辭經、及び橘守部の五十音小説等にいへるところなれど、是等は愛國の至情、若しくばその主義を貫くべき一方、便より出でたるものなれば、牽強の説を免れざるは勿論なり、されど、それは前章の悉曇との比較にて、自ら煙散霧消に歸したれば、今更に論駁するの必要なかるべし、こゝに唯打措き難きことは、古來、我が國語の上に大功績ある此の圖にして、何の世より存在したるか、何人の手に成れるか等の不明なるが如きは、苟も國語の學に従ふもの、最も遺憾とす



べきところなれば、成る可く多く、既定已知の事實を綜合して、及ぶ可き限り、不明の域を狭めんことを圖るべきこと是なり。由て今前節に觀察せるところに於いて得たる事實を據として、推測を試むること左の如し。

別冊に蒐集せる諸圖中、十一個の眞假名圖の一は、天台座主良源の傳本中にあり。二は明覺の反音作法、三は同じく梵字形音義に在り。四は沙門兼朝の悉曇反音略釋に在り。五は管絃音義に在り。六は沙門宗命の密宗肝要抄に、七は沙門了尊の悉曇輪略圖抄に、八は一條禪閣の假名遣近道、九は天文本和名抄卷首に見え、十は和字正濫抄、十一は語意考に擧げたるものなり。其中、四の反音略釋なるには、アワ二行のイキエエは分別したれどオチは共にワ行の汗を用ゐ、アヤ二行のイエは共に伊衣を用ゐ、五の管絃音義なるはアワ二行のオヲを反對にし、アヤ二行のエを共に衣を用ゐて分別せざるが上に、他の文字は大抵、他の眞假名圖と同じからず。是等は共に平安朝末期の假名遣のまゝに、新たに作れる

十一個の眞假名圖の文字の異同

眞假名圖中より抜粹せる六古圖

ものなることを知るべし。今、是等の數圖を除きて、眞假名は、殆ど一致せる一二三六八九の諸圖を比較するときは、アヤワ三行の諸音悉く分別せられて、正に天曆以上の假名遣と一致せるものなれば、決して他の片假名圖と相伍せしむべきものにあらず。殊に、假名遣近道の圖の如き、其の書に於ける假名遣のオチ、ヲホ、フウ、ヘエエ、イキエエ等を混同せるが如き、後代の書中に在るべきものに、あらず。されば、是決して其の作者時代に成れるものにあらざることは、具眼者を跋たざるなり。而して、此の圖の出處は如何にといふに、こは五韻次第に載せられたる第一圖と、同原本より出でたるものなるべし。そは、五韻次第の解説中に出せる片假名圖の註文と、此の圖の註文と、殆ど一樣なればなり。又八なる和名鈔の圖は、豎位は前圖と異ならず、横位甚だ異様なり。文字も大略同一なれど、前圖の邊を倍とし、衣を依とし、于を有となせるなどの違ひあれば、前圖と殆ど同時代に、世に存したりしといへども、互ひに寫し合ひしものならざること明かなり。而して、此の



圖は、和名鈔の原本に、もとより書き加へられたるものにあらずば、其の時代を遠く距らざる時に於いて、かゝる古圖のありけるを記入せるものなるべし。但し此の圖の和名抄と同作ならざることは、書中所用の眞假名と異なるもの少からざるにて、之を證すべし。

以上眞假名の諸圖、各其の記載の年代を異にし、人を異にしなから、使用せる假名は、殆ど同一にして、古來通用の假名の中、最も同字多きカキサ等の音に餘り多く用ゐざる、可枳左等を、符節を合せたるが如く使用せるを以て見るときは、是必ず、斯の如き文字を用ゐたる一原圖ありけるを、相傳人と時とを異にして、かく大同小異の諸圖の今に遺れるならん。抑其の所謂一原圖は、この諸圖中のいづれに在るべきか、或は此の他に尙存すべきか知られざれど、必ず前章にいふところの第一種の圖なりけん。然するときは、天台座主の傳本たる第一圖は、全くアイウエオ、アカサタナハマヤラワの次第を取りたるものなれば、其の原圖は、即ちこの

眞假名の下圖は一  
原圖より出でたる  
推測

## 五十音原圖の暗推

圖の外に出でざるべし。既にして、之を以てその一原圖なりとするときは、是やがて第一種なる諸圖の初發のものに見ざる可らず。何故とならば、其の行列の音の性質に關せず、一に只悉曇章の排列の次第を逐ひて、行次を定めたること、前章にいふが如くなればなり。第一種の初發のもの、已に斯の如くなりしとするときは、第二種、第三種の諸圖は、如何にといふに、第二種は、第一種の改良せるものにして、第三種は、豎横の次第を記憶することの面倒なるより、次第に拘らず記したるものにあらずば、悉曇僧の迹を踏むを屑しとせざる徒の、殊更に、さる圖を作れるにてもあらんか。或はこの圖こそ悉曇の渡來以前に儒家の反切に使用せる圖式の残れるにて、即ち我が國、五十音の祖圖の遺れるなりともいふべけれど、各行の排列の初をカサタと次第せるは、聊か第一種の圖の記憶を存したる跡を示したるに似たれば、必ず然りとも定め難かるべし。殊に同圖のハ、ワ二行を、ハ行の下に、合せ置きたると、ヤ行のエ音を衣の省なるヲにて記したるが如きは、既にア



ヤ二行のエと、ハワ二行の諸音とを混同せる時代なる天曆以後の假名遣を示し、オキ十ヶ欠ス呆ホ由エラエの片假名の字體にて、寛仁萬壽以上の時代を示せるによりて見れば、全くこの間の人の本文を書寫せる序に、書きつけ置けるものにて、別に相傳の古圖などによりたるにあらざることを證すべし。又、既にかく聊かにも、第一種の圖若しくは悉曇字記に縁ありとするときは、悉曇字記は、法隆寺舊藏御物貝葉に十四音ありて、同寺の佛像等の奈良朝以前のものあるより推して、此の貝葉も亦然りとせば、悉曇の學も開け、此の圖も亦夙く行れしも未だ知る可らず。しかも今此の第一圖を以て五十音の祖圖と見るときは、之に用ゐたる假名によりて、其の製作時代を略定することを得べし。そは、ア、ヤ二行のエを、真假名の衣と江、即ち、一は音、一は訓なるを、時と人とを異にして用ゐたる、承和仁壽間のものなるべく見ゆる石山寺の金剛般若集驗記、西大寺の金光明最勝王經、知恩院の玄奘法師表啓、寛平五年に成れる新撰万葉、昌泰年間に成れる新撰字鏡、延喜

天曆以上真假名片  
假名のア行のエを  
衣又はラと書きヤ  
行のエを江若くは  
エと書く實例

五十音の真言宗より  
出てたりといふ  
説

六年日本紀竟宴和歌、延長年間に成れる本草和名と爲す。又、片假名にて衣を省けるラと、江を省けるエとを以て分別せるは、右に擧げたる金光明最勝王經、天安二年の點なる石山寺の大智度論、其の他同寺の淳祐の點なる蘇悉地羯羅經略疏等と爲す。然るに第一圖の系統に屬する真假名圖の、共に皆、ア行のエ、ヤ行のエを衣と江とを以て分別せるものと、恰も弘仁以後天曆頃までの此の二音を分別せる狀況に吻合せるものは、此の音圖の、人をして、先づ此の間に製作せられたることを想はしめざるを得ず。今是の如く假想し得可しとせば、此の間に對して少しく模索を試みるには、先づ左の二説の兩立するを見るべし。

第一、空海の流派、即ち真言宗より出てたりといふこと。そは、我が國に始めて悉曇字記を將來せしは空海にして、其の字記中の摩多音母と體文音子とを連結せる十二轉聲をだに一誦せば、五十音の圖式を發見すること容易なるべければ、悉曇字記と同時に世に行はれたるものなるべし。彼の第十一圖なる真假



五十音の天臺宗より出

名圖の醍醐寺なる密宗肝要抄に收められたるにても、爾か思はるゝなり。

第二、圓仁聖の流派、即ち天台宗のものなりといふこと、それは悉曇の學を初めて唐より傳來せるは空海なれど、一層悉しくなれるは、天台第二座主圓仁よりのことにして、三代實錄貞觀六年正月十四日の下に、

延曆寺座主傳燈大法師位圓仁卒。中略爲法早取入唐尋而官補請益。承和五年七月二日、著大唐楊州海陵縣。中略凡住長安六年之間、求得念誦教法、經論章疏等。中略得隨青龍寺阿闍黎學。悉地大教、得值南天竺寶月三藏、學西天悉曇聲韻、分明千古所疑一時冰釋。中略承和十四年九月還此土。下略

などあるにて之を知るべし、而して圓仁、歸朝以後より、悉曇の學の弘れることは、清和天皇の、そが弟子安然に勅して、悉曇藏を作らしめ給へるなどにて推測すべし、唯かくのみにては、未五十音製作に所縁少しといへども、五十音圖の祖圖なりと思はるゝ第

慈覺の在唐記中悉曇字母集

一圖の圓仁より三世の天台座主なる良源惠慈の傳本にして、其の弟子阿闍黎道命の相承なりといふにても、此の音圖の圓仁、若くは安然の手に出でしには非るかと言ふものあらんも、斷じて否定し得べきにあらず。

以上の兩說中、吾人は、そのいづれに對して同意を表すべきか、先づ空海の傳へたる悉曇は、悉曇藏に載せたるが、其の摩多是

𑖀 𑖁 𑖂 𑖃 𑖄 𑖅 𑖆 𑖇 𑖈 𑖉 𑖊 𑖋 𑖌 𑖍 𑖎 𑖏 𑖐 𑖑 𑖒 𑖓 𑖔 𑖕 𑖖 𑖗 𑖘 𑖙 𑖚 𑖛 𑖜 𑖝 𑖞 𑖟 𑖠 𑖡 𑖢 𑖣 𑖤 𑖥 𑖦 𑖧 𑖨 𑖩 𑖪 𑖫 𑖬 𑖭 𑖮 𑖯 𑖰 𑖱 𑖲 𑖳 𑖴 𑖵 𑖶 𑖷 𑖸 𑖹 𑖺 𑖻 𑖼 𑖽 𑖾 𑖿 𑗀 𑗁 𑗂 𑗃 𑗄 𑗅 𑗆 𑗇 𑗈 𑗉 𑗊 𑗋 𑗌 𑗍 𑗎 𑗏 𑗐 𑗑 𑗒 𑗓 𑗔 𑗕 𑗖 𑗗 𑗘 𑗙 𑗚 𑗛 𑗜 𑗝 𑗞 𑗟 𑗠 𑗡 𑗢 𑗣 𑗤 𑗥 𑗦 𑗧 𑗨 𑗩 𑗪 𑗫 𑗬 𑗭 𑗮 𑗯 𑗰 𑗱 𑗲 𑗳 𑗴 𑗵 𑗶 𑗷 𑗸 𑗹 𑗺 𑗻 𑗼 𑗽 𑗾 𑗿 𑘀 𑘁 𑘂 𑘃 𑘄 𑘅 𑘆 𑘇 𑘈 𑘉 𑘊 𑘋 𑘌 𑘍 𑘎 𑘏 𑘐 𑘑 𑘒 𑘓 𑘔 𑘕 𑘖 𑘗 𑘘 𑘙 𑘚 𑘛 𑘜 𑘝 𑘞 𑘟 𑘠 𑘡 𑘢 𑘣 𑘤 𑘥 𑘦 𑘧 𑘨 𑘩 𑘪 𑘫 𑘬 𑘭 𑘮 𑘯 𑘰 𑘱 𑘲 𑘳 𑘴 𑘵 𑘶 𑘷 𑘸 𑘹 𑘺 𑘻 𑘼 𑘽 𑘾 𑘿 𑙀 𑙁 𑙂 𑙃 𑙄 𑙅 𑙆 𑙇 𑙈 𑙉 𑙊 𑙋 𑙌 𑙍 𑙎 𑙏 𑙐 𑙑 𑙒 𑙓 𑙔 𑙕 𑙖 𑙗 𑙘 𑙙 𑙚 𑙛 𑙜 𑙝 𑙞 𑙟 𑙠 𑙡 𑙢 𑙣 𑙤 𑙥 𑙦 𑙧 𑙨 𑙩 𑙪 𑙫 𑙬 𑙭 𑙮 𑙯 𑙰 𑙱 𑙲 𑙳 𑙴 𑙵 𑙶 𑙷 𑙸 𑙹 𑙺 𑙻 𑙼 𑙽 𑙾 𑙿 𑚀 𑚁 𑚂 𑚃 𑚄 𑚅 𑚆 𑚇 𑚈 𑚉 𑚊 𑚋 𑚌 𑚍 𑚎 𑚏 𑚐 𑚑 𑚒 𑚓 𑚔 𑚕 𑚖 𑚗 𑚘 𑚙 𑚚 𑚛 𑚜 𑚝 𑚞 𑚟 𑚠 𑚡 𑚢 𑚣 𑚤 𑚥 𑚦 𑚧 𑚨 𑚩 𑚪 𑚫 𑚬 𑚭 𑚮 𑚯 𑚰 𑚱 𑚲 𑚳 𑚴 𑚵 𑚶 𑚷 𑚸 𑚹 𑚺 𑚻 𑚼 𑚽 𑚾 𑚿 𑛀 𑛁 𑛂 𑛃 𑛄 𑛅 𑛆 𑛇 𑛈 𑛉 𑛊 𑛋 𑛌 𑛍 𑛎 𑛏 𑛐 𑛑 𑛒 𑛓 𑛔 𑛕 𑛖 𑛗 𑛘 𑛙 𑛚 𑛛 𑛜 𑛝 𑛞 𑛟 𑛠 𑛡 𑛢 𑛣 𑛤 𑛥 𑛦 𑛧 𑛨 𑛩 𑛪 𑛫 𑛬 𑛭 𑛮 𑛯 𑛰 𑛱 𑛲 𑛳 𑛴 𑛵 𑛶 𑛷 𑛸 𑛹 𑛺 𑛻 𑛼 𑛽 𑛾 𑛿 𑜀 𑜁 𑜂 𑜃 𑜄 𑜅 𑜆 𑜇 𑜈 𑜉 𑜊 𑜋 𑜌 𑜍 𑜎 𑜏 𑜐 𑜑 𑜒 𑜓 𑜔 𑜕 𑜖 𑜗 𑜘 𑜙 𑜚 𑜛 𑜜 𑜝 𑜞 𑜟 𑜠 𑜡 𑜢 𑜣 𑜤 𑜥 𑜦 𑜧 𑜨 𑜩 𑜪 𑜫 𑜬 𑜭 𑜮 𑜯 𑜰 𑜱 𑜲 𑜳 𑜴 𑜵 𑜶 𑜷 𑜸 𑜹 𑜺 𑜻 𑜼 𑜽 𑜾 𑜿 𑝀 𑝁 𑝂 𑝃 𑝄 𑝅 𑝆 𑝇 𑝈 𑝉 𑝊 𑝋 𑝌 𑝍 𑝎 𑝏 𑝐 𑝑 𑝒 𑝓 𑝔 𑝕 𑝖 𑝗 𑝘 𑝙 𑝚 𑝛 𑝜 𑝝 𑝞 𑝟 𑝠 𑝡 𑝢 𑝣 𑝤 𑝥 𑝦 𑝧 𑝨 𑝩 𑝪 𑝫 𑝬 𑝭 𑝮 𑝯 𑝰 𑝱 𑝲 𑝳 𑝴 𑝵 𑝶 𑝷 𑝸 𑝹 𑝺 𑝻 𑝼 𑝽 𑝾 𑝿 𑞀 𑞁 𑞂 𑞃 𑞄 𑞅 𑞆 𑞇 𑞈 𑞉 𑞊 𑞋 𑞌 𑞍 𑞎 𑞏 𑞐 𑞑 𑞒 𑞓 𑞔 𑞕 𑞖 𑞗 𑞘 𑞙 𑞚 𑞛 𑞜 𑞝 𑞞 𑞟 𑞠 𑞡 𑞢 𑞣 𑞤 𑞥 𑞦 𑞧 𑞨 𑞩 𑞪 𑞫 𑞬 𑞭 𑞮 𑞯 𑞰 𑞱 𑞲 𑞳 𑞴 𑞵 𑞶 𑞷 𑞸 𑞹 𑞺 𑞻 𑞼 𑞽 𑞾 𑞿 𑟀 𑟁 𑟂 𑟃 𑟄 𑟅 𑟆 𑟇 𑟈 𑟉 𑟊 𑟋 𑟌 𑟍 𑟎 𑟏 𑟐 𑟑 𑟒 𑟓 𑟔 𑟕 𑟖 𑟗 𑟘 𑟙 𑟚 𑟛 𑟜 𑟝 𑟞 𑟟 𑟠 𑟡 𑟢 𑟣 𑟤 𑟥 𑟦 𑟧 𑟨 𑟩 𑟪 𑟫 𑟬 𑟭 𑟮 𑟯 𑟰 𑟱 𑟲 𑟳 𑟴 𑟵 𑟶 𑟷 𑟸 𑟹 𑟺 𑟻 𑟼 𑟽 𑟾 𑟿 𑠀 𑠁 𑠂 𑠃 𑠄 𑠅 𑠆 𑠇 𑠈 𑠉 𑠊 𑠋 𑠌 𑠍 𑠎 𑠏 𑠐 𑠑 𑠒 𑠓 𑠔 𑠕 𑠖 𑠗 𑠘 𑠙 𑠚 𑠛 𑠜 𑠝 𑠞 𑠟 𑠠 𑠡 𑠢 𑠣 𑠤 𑠥 𑠦 𑠧 𑠨 𑠩 𑠪 𑠫 𑠬 𑠭 𑠮 𑠯 𑠰 𑠱 𑠲 𑠳 𑠴 𑠵 𑠶 𑠷 𑠸 𑠹 𑠺 𑠻 𑠼 𑠽 𑠾 𑠿 𑡀 𑡁 𑡂 𑡃 𑡄 𑡅 𑡆 𑡇 𑡈 𑡉 𑡊 𑡋 𑡌 𑡍 𑡎 𑡏 𑡐 𑡑 𑡒 𑡓 𑡔 𑡕 𑡖 𑡗 𑡘 𑡙 𑡚 𑡛 𑡜 𑡝 𑡞 𑡟 𑡠 𑡡 𑡢 𑡣 𑡤 𑡥 𑡦 𑡧 𑡨 𑡩 𑡪 𑡫 𑡬 𑡭 𑡮 𑡯 𑡰 𑡱 𑡲 𑡳 𑡴 𑡵 𑡶 𑡷 𑡸 𑡹 𑡺 𑡻 𑡼 𑡽 𑡾 𑡿 𑢀 𑢁 𑢂 𑢃 𑢄 𑢅 𑢆 𑢇 𑢈 𑢉 𑢊 𑢋 𑢌 𑢍 𑢎 𑢏 𑢐 𑢑 𑢒 𑢓 𑢔 𑢕 𑢖 𑢗 𑢘 𑢙 𑢚 𑢛 𑢜 𑢝 𑢞 𑢟 𑢠 𑢡 𑢢 𑢣 𑢤 𑢥 𑢦 𑢧 𑢨 𑢩 𑢪 𑢫 𑢬 𑢭 𑢮 𑢯 𑢰 𑢱 𑢲 𑢳 𑢴 𑢵 𑢶 𑢷 𑢸 𑢹 𑢺 𑢻 𑢼 𑢽 𑢾 𑢿 𑣀 𑣁 𑣂 𑣃 𑣄 𑣅 𑣆 𑣇 𑣈 𑣉 𑣊 𑣋 𑣌 𑣍 𑣎 𑣏 𑣐 𑣑 𑣒 𑣓 𑣔 𑣕 𑣖 𑣗 𑣘 𑣙 𑣚 𑣛 𑣜 𑣝 𑣞 𑣟 𑣠 𑣡 𑣢 𑣣 𑣤 𑣥 𑣦 𑣧 𑣨 𑣩 𑣪 𑣫 𑣬 𑣭 𑣮 𑣯 𑣰 𑣱 𑣲 𑣳 𑣴 𑣵 𑣶 𑣷 𑣸 𑣹 𑣺 𑣻 𑣼 𑣽 𑣾 𑣿 𑤀 𑤁 𑤂 𑤃 𑤄 𑤅 𑤆 𑤇 𑤈 𑤉 𑤊 𑤋 𑤌 𑤍 𑤎 𑤏 𑤐 𑤑 𑤒 𑤓 𑤔 𑤕 𑤖 𑤗 𑤘 𑤙 𑤚 𑤛 𑤜 𑤝 𑤞 𑤟 𑤠 𑤡 𑤢 𑤣 𑤤 𑤥 𑤦 𑤧 𑤨 𑤩 𑤪 𑤫 𑤬 𑤭 𑤮 𑤯 𑤰 𑤱 𑤲 𑤳 𑤴 𑤵 𑤶 𑤷 𑤸 𑤹 𑤺 𑤻 𑤼 𑤽 𑤾 𑤿 𑥀 𑥁 𑥂 𑥃 𑥄 𑥅 𑥆 𑥇 𑥈 𑥉 𑥊 𑥋 𑥌 𑥍 𑥎 𑥏 𑥐 𑥑 𑥒 𑥓 𑥔 𑥕 𑥖 𑥗 𑥘 𑥙 𑥚 𑥛 𑥜 𑥝 𑥞 𑥟 𑥠 𑥡 𑥢 𑥣 𑥤 𑥥 𑥦 𑥧 𑥨 𑥩 𑥪 𑥫 𑥬 𑥭 𑥮 𑥯 𑥰 𑥱 𑥲 𑥳 𑥴 𑥵 𑥶 𑥷 𑥸 𑥹 𑥺 𑥻 𑥼 𑥽 𑥾 𑥿 𑦀 𑦁 𑦂 𑦃 𑦄 𑦅 𑦆 𑦇 𑦈 𑦉 𑦊 𑦋 𑦌 𑦍 𑦎 𑦏 𑦐 𑦑 𑦒 𑦓 𑦔 𑦕 𑦖 𑦗 𑦘 𑦙 𑦚 𑦛 𑦜 𑦝 𑦞 𑦟 𑦠 𑦡 𑦢 𑦣 𑦤 𑦥 𑦦 𑦧 𑦨 𑦩 𑦪 𑦫 𑦬 𑦭 𑦮 𑦯 𑦰 𑦱 𑦲 𑦳 𑦴 𑦵 𑦶 𑦷 𑦸 𑦹 𑦺 𑦻 𑦼 𑦽 𑦾 𑦿 𑧀 𑧁 𑧂 𑧃 𑧄 𑧅 𑧆 𑧇 𑧈 𑧉 𑧊 𑧋 𑧌 𑧍 𑧎 𑧏 𑧐 𑧑 𑧒 𑧓 𑧔 𑧕 𑧖 𑧗 𑧘 𑧙 𑧚 𑧛 𑧜 𑧝 𑧞 𑧟 𑧠 𑧡 𑧢 𑧣 𑧤 𑧥 𑧦 𑧧 𑧨 𑧩 𑧪 𑧫 𑧬 𑧭 𑧮 𑧯 𑧰 𑧱 𑧲 𑧳 𑧴 𑧵 𑧶 𑧷 𑧸 𑧹 𑧺 𑧻 𑧼 𑧽 𑧾 𑧿 𑨀 𑨁 𑨂 𑨃 𑨄 𑨅 𑨆 𑨇 𑨈 𑨉 𑨊 𑨋 𑨌 𑨍 𑨎 𑨏 𑨐 𑨑 𑨒 𑨓 𑨔 𑨕 𑨖 𑨗 𑨘 𑨙 𑨚 𑨛 𑨜 𑨝 𑨞 𑨟 𑨠 𑨡 𑨢 𑨣 𑨤 𑨥 𑨦 𑨧 𑨨 𑨩 𑨪 𑨫 𑨬 𑨭 𑨮 𑨯 𑨰 𑨱 𑨲 𑨳 𑨴 𑨵 𑨶 𑨷 𑨸 𑨹 𑨺 𑨻 𑨼 𑨽 𑨾 𑨿 𑩀 𑩁 𑩂 𑩃 𑩄 𑩅 𑩆 𑩇 𑩈 𑩉 𑩊 𑩋 𑩌 𑩍 𑩎 𑩏 𑩐 𑩑 𑩒 𑩓 𑩔 𑩕 𑩖 𑩗 𑩘 𑩙 𑩚 𑩛 𑩜 𑩝 𑩞 𑩟 𑩠 𑩡 𑩢 𑩣 𑩤 𑩥 𑩦 𑩧 𑩨 𑩩 𑩪 𑩫 𑩬 𑩭 𑩮 𑩯 𑩰 𑩱 𑩲 𑩳 𑩴 𑩵 𑩶 𑩷 𑩸 𑩹 𑩺 𑩻 𑩼 𑩽 𑩾 𑩿 𑪀 𑪁 𑪂 𑪃 𑪄 𑪅 𑪆 𑪇 𑪈 𑪉 𑪊 𑪋 𑪌 𑪍 𑪎 𑪏 𑪐 𑪑 𑪒 𑪓 𑪔 𑪕 𑪖 𑪗 𑪘 𑪙 𑪚 𑪛 𑪜 𑪝 𑪞 𑪟 𑪠 𑪡 𑪢 𑪣 𑪤 𑪥 𑪦 𑪧 𑪨 𑪩 𑪪 𑪫 𑪬 𑪭 𑪮 𑪯 𑪰 𑪱 𑪲 𑪳 𑪴 𑪵 𑪶 𑪷 𑪸 𑪹 𑪺 𑪻 𑪼 𑪽 𑪾 𑪿 𑫀 𑫁 𑫂 𑫃 𑫄 𑫅 𑫆 𑫇 𑫈 𑫉 𑫊 𑫋 𑫌 𑫍 𑫎 𑫏 𑫐 𑫑 𑫒 𑫓 𑫔 𑫕 𑫖 𑫗 𑫘 𑫙 𑫚 𑫛 𑫜 𑫝 𑫞 𑫟 𑫠 𑫡 𑫢 𑫣 𑫤 𑫥 𑫦 𑫧 𑫨 𑫩 𑫪 𑫫 𑫬 𑫭 𑫮 𑫯 𑫰 𑫱 𑫲 𑫳 𑫴 𑫵 𑫶 𑫷 𑫸 𑫹 𑫺 𑫻 𑫼 𑫽 𑫾 𑫿 𑬀 𑬁 𑬂 𑬃 𑬄 𑬅 𑬆 𑬇 𑬈 𑬉 𑬊 𑬋 𑬌 𑬍 𑬎 𑬏 𑬐 𑬑 𑬒 𑬓 𑬔 𑬕 𑬖 𑬗 𑬘 𑬙 𑬚 𑬛 𑬜 𑬝 𑬞 𑬟 𑬠 𑬡 𑬢 𑬣 𑬤 𑬥 𑬦 𑬧 𑬨 𑬩 𑬪 𑬫 𑬬 𑬭 𑬮 𑬯 𑬰 𑬱 𑬲 𑬳 𑬴 𑬵 𑬶 𑬷 𑬸 𑬹 𑬺 𑬻 𑬼 𑬽 𑬾 𑬿 𑭀 𑭁 𑭂 𑭃 𑭄 𑭅 𑭆 𑭇 𑭈 𑭉 𑭊 𑭋 𑭌 𑭍 𑭎 𑭏 𑭐 𑭑 𑭒 𑭓 𑭔 𑭕 𑭖 𑭗 𑭘 𑭙 𑭚 𑭛 𑭜 𑭝 𑭞 𑭟 𑭠 𑭡 𑭢 𑭣 𑭤 𑭥 𑭦 𑭧 𑭨 𑭩 𑭪 𑭫 𑭬 𑭭 𑭮 𑭯 𑭰 𑭱 𑭲 𑭳 𑭴 𑭵 𑭶 𑭷 𑭸 𑭹 𑭺 𑭻 𑭼 𑭽 𑭾 𑭿 𑮀 𑮁 𑮂 𑮃 𑮄 𑮅 𑮆 𑮇 𑮈 𑮉 𑮊 𑮋 𑮌 𑮍 𑮎 𑮏 𑮐 𑮑 𑮒 𑮓 𑮔 𑮕 𑮖 𑮗 𑮘 𑮙 𑮚 𑮛 𑮜 𑮝 𑮞 𑮟 𑮠 𑮡 𑮢 𑮣 𑮤 𑮥 𑮦 𑮧 𑮨 𑮩 𑮪 𑮫 𑮬 𑮭 𑮮 𑮯 𑮰 𑮱 𑮲 𑮳 𑮴 𑮵 𑮶 𑮷 𑮸 𑮹 𑮺 𑮻 𑮼 𑮽 𑮾 𑮿 𑯀 𑯁 𑯂 𑯃 𑯄 𑯅 𑯆 𑯇 𑯈 𑯉 𑯊 𑯋 𑯌 𑯍 𑯎 𑯏 𑯐 𑯑 𑯒 𑯓 𑯔 𑯕 𑯖 𑯗 𑯘 𑯙 𑯚 𑯛 𑯜 𑯝 𑯞 𑯟 𑯠 𑯡 𑯢 𑯣 𑯤 𑯥 𑯦 𑯧 𑯨 𑯩 𑯪 𑯫 𑯬 𑯭 𑯮 𑯯 𑯰 𑯱 𑯲 𑯳 𑯴 𑯵 𑯶 𑯷 𑯸 𑯹 𑯺 𑯻 𑯼 𑯽 𑯾 𑯿 𑰀 𑰁 𑰂 𑰃 𑰄 𑰅 𑰆 𑰇 𑰈 𑰉 𑰊 𑰋 𑰌 𑰍 𑰎 𑰏 𑰐 𑰑 𑰒 𑰓 𑰔 𑰕 𑰖 𑰗 𑰘 𑰙 𑰚 𑰛 𑰜 𑰝 𑰞 𑰟 𑰠 𑰡 𑰢 𑰣 𑰤 𑰥 𑰦 𑰧 𑰨 𑰩 𑰪 𑰫 𑰬 𑰭 𑰮 𑰯 𑰰 𑰱 𑰲 𑰳 𑰴 𑰵 𑰶 𑰷 𑰸 𑰹 𑰺 𑰻 𑰼 𑰽 𑰾 𑰿 𑱀 𑱁 𑱂 𑱃 𑱄 𑱅 𑱆 𑱇 𑱈 𑱉 𑱊 𑱋 𑱌 𑱍 𑱎 𑱏 𑱐 𑱑 𑱒 𑱓 𑱔 𑱕 𑱖 𑱗 𑱘 𑱙 𑱚 𑱛 𑱜 𑱝 𑱞 𑱟 𑱠 𑱡 𑱢 𑱣 𑱤 𑱥 𑱦 𑱧 𑱨 𑱩 𑱪 𑱫 𑱬 𑱭 𑱮 𑱯 𑱰 𑱱 𑱲 𑱳 𑱴 𑱵 𑱶 𑱷 𑱸 𑱹 𑱺 𑱻 𑱼 𑱽 𑱾 𑱿 𑲀 𑲁 𑲂 𑲃 𑲄 𑲅 𑲆 𑲇 𑲈 𑲉 𑲊 𑲋 𑲌 𑲍 𑲎 𑲏 𑲐 𑲑 𑲒 𑲓 𑲔 𑲕 𑲖 𑲗 𑲘 𑲙 𑲚 𑲛 𑲜 𑲝 𑲞 𑲟 𑲠 𑲡 𑲢 𑲣 𑲤 𑲥 𑲦 𑲧 𑲨 𑲩 𑲪 𑲫 𑲬 𑲭 𑲮 𑲯 𑲰 𑲱 𑲲 𑲳 𑲴 𑲵 𑲶 𑲷 𑲸 𑲹 𑲺 𑲻 𑲼 𑲽 𑲾 𑲿 𑳀 𑳁 𑳂 𑳃 𑳄 𑳅 𑳆 𑳇 𑳈 𑳉 𑳊 𑳋 𑳌 𑳍 𑳎 𑳏 𑳐 𑳑 𑳒 𑳓 𑳔 𑳕 𑳖 𑳗 𑳘 𑳙 𑳚 𑳛 𑳜 𑳝 𑳞 𑳟 𑳠 𑳡 𑳢 𑳣 𑳤 𑳥 𑳦 𑳧 𑳨 𑳩 𑳪 𑳫 𑳬 𑳭 𑳮 𑳯 𑳰 𑳱 𑳲 𑳳 𑳴 𑳵 𑳶 𑳷 𑳸 𑳹 𑳺 𑳻 𑳼 𑳽 𑳾 𑳿 𑴀 𑴁 𑴂 𑴃 𑴄 𑴅 𑴆 𑴇 𑴈 𑴉 𑴊 𑴋 𑴌 𑴍 𑴎 𑴏 𑴐 𑴑 𑴒 𑴓 𑴔 𑴕 𑴖 𑴗 𑴘 𑴙 𑴚 𑴛 𑴜 𑴝 𑴞 𑴟 𑴠 𑴡 𑴢 𑴣 𑴤 𑴥 𑴦 𑴧 𑴨 𑴩 𑴪 𑴫 𑴬 𑴭 𑴮 𑴯 𑴰 𑴱 𑴲 𑴳 𑴴 𑴵 𑴶 𑴷 𑴸 𑴹 𑴺 𑴻 𑴼 𑴽 𑴾 𑴿 𑵀 𑵁 𑵂 𑵃 𑵄 𑵅 𑵆 𑵇 𑵈 𑵉 𑵊 𑵋 𑵌 𑵍 𑵎 𑵏 𑵐 𑵑 𑵒 𑵓 𑵔 𑵕 𑵖 𑵗 𑵘 𑵙 𑵚 𑵛 𑵜 𑵝 𑵞 𑵟 𑵠 𑵡 𑵢 𑵣 𑵤 𑵥 𑵦 𑵧 𑵨 𑵩 𑵪 𑵫 𑵬 𑵭 𑵮 𑵯 𑵰 𑵱 𑵲 𑵳 𑵴 𑵵 𑵶 𑵷 𑵸 𑵹 𑵺 𑵻 𑵼 𑵽 𑵾 𑵿 𑶀 𑶁 𑶂 𑶃 𑶄 𑶅 𑶆 𑶇 𑶈 𑶉 𑶊 𑶋 𑶌 𑶍 𑶎 𑶏 𑶐 𑶑 𑶒 𑶓 𑶔 𑶕 𑶖 𑶗 𑶘 𑶙 𑶚 𑶛 𑶜 𑶝 𑶞 𑶟 𑶠 𑶡 𑶢 𑶣 𑶤 𑶥 𑶦 𑶧 𑶨 𑶩 𑶪 𑶫 𑶬 𑶭 𑶮 𑶯 𑶰 𑶱 𑶲 𑶳 𑶴 𑶵 𑶶 𑶷 𑶸 𑶹 𑶺 𑶻 𑶼 𑶽 𑶾 𑶿 𑷀 𑷁 𑷂 𑷃 𑷄 𑷅 𑷆 𑷇 𑷈 𑷉 𑷊 𑷋 𑷌 𑷍 𑷎 𑷏 𑷐 𑷑 𑷒 𑷓 𑷔 𑷕 𑷖 𑷗 𑷘 𑷙 𑷚 𑷛 𑷜 𑷝 𑷞 𑷟 𑷠 𑷡 𑷢 𑷣 𑷤 𑷥 𑷦 𑷧 𑷨 𑷩 𑷪 𑷫 𑷬 𑷭 𑷮 𑷯 𑷰 𑷱 𑷲 𑷳 𑷴 𑷵 𑷶 𑷷 𑷸 𑷹 𑷺 𑷻 𑷼 𑷽 𑷾 𑷿 𑸀 𑸁 𑸂 𑸃 𑸄 𑸅 𑸆 𑸇 𑸈 𑸉 𑸊 𑸋 𑸌 𑸍 𑸎 𑸏 𑸐 𑸑 𑸒 𑸓 𑸔 𑸕 𑸖 𑸗 𑸘 𑸙 𑸚 𑸛 𑸜 𑸝 𑸞 𑸟 𑸠 𑸡 𑸢 𑸣 𑸤 𑸥 𑸦 𑸧 𑸨 𑸩 𑸪 𑸫 𑸬 𑸭 𑸮 𑸯 𑸰 𑸱 𑸲 𑸳 𑸴 𑸵 𑸶 𑸷 𑸸 𑸹 𑸺 𑸻 𑸼 𑸽 𑸾 𑸿 𑹀 𑹁 𑹂 𑹃 𑹄 𑹅 𑹆 𑹇 𑹈 𑹉 𑹊 𑹋 𑹌 𑹍 𑹎 𑹏 𑹐 𑹑 𑹒 𑹓 𑹔 𑹕 𑹖 𑹗 𑹘 𑹙 𑹚 𑹛 𑹜 𑹝 𑹞 𑹟 𑹠 𑹡 𑹢 𑹣 𑹤 𑹥 𑹦 𑹧 𑹨 𑹩 𑹪 𑹫 𑹬 𑹭 𑹮 𑹯 𑹰 𑹱 𑹲 𑹳 𑹴 𑹵 𑹶 𑹷 𑹸 𑹹 𑹺 𑹻 𑹼 𑹽 𑹾 𑹿 𑺀



音圖製作時代の斷定

マ 短上、衣、衣字以本郷音呼之、下準之。  
 短於於字以本郷音呼之

マ 長、哀、哀字、以郷音呼之、初阿、後伊伊之勢。  
 長、奧、初是阿聲、後是以本郷音呼字聲

とありて、短音即我が國のア行の音は、阿伊字衣於の五字を當てたるを見れば、全く第一圖系の眞假名圖の阿行の文字と、僅かに字鳥の同じからざるのみにて、殆と相ひ一致せるものなり。既に此の如く、音圖中最も切要なる部分の一致を見る以上は、五十音の祖圖たる第一圖は、良源の傳本なる點とを合せて、其の第二説圓仁の流派より出てたることを確然證明せるものといふべし。既に然れば、從來、五十音圖は、我が國固有のものなりといひ、吉備大臣の作、空海の作などいへる舊説は、全く根據なきことゝはなれるなり。

第五節 我が國の音圖としての五十音の價值

古來、諸先哲は五十音圖を貴重すること、頗る過大に失して、其の製作を神聖に託し、古賢に擬し、甚しきは、直ちに之を崇びて、神靈となすに至れり。然れども、第二節以來、述ぶるところによりて、決

諸先哲の五十音を過重せる状態

して、さばかりのものならざることを知るべし。尙その圖の音韻を主とせずして、當時清濁混用の假名を示すに止まれるが如き、その音韻に對せる注意の疎漫なるを知らば、誰か索然たらざるものあらんや。抑も此の圖製作時代、即ち承和より元慶頃までの間に於いては、五十音以外の音少からざりしこと、假名遣沿革の編に詳説せんとするところなり。ざるを、それらの音種は、悉く省きて載せず、只管古來用ゐれる假名のみを列ねたるは、音圖として、極めて簡單のものといはざる可からず。然れども、こは固より、我が國音を精究せる結果に成れるものにはあらで、全く當時、世間に用ゐる假名の中、一音につき一字を宛て、排列せるに過ぎざるものにして、いろは同様にて音圖にあらずと見るときは、是にて十分なりといふべし。然るに諸先輩は、之を精細なる音韻圖と見て、我が國の古今のみならず、萬國の音韻をも、是にて盡せりなど謂へるは、この圖の成立に氣付かざりしよりの誤謬に外ならず。或は、成立の巧拙は、ともあれ、我が國の國語の活用、音韻



の變化等を此の圖に依らざれば、明らむること能はざるを見ば、靈妙の作用は、獨りアイウエオ、アカサタナハマヤラワの排列によらざるも、同韻同聲の音を、豎横に排列せば、如何なる形にすとも、其の運用の妙は、依然として變らざるべし。如何となれば、活用の妙は、國語と國音とに存して、圖には存せざるものなればなり。既に、豎横の排列に拘らずとせば、五十音圖と悉曇字記との關係も無ければ、製作上の巧拙も無きこととなりて、作者の名を尋ね出處を索むるの必要なきに至るべし。

以上の如く、論じ去れば、五十音圖は、實に何許の價值もなきものとなりたりたれど、其の圖を作りて、後代に貽したらましかば、音種、聲類非常に多數なるべきが上に、隨ひて、之に當つる假名も夥しく、吾人をして轉其の煩に堪へざらしむるに至らんをや、其の上に、音圖の錯綜せるため、動詞の活用を發見するに、或は困難なりしやも亦知るべからず、之を思へば、悉曇の如き、精細なる音韻學を研究しながら、却てかゝる簡易極まれる音圖を作りて、満足

五十音圖の眞價

せしは、古人の眼光千歳を貫きたるに非ざるかと、回想して、こゝに至れば、思はず筆を斂めて、肅然たらざるを得ざるなり。



阿女都千の名の見  
えたる古書類

順集あめつちの歌  
四十八首

第二章 阿女都千詞

第一節 阿女都千詞の出典

阿女都千の名の初めて見えたるは、宇都穂物語中にして、次は順集、次は口遊、次は相摸集なり。北邊隨筆には、加茂保憲女集にもありといへども、類從本には見當らず、恐くは、相摸集の誤なるべし。是等の後は絶えて知るものなかりけるが、北邊隨筆に見えたりしより、また世に知られて、伴信友の比古婆衣に、安米都知誦文考といふがあるに至れり。今その古來物に見えたるさまを、こゝに抜きいでんに、先づ宇都穂國なるは

略上あかきしきしにかきて、うの花につけたるは、かむな、はじめには、をとこでにもあらず、をんな手にもあらず、あめつち、そのつぎにをとこで、云々

次は順集なり。

備者云下に擧ぐる歌ども、各首、同字數にせんが爲めに、原書の漢字を、假名に、假名を漢字にて記せるもの少からず。

あめつちの歌 四十八首

本、藤原のありたゞの朝臣藤六がかへしなり。かれはかみの

かぎりにもそのもじをすゑたり。これはしもにもすゑ、ときをもわかちてよめる。

春

あ。ら。さ。じ。と。う。ち。か。へ。す。ら。ん。を。山。田。の。苗。代。水。に。ぬ。れ。て。作。る。あ。め。も。は。る。に。雪。ま。も。青。く。成。に。け。り。今。日。こ。そ。の。へ。に。若。葉。摘。て。め。つ。く。ば。山。さ。け。る。櫻。の。匂。ひ。を。ば。い。り。て。を。ら。ね。ど。外。な。が。ら。み。つ。く。き。に。も。ほ。こ。ろ。ぶ。花。の。匂。ひ。か。な。い。づ。ら。青。柳。ぬ。ひ。し。糸。す。ち。ほ。の。く。と。明。石。の。濱。を。み。わ。た。せ。ば。春。の。な。み。と。も。い。づ。る。船。の。ほ。し。づ。く。さ。へ。梅。の。花。笠。し。る。よ。か。な。雨。に。ぬ。れ。じ。と。君。や。か。く。し。そ。ら。さ。む。み。結。び。し。氷。う。ち。と。けて。い。ま。や。行。ら。ん。春。の。た。の。み。ぞ。ら。に。も。枯。菊。も。枯。に。し。秋。の。野。の。も。え。に。ける。か。な。さ。ほ。の。山。づ。ら。

夏

や。ま。も。野。も。夏。草。繁。く。な。り。に。け。り。な。ど。か。未。し。き。の。へ。の。菊。か。や。ま。つ。人。も。見。え。ね。ば。夏。も。白。雪。や。猶。ふ。り。し。げ。る。こ。し。の。し。ら。や。ま。か。た。戀。も。身。を。や。き。つ。ゝ。も。夏。虫。の。あ。は。れ。わ。び。し。き。物。を。思。ふ。か。



は。つ。か。に。も。思。ひ。か。け。て。は。ゆ。ふ。襷。賀。茂。の。河。波。た。ち。よ。ら。じ。と。は。  
み。を。つ。め。ば。物。思。ふ。ら。し。郭。公。な。き。の。み。ま。ど。ふ。さ。み。だ。れ。の。や。み。  
ね。を。ふ。か。み。ま。だ。現。れ。ぬ。あ。や。め。草。人。を。戀。路。に。え。こ。そ。は。な。れ。ぬ。  
た。れ。に。よ。り。祈。る。せ。々。に。も。有。な。く。に。淺。く。い。ひ。な。す。大。麻。の。は。た。  
に。は。見。れ。ば。や。を。夢。お。い。て。荒。に。け。り。辛。く。し。て。だ。に。君。が。と。は。ぬ。に。

秋

く。れ。竹。の。よ。さ。む。に。今。は。な。り。ぬ。と。や。か。り。そ。め。ぶ。し。に。衣。か。た。し。く。  
も。が。み。河。い。な。ぶ。ね。の。み。は。通。は。ず。て。お。り。昇。り。猶。騒。く。あ。し。が。も。  
き。の。ふ。こ。そ。往。て。見。ぬ。程。い。つ。の。ま。に。映。ひ。ぬ。ら。ん。の。へ。の。秋。は。ぎ。  
り。う。だ。う。も。名。の。み。也。け。り。秋。の。野。の。千。草。の。花。の。香。に。は。劣。れ。り。  
む。す。び。置。し。白。露。も。み。る。も。の。な。ら。ば。夜。光。る。て。ふ。玉。も。な。に。せ。ん。  
ろ。も。か。ち。も。船。も。か。よ。は。ぬ。天。の。川。七。夕。わ。た。る。ほ。ど。や。い。く。ひ。ろ。  
こ。の。は。の。み。ふ。り。し。く。秋。は。道。を。な。み。渡。り。を。わ。ぶ。る。山。川。の。そ。こ。  
け。さ。み。れ。ば。う。つ。ろ。ひ。に。け。り。女。郎。花。我。に。任。せ。て。秋。は。々。や。ゆ。け。

冬

ひ。を。さ。む。み。氷。も。と。け。ぬ。池。水。や。う。へ。は。つ。れ。な。く。ふ。か。き。我。こ。ひ。  
と。へ。と。い。ひ。し。人。は。有。や。と。雪。分。け。て。尋。ぞ。き。つ。る。三。輪。の。山。も。と。  
い。づ。み。と。も。い。さ。や。白。浪。立。ぬ。れ。て。下。な。る。草。に。か。け。る。く。も。の。い。  
ぬ。る。こ。と。に。衣。を。か。へ。す。冬。の。よ。に。夢。に。だ。に。や。は。君。が。見。え。こ。ぬ。  
う。ち。渡。し。待。つ。足。代。木。の。い。と。ひ。を。の。絶。て。よ。ら。ぬ。は。な。ぞ。や。心。う。  
へ。び。弓。の。は。れ。る。に。も。あ。ら。で。散。花。は。雪。か。と。人。に。い。る。人。に。と。へ。  
す。み。が。ま。の。も。え。こ。そ。わ。た。れ。冬。寒。み。獨。思。の。よ。る。は。い。も。ね。ず。  
ゑ。こ。ひ。す。る。君。が。は。し。鷹。霜。が。れ。の。野。に。な。放。ち。そ。早。く。手。に。す。ゑ。

思

ゆ。ふ。さ。れ。ば。い。と。々。詫。し。き。大。井。川。柵。火。な。れ。や。き。え。か。へ。り。も。ゆ。  
わ。す。れ。ず。も。思。ほ。ゆる。哉。朝。な。く。ね。し。黒。髪。の。ね。く。た。れ。の。た。わ。  
さ。々。蟹。の。糸。だ。に。や。す。く。ね。ぬ。頃。は。夢。に。も。君。に。あ。ひ。み。ぬ。が。う。さ。  
る。り。草。の。葉。に。お。く。霜。の。玉。を。さ。へ。も。の。お。も。ふ。君。は。泪。と。ぞ。み。る。  
お。も。ひ。と。も。戀。と。も。瀬。々。に。み。そ。ぎ。す。と。人。形。な。で。祓。へ。て。は。お。々。  
ふ。く。風。に。つ。け。て。も。人。を。思。ふ。に。は。あ。ま。つ。空。に。も。有。や。と。ぞ。思。ふ。



せをふちに五月雨がたの成行けばすをさへ海に思こそなせ  
 よし野川その岩浪いはでのみくるしや人を立居こふるよ  
 えもいはで戀のみまさる心かないつとや岩におふる松のえ  
 のこりなくおつる泪は露けきをいづらむすびし草村のしの  
 えもせかで泪の川のはてくやしひて戀しき山はつくばえ  
 をぐら山覺つかなくもあひみぬるなく鹿ばかり戀しき物を  
 なきたむる泪は袖にみつ潮の干間にだにもあひみてしがな  
 れうしにもあらぬ我こそ逢ふ事をともしの前の燃焦れぬれ  
 ゐても戀伏てもこふるかひもなく影淺ましくみえぬ山の  
 てる月ももるゝ板間のあはぬよはぬれこそわたれかへす衣手  
 かくの如く、歌の頭と末とに、同じ文字を置きて詠みたるを、其の  
 頭若くは末の文字を連ねて見れば共に、  
 あめ つち ほし そら やま かは みね たに くも  
 きり むろ こけ ひと いぬ うへ すゑ ゆわ さる  
 おふせよ えのえを なれるて

口遊に阿女都千の名の見えたるさま

相摸集あめつち十六首

の四十八字となる。次に順朝臣の弟子源爲憲の口遊（天祿五年の作）の太爲爾歌に附言して、

今案、世俗誦阿女都千保之會、里女之訛說也、此誦爲勝、  
 といへり、以て天祿時代に於いて、後代の伊呂波の如く、阿女都千の詞の行はれしを證すべし、次は相摸集に、

ある所に庚申のよ天地をかみしもによむとてよませし十六首

春

あさみどり春めづらしく一盞に花の色ますくれなるのあめ  
 つきもせぬ子日の千世を君が爲まつ引つれんはるの山みち  
 ほかよりはのどけき宿の庭櫻かぜのこゝろも空によくらし  
 その方と行ゑしらるゝ春ならば關すゑてまし春日野のはら

夏

やど近き卯の花かけは波なれや思ひやらるゝ雪のしらはま  
 かたらはゞ惜みなはてそ時鳥さゝながらだにあかぬ聲をば







そ延喜天曆の頃より、さきつかたの書どもには、皆此阿行夜行の  
わかちありて、聊も誤る事なかりしを」とある。細注に、

是によりておもふには、天地の哥は、中はより末、何のことゝも  
聞取がたけれど、衣の江とあるは、必ず榎の枝なるべくおぼゆ。  
然るときは、榎は阿行、枝は夜行也。

と見ゆ。是初めて、古來未解のエノエは、此の人にとりて、快く解せ  
られたり。こはアヤ二行のエの分別を解せられざる間は、到底解  
せらるべきことならねばなり。

天朝墨談 越中の五十嵐馬好といふ人の著、五十嵐氏は、和歌の書家にて富士谷御杖につきて、國學せし人なり。に、あめつちの詞を  
擧げて後に、

此歌末のかた、何とも聞とりがたし。順集の歌の列、あやまりた  
るにや、さて是は四十八字ありてえ二つあり。其の歌は  
えもいはで戀のみ増る心かないつとや岩におふる松がえ。  
えもせかて泪の川のはてくやしひて戀しき山はつくばえ。  
かく二首とも、えの音によまれたれど、是は誤りにて、えと延な

阿女都知に對する  
伴信友の説

るべし。上古かな遣ひに、衣延の別ありて、たゞしかりしこと或  
貴人の考あり。衣延辨といふ御著述あり。今、はもはら高野大師のいろ  
は歌を、手習のはじめにする事とはなりぬ。是は四十七字に延  
なし。延は、衣の  
誤ならん。比古、四、伴信友の隨筆。婆衣、安米都知誦文考の條に、順集の事、何くれといひ  
て、あめつちの詞を擧げたる次に、

然るに、戀部えの位に、えもいはで云々、おふる松が枝と有りて、  
次にのこりなく云々、その次に又えもせかぬ云々、山はつくば  
えとありて、四十七首の外に、えもじの歌一首あまれり。相模集  
なるこのあめつちをよめる歌にも、然る次第に見えたるが上  
に、註此の順集の歌の題の下に四十八首ともあれば、全文にえ  
もじ二つあるに合へり。さるは、いかなることか、さらに心得が  
たし。しひてたすけていはゞ、もしくは、あめつちほしそらとい  
ふことに、二音づゝとのへて四音を一句として唱へんには、  
四十七音にては、一音足らざれば、其の句をとゝのへむとして、



阿女都千に對する  
榊原芳野の説

え音を一つ加へて、唱へなれたるにもやあらむ。  
文藝類纂の習字沿革に、初めに古今序源氏などの手習のことを  
いへる文を引きて、次に宇津保のあめつちとあるところ、又順集  
のあめつちを擧げて後、

以上天地星空山川峯谷雲霧室苔人犬上末の義なるべけれど、  
ゆわさる以下解すべからず。且えの一つ多きは延の音かとお  
もはるれど、其の義解しがたく、且順は衣の意にてよみたれば、  
何の爲とは解し難し。但しこれに據りて我が國イとエの二音  
別あるが如くいひなせども、實は然らざること下の假字音説  
の下にいへるが如し。略下

と見えたり。

右の如く、阿女都千詞に對してエノエの、榎の枝の義なるをば解  
し得たる奥村氏の如きはあれど、他は皆ユワサル以下は解し難  
しと爲さざるはなし。而して編者の考ふるところは、次節に述ぶ  
可し。

第三節 阿女都千詞の成立

阿女都千詞の成立は、當時通用の假名を、一音につき、最も普通に  
用ゐらるゝものを取り集めて同音無き、四十八字を得、これだに  
記憶したらんには、口舌上の言辭は、自在に記し得らるべからし  
めたるなり。而して尙之を記憶するに容易ならしめんが爲めに、  
誰も知れる天文地理動植等の同音無き名稱又は動詞、手爾乎波  
のたぐひをつゞり合せたるなり。然るに、同音の文字なくして、意  
義なき言の無きやうにせしものなれば、半過ぐるまでは、穩かに  
見ゆれど、それより下は困苦せしさまにて、勢ひ、對偶の快らざる  
ものあるに至れるなり。さるを、先哲中、末のところ何とも解し難  
き由にいへられたれど、伊呂波歌などの如く、全體貫通の意味ある  
ものと一様に見ては解し難けれど、一語一語はなれたるものと  
見ば、何等の障なく聞ゆるなり。そは、ユワとあるは硫黃のことに  
て、和名抄に、

硫黃 和名由乃阿和俗云由王。

阿女都千のユワは  
硫黃なり



と見えたる由王なり此の由王をユワと呼ぶべきことは、この詞にユワとあるにても知らるべく、また、編者が郷國越後の下民は、今も附木の硫黄などをユワといふことなり、サルは猿なること異論はあるまじく、其の次なるオフ、セヨは、古語には、命令の意にも生育の意にも用ゐる例あれば、上の猿に縁みてならんには、兒を生ふし立つるとしても可なるべし、又其の次なるエノエといふことの、榎之枝の義なることは、新撰字鏡に、

杓衣乃木

榎衣乃木

体衣の木

杓比古江

杓比古江

の如く、榎のエには、衣を用ゐ、枝のエには、江を用ゐ、萬葉にも

山葉左佐良榎壯士 佐散良衣壯士 麻都我延乃 多氏流都  
我能奇毛等母延毛

など、榎と衣とを、音訓互ひに通はし、枝の意の假名に、必ず、延等の文字を用ゐて、常に衣榎等の假名と分別せるにて、天曆以上には、榎のエは、ア行のエとして、衣の音假名を用ゐ、枝のエは、江の訓假名に非ずば、延等の音假名を用ゐて、ア行ヤ行のエを確然區別し

たることは、極めて明らかなればなり。又次なるナレキテは、慣居而の意なることは既に動かすべからず、右の數語を、斯く解したる上にて、サル以下を引連ねて考ふれば、或は猿よ、兒をよく育てよ、榎の枝などの上に、慣れ居てなどの如く、猿に縁あるが如く、ほのめかしたる者と爲さば爲すべきなり。さらば、強ちに、ユワ、サル以下解すべからずと言ふまでも非るべし、畢竟諸先哲未嘗てアヤ二行のエの分別ありしを知らざりしより、同音の有るまじき、此の詞にして、エ文字の二つ有るを痛く怪しめるが上に、ユワの如き不解の語さへあるより、能くも考へず、爾か謂はれたるならん。但し前段に末の數句、猿に縁ありなどいひたれど、熟思へば、サル以下は、さても有るべけれど、ユワの一言、其の意更に上下に連らざるは、如何にとの難は免かるまじ。されば、此の詞は、初めより、意義の貫通を以て主要のことゝ爲さで、唯初の程は、同じ文字なき語を求めて、得るがまゝ、併列したれど、自然に對句の如くなりたるが、ユワ、サル、以下に至りて、次第に究し、遂ひに、かくの如く



なれるにて、伊呂波、太爲爾の如く、強ひて、意を屬けんが爲めに、幼童などには、耳遠き語を用ゐたりしよりは、遙かに優れりといふべし。今一言づゝの次第を逐ひて、其の意義を注すること左の如し。

アメ	天	ツチ	地	ホシ	星	ソラ	空	ヤマ	山	カハ	川
ミネ	峯	タニ	谷	クモ	雲	キリ	霧	ムロ	室	コケ	苔
ウヘ	上	スエ	末	ユワ	軟	サル	衆	オフ	セヨ	生育	
エノ	エヲ	根ヲ	ナレ	キテ	根ヲ						

かく、書き連ねて見れば、現今の小學に於ける單語篇、讀書入門の類にして、全く上代に於いて、幼童に常用の假名を教ふる用に供したるものなること疑ひあるべからず。されば前にも擧げたる如く、宇都穂には、はじめには、をとこでにもあらず、をんな手にもあらず、あめつちとは見えけるなり。

第四節 阿女都千詞の行はれし時代

阿女都千詞の行はれし時代はといふに、先づ、初めて、此の名の見

えたるは、宇都保物語なれば、其の書の年代を定めざる可らず。そは、黒川春村の墨水遺稿に、此の物語のこの、他書に見えたる限を擧げたる中に、左の二項あるにて、源氏物語の前、伊勢物語の後なること確かなり。

源氏物語繪合卷云、まづ物語のいできはじめのおやなるたけとりの翁、うつばのとしかげをあはせてあらそふ下略。鹽尻卷廿云、空穂物語に、源順朝臣の作とかや、彼物語に、あかなくにまだきも月のなんどのたまひてといへば、伊勢物語の後の作なること明らけし云々。

順の作れるなどはいかゞなれど、大略この頃のものなるべし。然るときは、殆ど口遊と同時のものにして、之を相摸集に見えたるをも考へ合はするときは、村上天皇の天曆より、一條天皇の正曆前後の末つ方には、旁く世に行はれたることは、確かなりとす。然るに、此の頃は、既にアヤ二行のエの混用時代と、交錯の時期なれば、此の詞に既に明確に分別せられたる上は、此の詞は、必ず遠く

阿女都千の遠く天略以上に行はれたる證跡



天曆以上のものたるは、復争ふ可らず、是に於いて、尙特に、口遊の阿女都千保之會と記せる文字について考ふるに、先づこゝに阿女都千保之會と記して、保之會良の良字の見えざるは、如何なる故にか。或は、書寫せるものゝ脱せるならんとも見ゆれど、さにはあらざるべし。何とならば、此の頃の習字本も、後代のいろはの手本と同じく、一行七字に書き習ひしかば、人皆此の詞を指して阿女都千といふよりも、阿女都千保之會と呼びしものならん。故に其のまゝ、かく記しゝなるべし。然らずば、此處には、阿女都千などと名のみ記して有るべきなり。是より推して、阿女都千保之會の文字も、昔より書き來れる此の詞の、最初の一行を示せるものと見て可なるべし。而して其の文字の、口遊の作者の隨意に記せるものに非ることは、口遊の中に記せる歌どもは、概ね、其の書に擧げられたる大爲爾歌の文字を用ゐたるが、例へば阿は總べて安を用ゐる、都は徒、千は多くは知を用ゐて、古來の例と異なる一癖ある眞假名のみ多く用ゐたること、下に擧げたる大爲爾歌を見て

知るべし。然るに、作者自ら記せる、此の阿女都千保之會とかけらる眞假名は、天曆以上の古經卷等の傍訓の片假名の字原に見慣れたる文字なれば、若し相ひ比較して、互ひに一致するところ多かるに於いては、アヤ二行エ音を分別せし時代に於いて、エ音分用の假名遣に適用せられし阿女都千詞の字形を略、推測することを得べし。今試みに、寛平八年に、訓點を施したる石山寺所藏、蘇悉地羯羅經略疏の片假名の字原たる眞假名を、阿女都千の次第に排列して見るに、

阿女 川千 保之 會良 也萬 加八 見三禰 太多二  
 久毛 木幾利 牟呂 已介 比止 伊奴 宇部 寸須惠  
 由和 左流 於不世與 衣乃江乎 奈禮井天

の如くにして、口遊の阿女都千保之會と比較するに、川と都との異同のみにて、殆ど一致せりといふべし。されば、初の四言にして、かくの如くなるときは、推して全詞に及ぼすも、亦大異同なきを知るべし。尙、天安以上の訓點の片假名字原も、亦皆大同小異なる



こと、拙著假名史料の假名字體沿革一覽を見ても知らるゝところにして、乃ち此の時代に於いては、恐くは、右の如き眞假名にて成れる一種の手習の詞ありて、一般に用ゐられたるは、殆ど疑を容れず、既に之を以て然りとせば、其の詞は、此の阿女都千なりしならん、而も之を推して奈良朝に達し得べきや否については、暫く措き、唯多く片假名を以て、訓點を施せる時代以來、僧俗に拘らず、之を用ゐること、後代に於ける伊呂波歌の如くなりけんことは、其の詞に分別せられたるアヤ二行のエを混用せる順集、口遊それより降りて相摸集時代までも、阿女都千といへば、誰知らぬものなきさまに見ゆるにても、如何に一般にも、久しくも、行はれたりしかを想ふべし。

抑も、眞假名の初めは、書により、時と人により、文字一定せざりしかど、萬葉の末つ方、家持集の頃のもの、又は正倉院御物中の書者を異にせる二通の尺牘の眞假名の略、一定せるところあるより推せば、此の時代、既に、阿女都千の行はれしやも亦知るべから

古代にはづあさ  
かやまを手習ひし  
所以

男手女手の別

ず、果して然らんには、阿女都千詞は、文字こそ萬葉時代に異なる所もあれ、奈良朝末より、天曆以上に最も盛に行はれ、天祿永觀以後、伊呂波歌の行はるゝまで世に知られたるものなるが如し、然るに、北邊隨筆になには津あさかやまのゝちは、あめつちほしそらといふことを、手習ふ人のはじめとしけるにやといへれど、こは、古今集の序になにはづあさかやまの二歌を手習のはじめにせしことをいへるより、然か考へたるなるべし、されど、この手習は、幼童の初めて文字を學び初むるをいへるにはあらで、自己が詠める歌など、物に書きつくる事を習ふにて、源氏に、まだなにはづをだには、かばかしうつゞけはべらざめればとある、つゞけといふ詞に注意せば、自ら覺らるべく、殊に右の歌は、二首合せても、四十八字の假名には、二十字も足らず、且其の缺けたる中には、重要な假名多きにて、其の然ることを知るべきなり、されば、宇都保にも、先づあめつちとし、つぎになにはづ等に代ふべき男手、次に女手と次第して、手本を書きたるなり、但し、宇都保に、をここで



阿女都千の行體なりし推測

でにもなく、をんなでにもなく、あめつちとあるは、男手は、女子が  
 常に用ゐる略草の連綿躰、即ち草假名、女手に對して、男子の用ゐ  
 る正楷及び楷行體の文字を指していへるなり。而して阿女都千  
 の字體を以て、男手にも女手にもあらずとするときは、正楷や楷  
 行體にもあらず、略草の連綿體にもあらざる其の中間の行體な  
 りしと推定する外あるべからず。かく推定したる上に回顧すれ  
 ば、天曆以上の傍訓に用ゐたる片假名中、行體の字原より抜き取  
 れりと覺しきがいと多きも、亦之が傍證と爲すに足るべきなり。  
 以上の如く、觀來るときは、此の阿女都千詞は、中古以來、殆ど隱晦  
 して世に知られざりしと雖ども、こは元來我が國、上古よりこの  
 方用ゐ來りし眞假名の字體、一定せず。一音數十字の多きに至る  
 が上に、極めて繁畫なるもの少からず。故に、民間教育を妨ぐるこ  
 と、最も甚しきを致せり。然るに、奈良朝末期頃に於いて、作者は知  
 られざれど、此の詞の行はるゝに至りてより、平安朝初期、佛經授  
 讀の事盛になるに隨ひ、自然、片假名の發生、進歩は勿論、女童に適

阿女都千の功績

する草假名の發達を促すべき基礎となれるものと謂ふべきな  
 り。されば、後代民間教育に大功ある伊呂波歌等の父祖を尋ね來  
 らば、此の詞を措きて他に求むべからず。是に於てか、我が國文教  
 育上暫くも、此の大功績者を没すべきに、あらざるなり。



口遊作者

第三章 大爲爾歌

此の歌は、口遊に見えたるものなるが、この口遊といふは、前章にいへるが如く、源爲憲が天祿元年の作なり。此の書、將門記と同じさまに、影寫印行せしかば、今も之を藏せる家、少からず。されども同じさまに、眞假名にてかける歌どもに交りたれば、大爲爾歌などいひて、其の時代に於ける普通の假名を教ふべき爲に、特に作れるものゝ有ることに心付けるもの甚だ稀なりしなり。編者も曾て、大槻氏にて、一見せしこともありつれど、更に目に觸れざりき。さるに先つ年、故谷森善臣翁に示され、初めて斯るものゝ有りけるを知れることの鈍ましきよ。後に、内務省にて、眞福寺所藏の古書どもを國寶とせられんとて、一時それらの豫定のものをも、同省なる寶物取調所に取り寄せ置かれし時、志あるものには、閱覽を許さるゝと聞き、往きて觀るに、そが中に此の書も加はりければ、主務官の許可を得て、此の歌、並びに附言をも、細心に映寫し置きたれば、今そこをこゝに掲ぐ。原本一行尺餘、今之を翻授したるものなり。

大爲爾歌の發見

口遊大爲爾歌の縮臨

但し、此の歌の載せられたる口遊は、天祿の作なれど、それを遙か後の鎌倉時代なる弘長に寫せるものなるが故に、全編誤脱多く、此の歌の如きも、安佐利於比由久とあるべきを、於の一字を脱し、又注なる借字を供字と誤寫せるなど、にても知るべし。

大爲爾歌  
 比由久也末之口乃字知惠信田吉良之波保世与礼  
 不辨加討奴供字 文定

今幸々俗語  
 此語爲勝



今嘗みに、此の歌の眞假名の字體を正して、傍假名を附し、附言に訓點を施し見るときは、

大爲爾歌の讀方

大爲爾伊天奈徒武和禮遠曾幾美女須土安佐利□

比由久也末之呂乃宇知惠倍留古良毛波保世與

衣不禰加計奴謂之借名文字

今案世俗誦阿女都千保之曾里女之訛說也

此誦爲勝

となり、尙其の意を譯するときは、

大爲爾歌の意譯

田居ニ出デ。菜摘ム我ヲゾ。君召スト。求食リ追ヒ往ク。

山城ノ。打醉ヘル兒ヲ。藻干セヨ。得船繫ケヌ。

かくの如くなるべし。

大爲爾歌の考證上の益

抑も、前段いふが如く、此の大爲爾歌は、如何なる點に於いて、假名遣沿革、又は阿女都千詞等に對して、有益なる徵證を供するにか

といふに、第一自ら阿女都千詞の一字づゝを上下に置き、四十八首を詠みながら、其の詞中に分別せるアヤ二行のエ音を分別せざる順の弟子なる爲憲の書に、同じくエ音を分別せざる四十七字の、此の歌を載せて、エ音二つありて四十八音なる阿女都千詞を斥けたるが如きは、和名抄のアヤ二行のエ音混用と併せて、明確に、順時代は、既にエ音を分別せざる四十七音となれるを確證すること。第二、此の時代、既に四十七音時代なり、然らば四十七音にして、巧妙なる伊呂波歌果して空海の作にして、存在したらんには、之をこそ擧ぐべきにかゝる拙き五七調の歌を取りて、之を誦するを勝れりと爲すといへるが如きは、自ら、此の時代に於いては、未曾て伊呂波歌の存在せざりしを確證するに足ること。第三、此の歌に對し、直接の事にはあらざるも、其の附言中、阿女都千保之曾とあるにより、前章にいへるが如く、阿女都千詞の文字のさまを追想し得らるゝこと、是なり。とにかく、阿女都千詞、既に舊式として捨てられ、巧妙なる伊呂波歌未だ出でず、其の間に於い



て、一時の間に合せとなり、遂ひに巧妙なる伊呂波歌發生の導子ともなれるものならん。されば、單語篇のさまなる阿女都干詞、一たび變じて、大爲爾歌となり、遂ひに人口に慣れ易き今様體なる伊呂波歌となりて、遠く今日に傳れるは、自然の進化といふべきなり。大爲爾歌、世に行はるゝ甚だ弘からざりしといへども、國字普及上は、いふまでも無く、假名遣を始め、他の手習詞歌考證に對して、徵證となるべき點少からず、豈徒口遊雜歌中に、沒了して可ならんや。

### 第四章 伊呂波歌

#### 第一節 伊呂波歌研究の理由

伊呂波歌は、古くより、普く世に行はれて、今日に至れるものなれば、古來、その意義を注釋するものあり。其の作者を考證するものあり。今是等を取り集めて見るときは、其の間に、是非長短錯然として、遽かに其の正否を判するに苦しむの觀なき能はず。されども、典故の擧ぐべきを擧げ、事實の尋ねべきを尋ねて、殆ど遺すとこゝろ無きが如くなるは、後の考究者に便する事幾多なるを知らず。中に就く、其の作者の空海ならざること、黒川春村の碩鼠漫筆なるいろは假字の項の如き、引證該博、論斷明快、伊呂波歌作者に對する研究は、殆どこゝに竭きたるが如き感あらしむ。されば、伊呂波作者に對する世論は、疾に一定すべき理なりといへども、近時に至りても、尙往々、伊呂波は、弘法大師の作なりといふ説を固執するものあり。こは、一には、春村の主義として、猥りに自著を上木するを好まざりしが爲に、廣く世に知られざるに由るべしと

伊呂波につきて黒川春村の碩鼠漫筆の説



伊呂波研究の方針

いへども、其の子、故眞頼翁すら、之に反對せる説を立てたるを見れば、春村の説に、未、盡き、る所ありて、一定不動の確説として、人を心服せしむるに足らざる點あるに因るなるべし、是に於いて、編者は、旁く諸先輩が各方面より、其の所見を異にするところ、然らしむるところの事實、徵證の存する者を集め來りて、之に編者が曩に研究せし假名遣の變遷を參考し、以て、從來伊呂波歌に對する未定の範圍を狭めんと欲す、仍て、先づ伊呂波歌の名目、體裁、字體等、其の初めて物に見えたるより、現時の伊呂波となるまでの間のものにして、編者の眼に觸れたる所を、次節に於いて、年次を逐ひ列舉せんとす、讀者、必ず先づ、之を通覽して、伊呂波の如何なるものなるかを概知せんことを要す。

第二章 伊呂波歌及び之に關することの古書どもに見えたるもの

抑も、伊呂波歌の存在を明かに示せるものは、向後、如何なる年代のもの、顯るべきか豫め知る可からずといへども、今日までに

金光明最勝王經音義の伊呂波

伊呂波假名の四聲

知られたるは、空海より、凡三百年の後なる承曆三年寫、金光明最勝王經音義を以て、最も初となす。

此の書は、故文學博士本村正辭翁の所有にして、翁曾て横山由清が原本につきて影寫し置けるを復影せるもの、よし、幅尺餘の卷子本なりしが、卷首に、序文ありて、次に伊呂波歌を掲ぐ、卷尾に、

承曆三年<sub>己未</sub>四月十六日抄了

音訓等用借字大底付之仍只今無清書歟追々引勘字可一定之

とあり、伊呂波の眞假名の字體に、後のものに多く用ゐざるも見えて正しく承曆當時のものなるべきは、更に疑なく覺ゆ、而して此の伊呂波に、多くは二字又三字なるもあり、且つ朱もて毎字に平上の點を施せるものは、此の音義に用ゐたる假名には、皆平上の別によりて訓を施せることを示せるなり、こゝに擧げたる伊呂波は、木村翁の複寫せるを、複寫して後、又縮臨せるなり。



金光明最勝王經音義の伊呂波の縮臨

先可知所付借字

伊呂波八耳奈保一及止都  
 手知利種奴詔流留字述和正加可  
 餘多太連社若祖津以祿幸耶奈  
 良羅字元有字為詔能の於久丸  
 耶也万麻訃介不布已告衣延天呂  
 阿由佐作伎我喻由女馬義祿之志  
 惠余比非毛蒙勢世須寸

天文本和名抄の卷首の伊呂波

此の伊呂波を見て懐ひ起せば、天文本和名抄の卷首、序の次、目録の前に五十音と共に記入せられたる伊呂波も亦、其の體相似たり、平田氏の所見附録、第卅五圖、古史本辭經に掲げたもの、證本概説を見よ。の如く、順當時のものならんには、其の伊呂波も亦然らざる可らず、而も順時代には、未だ伊呂波の無かりしことは、後節に詳論するところなり、然るに、今和名抄のものを、此の音義のものに較べ見るに、平上の點こそ無けれ、假名の字體殆ど同時のものならずば、稍後れたるほどのものなるが如し、仍て嘗みにこゝに掲げて讀者の参考と爲す。

三	古	井	禮	利	以	爲伊	比	路	呂	波	八	爾	通	保	奉	倍	閉邊	止	度都	知	千
彌	江	乃	曾	里	比	伊	呂	呂	波	八	爾	通	保	奉	倍	閉邊	止	度都	知	千	
之	江	乃	曾	奴	流	留	乎	和	加	可	賀	與	太	多							
志	天	於	豆	詔	津	彌	子	奈	羅	無	牟	鳥	宇								
師	安	久	禰	那	良	無	牟	鳥	宇												
衣	阿	夜	那	奈	羅	無	牟	鳥	宇												
比	左	夜	那	奈	羅	無	牟	鳥	宇												
毛	佐	耶	那	奈	羅	無	牟	鳥	宇												
世	作	麻	良	無	牟	鳥	宇														
須	木	萬	無	牟	鳥	宇															
寸	幾	賣	無	牟	鳥	宇															
	岐	末	無	牟	鳥	宇															
	由	介	無	牟	鳥	宇															
	女	計	無	牟	鳥	宇															
	免	偶	無	牟	鳥	宇															
		不	無	牟	鳥	宇															
		布	無	牟	鳥	宇															



江談伊呂波の説

次に大江匡房の江談にて、其の逸文の源氏河海抄卷十二梅が枝に註引かれたるなり。匡房は、天永二年七十七にて卒せし人なり。江談云、天仁二年八月日向小一條亭言談之次、問曰、假字手本者、何時始起乎、又何人所作哉。答云、弘法大師御作云々、件事無所見、但大女御御自筆假名法華經供養之時、被行御八講、講師南北英才相遞爲導師、高名清範慶祚等之輩、各振富樓那之辨才之後、源信僧都又勤此事、説云、日本國者、誠雖爲如來之金言、唯以假字可奉書也。弘法大師傳習諸眞言梵字悉曇等密法之後、寄四教法文、作イロハニホヘド、讚給以來一切法文聖經史書經典、不離此讚文字。イロハニホヘド、字色ハ句ヘドト云也、不説他事、只以此一事、令講、而人々皆驚耳之由所傳聞也。古人日記中在此事云々、又問云、然者、件弘法大師御時、以往無假名歟。日本紀中假名之日本紀在之由、慮外令見如何。答云、此事尤理也、雖然只付後言合之書也、イロハ於尙彼時始歟、先哲可尋也。

悦目抄伊呂波

次に藤原基俊の悦目抄なり。基俊は、康治九年、八十七にて卒す。

密嚴諸秘釋なる以  
呂波歌

物をかなに書べきやう、いろはにはいはいはく、いろはにはほへどちりぬるを、わがよたれぞつねならむ、うゐのおくやまけふこえて、あさきゆめみじゑひもせず。上に書くい、下に書くい、下に書くひ、口合に書くる、上に書くわ、下に書くは、上に書くお、下に書くを、上に書くう、下に書くふ、上に書くえ、下に書くへ、口合に書くる、これらは、おのがちやうによらば、いづこにもあれ、くるしからず。

次には、覺鑊の密嚴諸秘釋なる伊呂波釋なり。覺鑊は、根來寺を創建せる僧にして、康治二年、四十九歳にて寂す。

文云、色葉勻散者、解曰有二意。一、付喻、謂色者、花葉內含諸行、必滅外顯四相無常、花則表一季、中葉則示四運、間勻者、生住二相散者、異滅兩法、二約法、謂色略有四義。一、順可愛、義此遮違情、諸境故。次云、勻此中色者、顔色美艷、花麗光澤、尊榮盛勢、妙染嚴好等、義勻者、氣香芳熏、盛榮遍深等、義散者、准上、喻彰不住、意明無常、故文云、生者必滅、會者定離。中略色勻散、諸行無常、我世誰常、是生滅法、四相遷



變不住、自性名之無常、故有爲、奥山今日超、生滅々已生滅者有爲之思想故。淺

夢不醉、寂滅爲樂夢者妄見也、醉者癡病也、智障也。初覺次覺後覺色生異句天花散初

我世誰常我空、小乘。有爲、奥山今日超普薩乘三論不覺、心數本源故。淺夢二佛、初句、小乘律

次普薩乘明、二我空。次權佛乘一乘、如二道無爲。後句眞言如、次胎金。色勻散乎此有三心、異、愚、是、初、異、生、瓶、羊、

狀、桃、頰、我世誰常此又四心、大小各二、故、上、字、舉、所、遣、法、下、兩、字、顯、能、遣、智、我、者、主、宰、自、在、等、

之色樹、稱、虛、無、表、義、誰、常、無、常、即、是、四、相、々々、故、無、住、々々、故、空、無、

也、又我者人執以爲聲緣、我世者法我以爲菩提障、誰準、前。

次に極樂願往生歌なり、此の歌は、近年、京都南禪寺竹林中より、發

掘せる小甌中に納められたりし小卷にして、伊呂波歌の一字を、

沓冠にしてよめる四十七首と、別に、和歌一首を記せるものなり。

而して、其の末に、歌序ありて、康治元年壬戌五月廿一日壬午日と

あり、今先づ其の歌の上下に見えたるものを臨摹して、こゝに掲

げ、而して後に、其の寫眞の一部を下に示すべし。

イロハニヤハトキリ又ルシホカヨリムソ

子ナラムハ井ノオクヤ下ッゴエテアサ

三じ丑とモセヌ

極樂往生歌、伊呂波の沓冠

極樂往生歌のイロハの臨摹

極樂往生歌の寫眞





伊呂波字類抄の伊呂波分けの伊呂波

次に、橘忠兼の色葉字類抄に、伊呂波もて其の編を分てるなり、忠兼は、天養久安年間の人なり。

伊呂波仁保邊度地利奴留遠和加與他禮  
所津禰那良無字爲能於久也末計不古江  
天安左幾由女見志惠比毛世須

次に藤原道長の台記に見えたるは、

久安六年正月十二日今日今麻呂參御前依勅書以呂波。

次に慈鎮和尚の作といふ色葉和難集に部を分てるは、

伊呂波仁保陪止知利奴留遠和加與太禮  
曾津禰奈良武字爲乃於久也萬計不己江  
天阿左幾由女美之惠比毛世寸

なり。是より次に、鎌倉時代に入りて以後千載集、序拾玉集、拾遺愚草、壬二集、古今著聞集、行阿假名遣等にもいろは云々四十七字よ

伊呂波和難集の伊呂波分けの伊呂波

多羅葉記伊呂波分けの伊呂波

そちあまりなるもじ、又は、これに對する歌どものこと、少からざれども、是等は、黒川春村の碩鼠漫筆、小山田與清の松屋筆記に列擧せられたれば、おほかた是に譲りて、唯其の二書に見えざるもの及び、後節の考證に關係あるものをのみ、こゝに記さんとす。建保文暦年間に書寫せる多羅葉記に、梵語を分てるものあり。この多羅葉記は、醍醐三寶院の所藏なり。

伊呂波備保邊登千利奴流遠和加與太禮  
所津禰奈良無字井乃於久也萬計不古江  
天阿左幾由女躬志衛比毛世須

釋日本紀開題の伊呂波の説

次は、釋日本紀開題に見ゆるところなり。釋日本紀は鎌倉中期の人卜部懷賢の作なり。

先師説云<sup>上</sup>伊呂波者弘法大師作之由申傳歟此者自昔傳來之和字<sup>於</sup>伊呂波<sup>爾</sup>被作成之起也。



八 悉曇輪略抄の伊呂

次は、悉曇輪略圖抄附錄第十九圖の項を略述す、合考すべし。卷七片假字、事の條に見えたる所なり。此の書の伊呂波の末、京字あり、伊呂波に京字ある、蓋し之を以て初めとなすか。

悉曇輪略抄の伊呂八の寫眞

列	列	列	列
諸行無常	是生滅法	生滅と已	疾滅為樂
色	我	有	汝
糸	世	力	夢
匂	誰	園	見
散	常	心	不
落	イ	ハ	ソ
ヤ	エ	カ	ク
ケ	コ	ケ	ク
ク	ケ	ク	ク

片假字ヲ伊呂八といふこと

右行假字亦号伊呂八是別有老作之字抄  
自然道之聲也

元人の伊呂波の説

元人陶宗儀が書史會要卷八日本國の下に見えたるもの、  
於宋景德王年嘗有僧入貢不通華言善筆札命以牘對名寂照號  
圓通大師國中多習王右軍書照頗得筆法後南海人船自其國還  
得國王弟與照書凡三書皆二王之迹而若愚章草特妙中土能書  
者亦鮮能及紙墨光精左大臣乃國之上相治部九卿之別也曩余  
陶宗儀自稱す。與其國僧曰克全字大用者偶邂逅于海陬禪刹中頗習華  
言云彼中自有國字字母僅四十有七能通識之便可解其音義因  
索寫一過就叩以理其聯轉成字處髣髴蒙古字法也全又以波中  
體寫中國詩文雖不可讀而筆勢縱橫龍蛇飛動儼有顛素之遺則  
今以其字母附於此云。

い 以又近 移 ろ 羅 は 法平聲 又 近 排 に 宜 ほ 波又 近 婆

へ 別平聲 又 近 靴 と 多又 近 駄 ち 啼又 近 低 り 梨 む 奴

る 盧 を 寓 わ 懷 加 楷作 喉 青呼 與 夔平聲



河海抄伊呂波作者の説

た	大	平	れ	侏	ろ	座	平	又	近	川	平	聲	又	ね	尼	縮	呼	舌	
な	平	聲	ら	阿	頼	彈	作	平	聲	む	謨	う	鳥						
る	伊	の	那	わ	和	窩	又	近	く	枯	や	爺	唯					音	
ま	埋	け	茄	ふ	蒲	夫	又	近	こ	軻	え	奚							
て	梯	舌	平	聲	縮	さ	節	紫	又	近	き	欺	其	又	近	ゆ	由	め	七
み	皮	眉	又	近	し	尸	時	又	近	ゑ	翳	聲	平	ひ	非				
ぜ	蛇	木	又	近	す	疏	沮	又	近	ひ	非			も	摩				

次は、河海抄梅枝卷注に江談を引用せるイロハニ者彼時始歟、先哲可尋之也の次に見えたるもの。河海抄は、四辻善成が永和中に著せるなり。

一説、伊呂波有三段イロハニホヘドチリヌルヲ大安寺護命僧

徒然草のいろは倭片假字反切義解の伊呂波説

高野日記のいろはのこと

正作ワガヨタレゾヨリエモセズマデ弘法大師作京傳教大師又云イロハトハ母ノ名也然者梵字ノ字母ノ義也云々

次は、徒然草にいへるところにして、作者兼好法師は、正和延元間の人なり。

こひしくといへる心のうちに、ふたつもじ牛のつのもじすくなもじゆがみもじとぞ君はおぼゆる。

次は、明魏法師の倭片假字反切義解序にして、作者明魏は南朝の人藤原長親の僧名なり。

上 略 到於天平勝寶中右丞相吉備眞備公取所通用我邦假字四十五字省偏旁點畫作片假字中 略 然後弘仁天長中弘法大師釋空海造四十七字伊呂波補闕於二字 以便女童其體即草書此伊勢物語古今和歌集所用女假字四十七字是也下 略

次は、頓阿法師の高野日記に見ゆるところ、頓阿は、正平年中勅命により新拾遺集の撰集に預れる人なり。

略 上海象の縁ある事どもたまふ中に、大師此山をきりひらか



黒川本源平盛衰記

せ給ひて、堂たてさせ給ふに、木の道のたぐみ文字のことを知らねば、志るしあはすべきことわりもなしとて、いろはの四十八字を、しへさせ給ひしより、さらばとおもひて、いろはを冠におきて、四十八首をつゞり出し、影前にそなふ。下略

次は、古寫本源平盛衰記を分卷せるもの。此の本は、黒川眞道氏の所蔵にして、全部四十八卷、合卷ありて、三十二冊なり。初卷の首に眞頼翁の附箋ありて云ふ。

古寫本源平盛衰記三十二冊

此の内第三 第五 第七 第八 第九 第十

第十一 第十二の八冊は策彦筆蹟也

策彦は、天龍寺の僧にして、天正中七十九に寂せり。盛衰記の伊呂波にて、卷に名けたるもの、内閣文庫古活字本あり。一二の卷には、何とも無く、第三卷波より始まれり。其の文字は大部分は、黒川本と同じけれど、

保登遠世曾濃屋希古傳幾衛緋勢須

の十五字を異にせり。そは元來、原本は黒川本の如くなりけんも、其の讀み難きを避けて、活字の際改めしものならん。又寫本の方には、源平盛衰記怡卷イとやうに、別に片假名を記せるは、眞假名の讀み難きが爲に、書寫の際、爾か爲し、なるべし。そは幅字のノと讀み難きより、何とも記さざるにて知らるゝなり。

怡イ 露ロ 波ハ 念ニ 穂ホ 邊ヘ  
砵ト 智チ 理リ 奴ヌ 又 留ル 緒シ  
知ワ 佳カ 代ヨ 陀タ 夕シ 素ソ  
津ツ 祢子 那十 羅ヲ 牟ム 宇ウ  
井井 帽〇 於大 俱ク 野ヤ 摩マ  
食分 賤フ 枯コ 榎工 帝テ 阿ア  
侘サ 然キ 遊山 目メ 旅三 資と



運歩色葉集の以呂伴

次は運歩色葉集の卷首序文の前に掲げ之を以て書中の字類を分てることを示し、序末天文十七季著、雍沼灘菊月古として、作名無し。

以呂伴波 仁保へト知利奴留遠和加與  
太禮所津門 禰奈奈 良牟字于 爲乃於久  
也末計不今江天安左幾由女美之惠比  
毛世寸京

凡我朝之以呂伴之起、專尋深義、全非世間淺邊之法、八萬法藏之肝心、十二部經之骨髓也、常住佛性、妙理醍醐、甚深之秘密也、只攝色葉四十七字、是以弘法大師對護命僧正、學法相大乘奧義、以其次護命言菩薩之行願、不如度世間非法衆生。下略  
以上列舉せる所を通覽するに、伊呂波の字體、殆ど一定せず、而も平假名最も少し、是研究者の特に注意を要する所と爲す、今、金光

明經最勝王經音義を基礎と爲し、其の異同を比較せんとす。字、色葉集、天、天文本和名抄、源、源平盛衰記。

- 以金、運、天、和 伊金、字、多、和 比天、和 怡源、天、和 呂金、多、和、天、運 路天、和 露源、天、和 波金、多、和、天、運 八金、多、和、天、運 伴運、天、和
- 耳金、運、天、和 爾金、字、多、和 邇天、和 爾天、和 本金、字、多、和 保金、字、多、和 奉天、和 穗源、天、和 へ金、多、和、天、運 邊天、和 反金、字、多、和
- 倍天、和 遍天、和 止金、天、和 都金、天、和 度天、和 登多、和 砥源、天、和 千金、多、和、天、運 知金、和、天、運 地字、多、和 智源、天、和 利金、字、多、和
- 和金、天、和 理金、字、多、和 奴金、天、字、多、和 怒天、和 沼天、和 流金、天、字、多、和 留金、天、字、多、和 乎金、多、和、天、運 遠金、多、和、天、運 緒源、天、和
- 和金、天、和 王金、字、多、和 加金、字、多、和 可金、字、多、和 佳源、天、和 餘金、天、字、多、和 與金、天、字、多、和 當天、和 與天、和 當天、和 代源、天、和
- 多金、字、多、和 太金、天、和 他字、多、和 隨源、天、和 連金、字、多、和 禮金、字、多、和 曾金、字、多、和 祖金、字、多、和 所字、多、和 楚天、和 素源、天、和 津源、天、和
- 牟金、天、字、多、和 無字、多、和 武和 有金、字、多、和 字字、多、和 于源、天、和 烏源、天、和 爲金、和、天、運 謂金、字、多、和 井源、天、和
- 能金、字、多、和 乃金、天、和 幅源、天、和 於金、天、字、多、和 久金、字、多、和 俱源、天、和 耶金、天、字、多、和 也金、天、字、多、和 夜天、和 野源、天、和 萬金、天、字、多、和
- 末金、字、多、和 麻金、天、字、多、和 賣源、天、和 計金、天、字、多、和 介天、和 偈金、天、字、多、和 氣金、天、字、多、和 食源、天、和 不金、字、多、和 布金、天、字、多、和 符金、天、字、多、和 賦源、天、和
- 己金、天、字、多、和 古金、天、字、多、和 今源、天、和 怙源、天、和 衣金、天、字、多、和 延源、天、和 江金、天、字、多、和 榎源、天、和 天金、天、字、多、和 豆金、天、字、多、和 帝源、天、和 阿金、天、字、多、和
- 安金、天、字、多、和 佐金、天、字、多、和 作天、字、多、和 左金、天、字、多、和 伎金、天、字、多、和 岐天、和 木天、和 枳天、和 幾金、天、字、多、和 喻金、天、字、多、和 由金、天、字、多、和 遊源、天、和
- 女金、天、字、多、和 馬金、天、字、多、和 面金、天、字、多、和 免天、和 目源、天、和 美金、天、字、多、和 彌金、天、字、多、和 見字、多、和 躬多、和 三天、和 之金、天、字、多、和 志金、天、字、多、和 師源、天、和



伊呂波を以て空海の作なりと云ふこと大江匡房の頃までは、不審なりしが如し

天、資源、○惠和、金、字、多、會金、廻金、衛多、衣天、繪源、○比金、天、字、多、皮金、非金、○毛金、字、多、文金、  
裳金、源、○勢金、世和、天、字、多、施源、○須金、字、多、寸天、酒天、受天、集源、

又世人が普通に空海の作なりと惟へる伊呂波の初めて見えたる金光明最勝王經音義に、別に作者を言はず、次の江談には、答云弘法大師御作云々、件事無所見といひ、或記に、源信が經論どもの訓點に假名を用ゐるは、皆空海の遺澤なりと説けるに對し、然らば弘法大師御時以往無假名歟、日本紀中假名日本紀在之由、慮外令見如何といひ、又イロハニ於テハ、尙彼時始歟、先哲可尋也など不審せるにても、匡房の頃は、空海の作は未定なるのみかは、更に信ぜざりしを徴すべし。

又伊呂波を以て、空海作とせば、空海は弘仁承和の間の人にして、いろはを空海の作といへる源信は、天祿寛仁間の人、其の間、殆ど二百年を隔てたり、而して、其の間に於いて、伊呂波の名目は勿論、其の痕跡をも止めざるは、甚だ解すべからざることゝ爲す。讀者一たび、此の數點に注目したらんには、伊呂波を以て、空海の

伊呂波の空海の作ならざる證あるも尙舊説を固執抗するものある理由

伊呂波作者に對する説の眞偽を明かにするの方針

作なりとすることに、疑を抱かざるを得ざるべし、されども、是等の諸點は、苟も伊呂波に就きて説を爲せるほどの諸先輩の、略知悉せるところなるに、尙、空海作の説を執て移らざるものあるは、先入の主となれるものあり、又偉人の作とするときは、自ら其の物の貴くなるを、強ひて之を破るを好まざるのみかは、力めて之を保護せんとするものあり、之が爲めに、少しく近似せる事あれば、忽ち之を粉飾もし、附會もするより、事の眞偽、説の正誕、混沌として、容易に辯ずべからず、是眞を眞とし、偽を偽とし、事の眞偽の明快ならざるを惡むものゝ、黙して止む能はざる所なり、而して、今其の是非を分ち、正邪を辨じて遺憾なからしめんとするには、先づ伊呂波歌其の物につき、製作の理由、其の意義、其の歌式より字體、字原、音數、語格等に至るまで、之を精勘し、以て其の形質を詳かにし、次に初めて伊呂波の名目を示し、空海の作なることを説きたる源信以前に於ける、伊呂波存否の形跡を、空海前後より以來の歌謠の形式、音韻の數、假名の字體等につきて、其の變遷沿革



を明かにし、然る後に於いて、伊呂波の形質を取りて、適當の位置を求むるときは、自ら諸説の是非眞偽、晰然として分明となると同時に、其の眞の製作時代を知り、且つ其の人をも略、推測し得るに至るべきなり。請ふ次節より、次第を逐ひて説き進むを見よ。

第三節 伊呂波歌の觀察

前節に於いて、編者豫定の方針に隨ひて、先づ現今行はるゝ伊呂波歌に對して觀察するときは、大略左の如くなるべし。

第一伊呂波歌製作の理由 或る時代に於いて、當時普通に使用せる假名の一音中、最も普通なるを撰びて、四十七字を得、以て寂滅爲樂の教旨を意味せる七五四句の歌體となして、口誦に便し、以て世の子女の、習字の手本に適せしめたるなり。是或る僧徒が、人世必須の事項を利用し、我が宗旨を布及せんとする手段と爲せるものなり。

第二伊呂波の歌式 伊呂波は、七言五言の四句を以て、章を成せるものなり。

伊呂波製作の理由

伊呂波の歌式

色は句へど散りぬるを	我が世誰ぞ常ならむ
有爲の奥山今日越えて	浅き夢見し酔ひもせず
この歌式は、平安朝の末期に、最も盛に行はれたる今様と其の字句を同じくせるものにして、唯伊呂波は、第二句が、六言五言となれる少差あるのみ、而して今様の名目の物に見えたるは、寛弘時代の枕草紙、紫式部日記、榮花物語等なれど、確かに其の形式を示したるは、慈鎮和尚の拾玉集に、	
春のやよひの明ぼのに	四方の山へを見わたせば
花ざかりかもしら雲の	かゝらぬ峯こそなかりけれ
平家物語に、	
萬の佛の願よりも	千手の誓ぞたのもしき
枯れたる草木も忽に	花咲き實なるとこそ聞け
など見ゆるなり。但し、此の今様の和讃より出でたることは、後節歌謠の沿革に於いて、詳述すべければ、唯伊呂波の今様と同式なるを示せるのみ。	



伊呂波字の字源

第三伊呂波字の字原 伊呂波字は鎌倉時代以前に在りては、眞假名、片假名、平假名の別なかりしこと、前節にいへるが如くなれど、近代になりては、伊呂波といへば、平假名を指せることとなりたれば、今之に従ひて、其の字原を注すること左の如し。

い 以 ろ 呂 は 波 に 仁 ほ 保 へ 部 と 止 ち 知  
 り 利 む 奴 る 留 を 遣 わ 和 か 加 よ 興 た 太  
 れ 禮 そ 會 つ 川 ね 彌 な 奈 ら 良 む 武 う 宇  
 ゐ 爲 の 乃 お 於 く 久 や 也 ま 未 け 計 ふ 不  
 こ 己 え 江 て 天 あ 安 さ 左 き 幾 ゆ 由 め 女  
 み 美 し 之 ゑ 惠 ひ 比 も 毛 せ 世 す 寸 京

右の字原中には、音なるあり、訓なるあり、其の音には、古來通用の假名の中より取れるものなるが故に、所謂和音なり。されば、和音中には周代古音あり、古吳音あり、又平假名は全體字なれど、への如き省略せるもあり、今是等を大略に、類別す

伊呂波字原の類別

るときは、左の如し。

古音		吳音		漢音		訓	
と 止	ろ 呂	ゑ 惠	に 仁	し 之	同漢音	え 江	へ 部
つ 川	は 波	も 毛	を 遣	ひ 比	省音	め 女	
の 乃	に 仁	そ 會	ら 良	お 於	全體		
こ 己	ほ 保	は 波	ま 未	う 宇	省體		
る 留	へ 部	ち 知	な 奈	ふ 不			
む 武	と 止	り 利		さ 左			
あ 爲	ち 知	か 加		き 幾			
		よ 興					
		た 太					
		う 宇					
		ふ 不					
		め 女					

右の圖に於いて、止川乃己の三字を以て、古音とせしは、假名源流考の第四章第二類百十六頁と百二十四頁との間と、二百二十八頁と二百三十二頁の間。に於いて、詳説せるところなり、今其の大要をいはゞ、周代古韻にては、



伊呂波字中の周代古音

止乃己は、共に同韻にてオイの韻、川は焚順聞雲等と同韻にてウツ韻なり、而して韻鏡なる照母穿母牀母の文字は、古音にタ行の音なる端透定の三母の音に呼ぶこと、清、錢、大、昕が養新録に、一々實例を擧げて論定せるところなり、されば、止は照母にして、川は穿母なるが故に、止はトイにして、川はツヌとなるべき理なれば、乃己のノイ、コイと共に古韻なること、更に疑なければなり、但し、茲につに川字を當てたるにつきては、讀者中、或は異論あるべし、そはつの字原につきては、種種の異説あること、岡田眞澄が假字考に擧げたる新井白石、同文通考の肥人の書といふより始めて、澤元愷、模微字説の門廣澤の門、僧全長、伊呂波字考録の闕、日本紀通證なる川の全訓、或は州の省文の音の數説あるが上に、近くは、故木村正辭翁の州字説ありといへども、いづれも確實なる根據なきを如何にせん、然るに編者が、川字を以て當てたるは、正倉院古文書中、

つ字に對する字原の數説

大寶二年御野國戶籍 阿尼つ賣

同 豐後國戶籍 川内漢部佐美

天平五年近江國志何郡計帳 私造川見賣 川造石弓

など見えて、川字を川と記し、津彌賣、川見賣、異人ながら、同名と見ゆるを川見と記せるは、川の同音なるを證すべく、是等にて奈良朝に於いて、川字を川ともつとも記けるを證すべく、而して、假名沿革史料、空海の作なる沙門勝道の碑文の傍訓に、ツを川川とし、其の次々のものに、川川川川川川一などを交用せるにて、つツの原字の、川なることは、疑ふところなきに、周代古音研究上、川字のウツ韻にして、端透の音なりしとの考證と、旁相ひ俟ちて、一定して復動かざることゝなれるなり。

又訓の類なる省體の下に、へに部を當てたるにつきても、亦不審起るべし、そは、同じ假名考に、例の如く、諸家の説を擧げたるが、邊の省なり、皿の略草なりなどいひ、反閉扁などいふ説もあれど、いづれとも歸着するところを示さずして止めり、こは古



文書、古經卷などの、世に知られざる間に在りては止むを得ざることといふべし。是も正倉院古文書に、

大寶二年御野國戶籍 宮賣兒マ屋賣 水取マ古賣

椋人妻物マ多都賣

天平二年近江國志何郡計張 三上部阿間 男三上マ國足

女三上マ阿多麻志

天平三年同上 男三上ア國足 女三上ア阿多麻志

など見えて、三上部を三上マ、三上アと記せるは、マは、アの草、アは部傍の草なること明なるにて、後代渡邊部などを渡アと記すことあるは、奈良朝以來のことなるを徴すべし。而して假名史料にマママアともててても記し、秋萩帖などにてマなどあるに、興福寺四種相違私記の傍訓中、ナの假名をアと記したる所あるは、那の旁を取れるものなるに、其の上部のマの甚だ能くて等の一類に似たるより考ふれば、ママ等の類は、下の全體、マの一類は下の上部を取れるものなること、誠に

伊呂波の末に京字を附する始

明白なるにあらずや。是編者が、へを以て部の省と見たる所以なり。

伊呂波の末尾に、京字を附すること、前節に列舉したるところにては、源氏河海抄に、京傳教大師と見えたるを以て、始と爲すが如し。河海抄は、北朝永和の頃の作なり。而して、悉曇輪略圖抄の末に、

田夫野人之客、公私無悖、根性愚鈍、何暇習彼梵漢之字音、只

須學此和國之假字、彼五音圖、與此伊呂八攝盡、無遺餘、符合

無相違、或半字、滿字ハニヘチ、半字ハニヘチ、へ全音相交、或本音借音ハニヘチ、

フハニヘチ、吳音訓音ハニヘチ、入加、又有信草字ハニヘチ、又有直音拗音ハニヘチ、凡

三内雜亂、而示牙具之義、五音在而表相通之義、始自飛花落

葉之觀行、至于圓實極果之證位、皆含甚深之義、更非淺略之

法、就中於末後有京字、是則四德常住之寶宮、一如本覺之樂

城、中伊呂八等、廿五表體文、阿草鬼等十二者、表广多結句、京

者、訖里等、文也。下



京字に對する諸説

京字によりて伊呂波作者を推定す説

とある文中、拗音の注に京字あり、又末に結句、京者、紇里等、文也といへるにつきて、今、回顧すれば、曾て、故佐藤誠實翁の説に、京字は單音を學べる後に、拗音をも知らしむべき爲めにせしものならんと聞けることありしは、自然此の説と一致せしなり。即ち悉曇の摩多の末なる<sup>カ</sup>我は、鼻音尾と入聲との記號なる●●の呼法を示し、體文の末なる<sup>カ</sup>我は、困難なる發音の習熟を爲さしめん爲めなるが如くなれば、之に倣ひて、京字を附し、之を口誦して、書き取りもし、書かせもして、拗音の記法に熟せしむる料に供せしものなるべし。但し是或は、伊呂波を七字づゝに分ち授くるときは、最後の字數五字となるより、思ひつけるにてもあらんか。

近世の人にて、伊呂波の、佛者の手に成れりと云を惡みて、醍醐天皇の皇子兼明親王の作なるよしに論ずるものあり。こは、此の歌の末に京字の附くことの由來、明かならざる所より、兼明の二字を反すれば、漢音キヤウ、吳音ケイとなるに縁

伊呂波歌の意義

あると、此の歌を、七字づゝに切りて、毎行末の一字を呼びつゝくれば、トカナクテシスの五字となるを附會して、兼明親王の弟なる源高明の、一たび讒せられて太宰權帥となれるを憤りて作れりといふ事なり。又或は、之を菅公に託するものあり。然れども是皆我が國、天曆以上には、アヤ二行のエを分別して四十八音ありしこと、前諸章に論じたるが如し。然る上は、菅公も、兼明親王も、共に、天曆以上なれば、四十七字の伊呂波歌は、到底それらの人々の手に出づべき理なし。されば、其の是非の如きは、是に論ぜず、讀者の全篇を讀み盡して、後自ら會得するを待ち、唯京字に因みて、一言するに過ぎざるのみ。

第四 伊呂波歌の意義 伊呂波歌の意義は、第二節<sup>六四</sup>の蜜嚴諸秘釋に、涅槃經の四句の偈と對比せるにて、大意は是にて知られたれば、今更に云ふには及ばざるべしといへども、それには、イロハを色ハとしてハを助辭と見、悉曇輪略圖抄に、色葉として名詞と見、又アサキユメシを、秘釋には、淺キ夢見シとし、



而して、シを爲の連用形と爲し、輪略圖には、其のシを濁りて、未  
然の打消となせるが如き、異同あるが故に、いづれに従ひて可  
なりやを論定し、而して後、一章貫通の意趣を略述して已ま  
んとす。

抑も此の偈文の意は、宇宙間、萬物萬事、一瞬彈指の間といへど  
も、常態を保つものにあらずして、生じては滅し、滅しては又生  
じ、輪轉止むとき無きを以て法と爲す。而して、其の生も無く、滅  
もなきに至りて、苦もなく、悲みも無きこととなり、是に於いて  
始めて、眞の大樂は得らるとなり。伊呂波歌は、即ち萬物萬事を  
以て、春華秋葉に譬へたるものなるが、故に、花とか紅葉とかの  
一方に限るときは、狹溢となりて、其の意窮するところあり、さ  
れば、態と、花にも紅葉にも共有の色とのみいひたるなるべし。  
殊に、紅葉を色葉といふこと、他に例なきにても、此のハは、助辭  
のハと見る方勝れりといふべし。又アサキユメミシエヒモセ  
ズは、得難き生を、求め、避け難き苦を、免れんとする、一切の雜業

を夢と爲し、醉に比して、いさゝかも、かゝることを爲さざる意  
なるが故に、之に未然の意は、加はるまじきなり。されば、是亦秘  
釋の説を以て可とせざるべからず。こは編者も曾て、此のシを  
濁る方に従ひしが、今にして思へば、誤謬なりき。

さて、全章の意義を四句、偈の原文と引き合せて見るに、春華秋  
葉の紅深きも、明日をも待たで散りゆくにたとへて、諸行無常  
の句意を寫し、我、人、目前の強健をたのみ、富貴にほこりて、いつ  
までもかくあらるゝものゝ如く、明し暮せど、無常の風一たび  
さそはゞ、忽ちにして、夕の烟朝の露と消えて跡無き意を、我世  
たれぞ常ならんの一、句に含めて、是生滅法の義を竭せり。唯此  
のぞ辭、語法に合はざるが如く論ずるものあり。こは下に記す  
べし。有爲の奥山けふこえて、此の一句作者の最も苦心せしと  
ころなるべし。何とならば、あるの音の語に適當のもの少なければ  
なり。然るに、有爲の奥山といふ、假設の山を案出して、これを  
填め、而して其の痕跡を人に知らしめざるものは、作者の苦心



の程、想ふべし。結尾のアサキユメシエモセズ、四十七字中既に用ゐる盡されし、殘餘の難字を集めて、迷雲既に霽れ、眞如の月を觀るの意なる、寂滅爲樂の一句を、平然と寫し去れるは、誰か其の靈腕に驚かざるものあらんや、恐くは、多年此の種の作に習熟せるもの、手に出でたるに非ずば、豈此の如くなるを得んや。

第五 伊呂波歌の語法 伊呂波歌の語法は、全體を通じて大略平安朝中期のものなるべくは、見ゆれど、是ぞと指して、確かに時代を知るべきほどの特徴あることなし。唯第二句のゾ辭につきて疑を抱くものあり。碩鼠漫筆に、

又我世誰ぞ常ならむの句は、誰か、となくては本末協はず、同じ文字なき歌なれば、さばかりの難はゆるすべしと、助けてもいふべけれど、天曆以後などならばこそあらめ、上古にさる拙き事あらんや、但此ぞ文字の事は猶旁難もありげなれば、あらかじめこゝに云へし。古事記傳卷四十一云、多禮曾意

富麻幣爾は、誰ぞ大前になり、多禮加と云べきを、多禮曾と云は、萬葉十四に、多禮曾許能、屋能戸於曾夫流、催馬樂淺水に、多禮曾古乃、名加比止太天、天美毛止乃加太知、世宇曾己之、止不良比爾久留。色葉歌にも、わがよたれぞつねならん。かくあるを、よくもおおきはで、誰かを、誰ぞといへる例なしと、ふといひしらがふひともあるべし。春村、按ふに、上の語どもは、大前に奏すは、誰ぞ、此屋の戸おそふるは、誰ぞ、訪ひに来るは、誰ぞ、を何れと誰ぞを下にめぐらして、きく詞つかひなり、さるを、我世誰ぞ常ならむのみは、誰ぞの語句のなかばに有て、是のみは、實に誰歟の意なり。されば、傳の註は、失考にして、從ひ難き事をおもふべし。諸段釋の註に、誰一字通上下、若具言之、我世常云々と見え、瑣玉集にも、我世誰歟常住と註して、強て歟にゾと點したり。調ひ難き語としるべし。かゝれば、此の伊呂波歌を、弘法大師の作といふ説、とてもかくとも信じ難き事にて、天曆より上には、のぼるまじき事しるかり。とありて、春村のゾの遠格を論じたるは、まことに、一應は道理あるが如くなれど、本居翁の擧げられたるが如く、ゾを萬葉、催



馬樂などのごとくに用ゐるときは、カの意に紛れやすきは、當然にて、本居翁すらかく見られたるほどなり。されど常格には背きたるも、既に同じ字なき歌を作ることの困難なるより、自ら恕したる間に、漸次之に慣れゆき、耳にも障らぬことゝなれるならん。承暦の頃既に世に知られたるより、後々までも、カの意として、何ともいふものもあらで、過ぎ來しより思へば、違格なりと斷ずるにも及ばざるべきか。

第六 伊呂波歌の字數 七字五字の句、四句ならんには、四十八字となるべきなれども、第二句が、六字五字なる故に、四十七となれり。若し阿女都千、詞の如く、ア行の衣とヤ行の江と、分別せられたらんには、毎句各七字五字の四句にて、四十八字となり、過不足なかるべきなり。されど伊呂波歌は、ア行の衣を缺き、太爲爾歌は、ヤ行の江を缺けるが故に、共に四十七字となれるなり。衣江二音の別、及び其の理由は下に略述すべし。細しきことは假名遣草の篇に於いて述ぶべし。

第七 伊呂波歌の徳育の教材に供すべき一點 伊呂波歌を、手本として、書き與ふるに、一行七字づゝに分ちて、

いろはにほへと  
ちりぬるをわか  
よたれそつねな  
らむうるのおく  
やまけふこえて  
あさきゆめみし  
ゑひもせす

とすることは、何時の頃よりなりけん。夫の空海の眞蹟などいひ傳ふる大和國當麻寺、並びに出雲國神門寺のいろはは、共に七字づゝを一行となしたれば、伊呂波の成れる頃には、既に然りしにか、前にもいへるが如く、口遊の太爲爾歌の附言に、阿女都千、詞のことを、阿女都千保之會と記けるは、良を脱したるが如くにも見ゆれど、伊呂波歌を假名手本とするには、文意に拘



伊呂波歌を七字に切れば其行末トガナクテシスの七字となるにての利用

はらで、七字一行とすると同じく、阿女都千詞をも、七字一行と爲せるより、自然阿女都千保之曾と名の如く呼び習はせけるにはあらざるか。然らば、七字一行とすることは、遠く阿女都千時代以來のことならんか。而して、今、伊呂波歌を七字づゝに排列するときは、每行末の文字は、  
と が な く て し す  
の七字となり、讀みて答無くて死すの意と爲すべし。是或は、伊呂波製作の初め、之を七字づゝに分てば、是の如くなるべきを豫想せしには有るまじとも思はるれど、若し、七字一行とすることの、假名手本の舊慣なりとすると、きは、絶對にこれ無しとも思はれぬに、伊呂波全體が、寂滅爲樂の意にして、之を一般の人に教ふる趣旨は、結局、人をして、答無くして終を全くせしむるに外ならず。然るに、此の七字恰も其の趣旨と一致せるは、一に唯、之を偶合なりとのみいひて、思ひ棄つべきにあらざるが如し。

トガナクテシスの意義

抑も寂滅爲樂の趣旨は、餘りに高尚にして、到底、兒女の解し得べきところに非らずといへども、答無くして死すの一語は、簡單にして、能く人生に對する諸教訓を抱括せるものと爲す。それは、曾て四十七士の數と、いろはの字數と、其の宛死と、此の語と互ひに偶合せるより、人をして、忌はしき意に思ひ取らしめたりれども、トガは、罪の意となることもあれど、元來は、過ちとか、答むるとか、惡むとかの、輕き意にして、人に答め惡まるゝくらの過失、瑕疵、又は非難といふ意義を以て、本義と爲す。されば、答無くて死すといふは、人として人たる道に背かず、他に答めらるべきところも無く、其の終を全くする意なるが故に、此の意を以て、人世の初途に上らんとする幼童に知らしめば、善惡邪正を分別するは、人の天性なれば、一たび答めなからんことに注意せば、善惡邪正の辨別は、智徳の進歩と共に、自然に明かになりゆき、天壽の別なく、各自その天分を全くする事を得べきなり。是實に幼童、最初の習字本に托して、之を教へんとするこ



との伊呂波歌作者の工夫に出でたるものならんには、其の用意の周到なる驚かざるを得ず。されば、たとひ、作者の豫想せざるところにして、偶然なりとすとも、幼童の教育に意を用ゐる人は、須らく之を利用して、徳育の一要材と爲すべきなり。

伊呂波歌には、特に注意すべき右七項の要點を存せり。要點中、歌式、字體、語法、及び字數は、時代の變遷に伴ひて沿革あるものなるが故に、是等に關する時代の狀態を知り、以て伊呂波歌に有する要點と對比せば、自然伊呂波歌の成れる時代を考定すべき據を得べきなり。仍て、次節より、弘仁前後より天仁前後までに亘れる、それら諸項の沿革を尋ねんとす。

第四節 寶龜以後永觀までの歌調

空海が生れたるより、三年の後なる寶龜元年の童謠の、續日本紀に見えたるは、

葛城寺カキノ前マヘ在ニ也ナリ 豐浦寺トヨウ西ニ在ニ也ナリ 於志アチ 刀志タチ  
櫻井サクラ 白壁之豆久シロカキノマメ 好壁之豆久也ヨシカキノマメ 於志アチ 刀志タチ

寶龜元年の童謠

延曆二十四の童謠

然爲シカ 國クニ 昌カ 吾家良ウケノチヨシ 於志アチ 刀志タチ  
又、そが入唐せる間なる延曆二十四年の童謠の日本後紀に見えたるは、

於保美野邇アトホミノ 多太仁武賀倍流タタニブツカヒナガ 野倍能佐賀ノトノサカ 伊太久那布美イタナフミ  
蘇都知仁波阿利登毛ソトチニハアリトモ

大同三年平群賀是麻呂の歌

そが、歸朝せる大同三年に、平城天皇、神泉苑に幸ぜし時に、平群賀是麻呂をして、作らしめ給へる歌は、同紀に  
伊賀爾布久イハニフク 賀是爾阿禮婆可カシニアルハハカ 於保志萬乃アトホシマンノ 乎波奈能須惠ウハナニスエ  
乎 布岐牟須悲太留ウフキムスヒタリ

承和二年の童謠

そが、入寂せる承和二年より、八年の後なる同九年の童謠の、續日本後紀に見えたるは、  
天アメ 琵琶ヒハ 打ウチ 玉兒タマコ 牽ヒキ 裾スズ 坊ボウ 牛車ウシクルマ 善ヨシ  
夜ヨ 辛荳シラアヂ 小荳コアヂ 華ハナ

承和十二年尾張濱主の歌

の如く、そが入寂せる十一年後なる承和十二年、尾張連濱主が、和風長壽樂を舞へるときの歌は、同書に、



那那都義乃 美與爾萬和倍留 毛毛知萬利 止遠乃於支奈  
 能 萬飛多天萬川流  
 於岐那度天 和飛夜波遠良無 久左母支毛 散可由留登岐  
 爾 伊天豆萬毗天牟  
 の如し。又それより、五年後の嘉祥二年なる興福寺大法師等が献  
 れる長歌あり、甚だ長ければ、其の首尾のみを舉げて、大體を知ら  
 しむ。

日本乃 野馬臺 國 賀美侶伎 宿那毗古那 葦菅  
 殖生 國固 造介牟與理 瀛 波 起 每年  
 春 有 今年之春 每物 滋榮 天地乃 神 悅  
 海山 色聲變 大御世 萬代祈 佛 神 申上  
 流 事之詞 此國乃 本詞 逐倚天 唐乃 詞手 不假  
 書記 博士不雇 此國乃 云傳 日本乃 倭之國  
 言玉 乃 福國 古語 流來 神語 傳來 傳來事任  
 仁 萬 本世 乃 事尋者 歌事 詠反 神事 用來 皇

空海時代の歌謡と伊呂波歌との比較

和讃の前身讚嘆教化の類

事 爾 用來 禮里 本乃 世 爾 依違 佛 爾 神 爾 舉陳 天  
 禱 誠 丁寧 聞 食 嬰兒 咳語 仁 折箸 乃 本  
 末 不知 亂絲 亂天 有 九重 御垣之下 常世 鷹  
 率連 狹牡鹿 膝折反 候聞 言 何以聞 常世 鷹  
 汗流 兢恐 何 以聞

右に擧げたる長短歌及び童謡を讀み味ふるに、寶龜の童謡は、當  
 然のことなれど、嘉祥の長歌、童謡の如きに至りても、猶未奈良朝  
 の風氣を失はずして、嘗みに伊呂波歌を取りて、此の間に伍せし  
 むるに、誰か、忽ちにして其の色彩の、當時のものに非るに心着か  
 ざるものあらんや、されども、是等は、和讃式なる伊呂波歌の例と  
 爲すべきにあらずといふものもあらん、仍て、尙、和讃の前身とも  
 見るべき、此の時代より行はれたる讚嘆、教化の類を尋ね見んと  
 す。

凡そ讚嘆の類の傳れるは、魚山蠶芥集となす。そが中に光明皇后  
 行基、慈覺等の作なりといふものあり。  
蠶芥集は、魚山の古寫本より擧げた  
れば、假名遣は原本のまゝなり。



法華讚嘆

法華讚嘆

行基の作  
光明皇后の作なりとも傳ふ。

法花經ヲ 禾ガエシコトハ

タキマゴリ ナツミミヅクミ

ツカエテゾエシ ツカエテゾエシ

百石讚嘆

光明皇后の作と傳ふ。

百石に 八十石ソヘテ

給テシ 乳房ノ報ヒ

今日ゾ我ガスルヤ 今日ゾ我ガスルヤ

今日セデハ 何かハスベキ

年モ經ヌベシ サヨモ經ヌベシ

教化

教化

行基ノ作

昔ノ大王ハ 仙人ノタメニ

千才ノ 給仕ヲ至シテ

一乘ノ 妙法ヲツタヘ

今ノ諸徳ハ 權現ノ御タメニ

八軸ノ 眞文ヲ講ジ

御スゾ 貴カリケル

舍利讚歎

舍利讚歎(慈覺大師の作)

佛ノ御舍利ハ

遇コト難シヤ 敬コト難シヤ

一度モ遇テ 誠心ニ禮メバ

惡趣ヲゾ離ル、ヤ

淨土ニゾ早生ル、ヤ

經シカドモ 未曾有ニモ 遇ハザリキ

今日ゾ我ガ遇ヘル 今ゾ禮ミ奉ツル

悉ク 近モ遠モ 諸共ニ

入ハテヌ 聖ノ位ニ 定リヌ

照シ給ヘ

鑒ミ給ヘ

同中段

彌勤慈尊

聖主世尊ノ誠メ 人ノ身得ルコト難シヤ 佛ノ御法ヲ聞クコト希ナリヤ



生レ難キ人ト生レテ 空ク過サムガ悲シサ  
 遇ヒ難キ御法ニ末和比テ 徒ニ癡レンゾ悔シキ  
 寶ノ山ニ昇ル人 手ヲ空シク 歸ランヤ  
 法ノ庭ニ 遇ヘルハ 於保呂介ノ契ニハ 非ジヲヤ  
 深キ智惠ユソ 叵カラメ 淺キ功德 營マム  
 琴ノ調ベ 笛ノ音ト 眞如ノ御法ニ 違ヘンヤ  
 傾クル首 舉クル袖デ密印ノ教ニ 合ヘンヤ  
 香ノ煙ハ設ヒ 細クトモ 法界ノ空ニ 勻ハム  
 花ノ色ハ縦ヒ 淺クトモ 十方ノ蘭ニ 寫サム  
 一ノ色一ノ勻ヒ 何レカ中道ニ 背カム  
 鹿キ詞軟キ詞 併<sup>ソウナラフ</sup> 勝美ニ 改メム  
 現在諸佛 照シ給ヘ  
 當來導師 鑒ミ給ヘ  
 同 後段  
 六度ノ中ニ勝タル

布施波羅密 勤メムヤ 智慧波羅密 習ハムヤ  
 衣ハ眼ノ前ノ 色ヲヤ 財ハ身ノ後ノ 助カハ  
 惜ミテ施サス 輩ヲ 貪テ貯フル 類コソハ  
 樂ミ盡クル 時ニハ 卽チ苦シミ替ル モノヲヤ  
 冷シト思シ 衣モ 熱鉄ノ服ト 身ヲゾ焼ク  
 甘シト思シ 味モ 熱鉄ノ丸ト 舌ヲ焼ク  
 適マ惡趣ヲ 免レテ 纒ニ人ト 生レテハ  
 寒ク裸ナル形 困シヤ 貧シク賤シキ宅 悲シヤ  
 施シテ惜マヌ 諸人ハ 日ノ前往末エ 相兼テ  
 衣ハ夏冬 妙ナリヤ 弥ハ内外ニ 豊ケレハ  
 遂ニ凡身ヲ 離レテ 永ク佛ノ位ニ 登レバ  
 法身ノ瓔珞ハ 際モ無シ 淨土ノ莊嚴ハ 盡モ爲ズ  
 今日ゾ我ガ施ス 今ゾ我ガ惜ヌ  
 三世ノ如來 照シ給ヘ 十方ノ淨土 收メ給ヘ  
 右の中、法華讚歎及び百石讚歎につきて、我が友山田孝雄氏曾テ



源爲憲が、永觀中に作れる三寶繪詞（醍醐三寶院の舊藏なる寛喜年中の寫の  
複製本、上中下三冊、前田侯爵家所藏なり。）  
を見て、語らく、法花讚歎は、其中卷の末に、

薪ヲ荷テ廻グル讚歎ノ詞云、

法花經ヲ我ガエシコトハタキマユリ、ナツミ水クミツカヘ  
テゾエシ。

此歌ハ、或ハ光明皇后ノ讀給ヘルトモイヒ、又行基菩薩ノ傳給  
ヘリトモ云、イマダ不詳。

と見え、百石讚歎の方は、下卷の灌佛の條に、

もゝさくや、やそさかそへて、たまへてしちぶさのむくい、け  
ふせずば、いつかわがせんとしはをつ、さよはへにつゝとい  
フ事ハ、行基并ノトナヘタルナリ。

と見えたるが、此の二つ、共に蘆芥集なるとは異にして、法花な  
るは、末句を重ね、百石なるは、五七四句と爲せり。是にて見れば、  
百石讚歎は、かく五七四句なりしが、三寶繪の成れる永觀の頃  
まで、其のまゝに傳はり、其の後、唱ふ上の便宜に従ひ、蘆芥集の

百石讚歎の蘆芥集  
と三寶繪と字句の  
差異

百石讚歎の作者

如くなれること知るべく、隨ひて、此の頃より行はれし七五調  
の和讚の前身も亦是等の讚歎なりしや疑なし。

といへり。此の事につきて音楽史、歌謡の變遷などに委しき高野  
辰之氏云へらく、

百石讚歎は、天平中、光明皇后、興福寺に西金堂を建て、先妣橘氏  
に薦められし時の作なりしとおぼし。そは心地觀經などに見  
えたる人、その慈母の乳を飲むこと一百八十石といへるによ  
れるものなればなり。此の時の導師も行基なれば、此の歌も其  
の代作にてもあらん。法花讚歎は短歌の形にして、天台宗にて  
は、終の句をくりかへしうたへり。行基示寂後三年に立てられ  
たる佛足跡の歌も、三十一字の末に七字一句を加へて、

彌蘇知阿麻利布多都乃加多知夜蘇久佐等曾太禮留比止乃  
布美志阿止々己呂（麻蘇知阿麻利布多都乃加多知夜蘇久佐等曾太禮留比止乃  
布美志阿止々己呂）

等の如く、いづれも、皆、三十一字に一句を添へて、法華讚歎と同  
式なるは、之をうたひたるまゝを刻せるものなるべし。而して、



之を拾遺集に、光明皇后山階寺にある佛跡にかきつけ給ひけると詞書して、

みそちあまりふたつの姿そなへたる昔の人のふめるあとぞこれ

とあるは、原形とおぼしく、此の當時の佛徳讃歎の歌は、短歌の形にして、終の一句をくりかへしたるが如し、

百石讃歎は、天台宗の所傳には、略五七の調をなし、甚だ短歌の形に近く、短歌を重ねたる形と見るべし、而して、三寶繪詞には、純然たる五七四句の形に傳へて、作者を行基とせり、然るに、これも拾遺集には、右の光明皇后の歌の次に、大僧正行基よみたまひけると詞書して、

百さくくに八十さくそへて給ひてしちぶさの報今日ぞわがする

と載せたり、按ずるに、これも三十一文字が原形にして、天台宗所傳の如くにも、三寶繪詞所傳の如くにもうたひ延ばしたる

讃歎類字句數の異論

ものなるべく、四句といふことの起りは、此の所に認めらるれど、七五の調は、いまだ存せずといふべしと云々。

編者案ずるに、山田氏に従はゞ、五七四句の讃歎、奈良朝より有りしこととなり、高野氏に従はゞ、原形は、共に五七五七々の短歌式なりしも、之をうたひ延ばし、が爲に、長短不定のものとなりしこととなるべく、兩説いづれにも取るべきところありて、其の是非俄かに決すべからず、但高野氏の説の拾遺集に普通の短歌式として擧げたるによりて、原歌は短歌式なりしとするは、今、拾遺集の歌と佛足跡、三寶繪の歌とを比較し見るに、佛足跡、三寶繪の方、語詞古態にして、拾遺は、其の古態を隨意に當時の語句に改削せるさまに見えて、いづれかと言はゞ、佛足跡等の方、原形たるを思はしむ、されども、原形の三十一字なるを、うたふが爲に、詞を延べ、句を添ふることは、催馬樂の例を見ても、絶えて其の事無しと言ふ可からず、されば、兩氏の説は、姑らく其の是非を斷ぜず、唯承和以往に於いて、七五四句の讃歎の類の無かりしことにのみ同



百石讚歎の百石はモ、サカと讀むべき説

意して止まんとす。

因云、百石讚歎の石を後代には、シヤクと讀めども、拾遺集には、サクとよみ、又三寶繪詞には、

モ、サクニヤソサカソヘテ

と首句の石をサクとし、次句の石をサカと爲せり。かく石をサクと讀むは、さばかりのことならねど、之をサカと讀むは、舊讀の遺れるにても非ずば、思ひも寄らざるべし。然、惟ふに、廣韻に昔尺は二十二昔、作博は十九鐸、宅は二十陌にして、古韻固部に屬せり。而して、地名人名に、

昔麻帝彌

元興寺齋堂 第三障人名

博得

讀日本 地名

美作

地名

安宅

地名

惠尺

人名

などの如く、ヤカの韻に使用せられたる例より推すときは、昔尺と共に、二十二昔に屬する石は、古音にサカと呼ぶべきは當然のこと、云ふべし。然らば、三寶繪詞に偶、サカの讀の見えたるは、即ち其の古音の遺れるものにして、此の二つの石は、共

にサカと讀みて、

モ、サカニヤソサカソヘテ

と爲すべきなり。舊讀の如く、モ、シヤクニ、ヤソシヤクソヘテとも、モ、シヤクニヤソサカソヘテ、若くはモ、サクニヤソサカソヘテなどあらんよりは、如何ばかり穩かに聞ゆるかを思ひても、かくよむことの正しきを知るべきなり。

又トシハナツのヲツは、チカヘルのナチと同語なるべくも見ゆ。れど、其の意の年老いて衰ひゆくなどの如く思はるゝは、古言に、さる意の有りけるにや、詳かならずとにかく、かゝる語の用ゐざまよりしても、此の歌の原形のまゝなるを思ふべし。さて右の如く、三寶繪詞によりて、光明皇后行基の讚歎は、共に五七の調なりしこと明かなり。而してそが全く七五の調に變して、和讚となるに至るまでに、慈覺の讚歎有り。而も其の句調字數一定せず、唯經文偈句の意義に従ひ、大體に於いて其の原文の長短に應じて、字數の多少あるが如くなれど、餘りに之に拘らず、意義

五七調の七五調となれる理由



を主として連ねたるもの、其の間、長句、短句、長句、短句と二句づつになれる長句を併列せるものと爲す。是此の時期に於ける讚歎類の通式なりしなるべし。但しかく長句、短句を合せて一長句を爲せるが中に、自然に前七字、後五字のもの少からざるは、従來國歌の前後の差こそあれ、七字、五字の句は、口にも唱へやすく、聞くにも耳に馴れ易きが故に、遂に古來の五七の調を變じて、七五の調を生ずる端を開くに至れるならん。此の如く、七五の端を開ける機會は、他にあらず、空也千觀が徒承平より永觀の間に於いて、専心、民間布教に力むるに方り、従來の讚歎を一層國語化し、最も平和に、愚夫愚婦の心に浸み、口耳に適せしむる必要より、遂に七五四句に限られたる空也和讚は、起れるならん。されば、七五四句式なる和讚の以前には、七五四句の讚歎は未だ有るまじきなれば、空海時代に在りては、讚歎類も、他の國歌と同じく、五七調なりしこと言ふも更なりと云ふべし。

右の如く、七五四句に限られたる和讚は、空也千觀に始まれるが、

空也和讚の作者

彌陀和讚の千觀の作なる證

如くなれども、今の世に所謂、空也和讚といふものは、確かに空也の手に成れるものなりや否や、未だ其の時代に近き古鈔本を得るか、若くは他に確實の據あるに非ずば、信ずること能はず。唯こゝに千觀の作と傳ふる極樂國彌陀和讚といふものあり。今流布するもの六十八句なれど、日本極樂往生傳、延曆寺阿闍梨傳燈

兼學顯密、莫不博涉。除食時外、不去書案。作彌陀和讚、并餘行、都鄙老少、以爲口實。極樂結緣者、往々而多矣。

とあるを見れば、其の和讚は、二十餘行なりしが如し。仍て六十八句を四句づゝに分てば、十七にして二十行に近し。然らば、一行とは、七五四句をいへるものゝ如くなれば、嘗みに先づ初四句を讀むに、果して四句にて一章を爲し、其の一章は、今様と同式なり。然れども、之を四句づゝに截りて見るに、四句にて其の意の纏り難きもの少からず。乃ち其の意の纏るものゝみを全章と見て、然らざるものは、句の脱したるものとして、之を數へ見るに、恰も二十



章となれり。是にて極樂記と和讃と略一致せるより、此の和讃の眞に千觀のものなることを證し得べし。今其の和讃の全篇を擧げて、之を示すべし。但し和讃の毎句の上下に、五言一句と七言二句を加へて三十一字の歌として、

ゆかばやな娑婆の界の西の方よりづの人のねがふごとくらくとやうにしたれどいまは和讃のみを擧ぐべし。

① 娑婆の界の西の方

十萬億の國すぎて

淨土はありつ極樂界

佛はるます彌陀尊

② 七重行樹かけ清く

八功德水池すみて

若空無我の波唱へ

○○○○○○○○

③ 常樂我淨の風吹きて

天の音樂雲にうつ

○○○○○○○○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

④ 金の沙地にしきて

晝夜六時に迎へつゝ

寶の蓮雨ふりて

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

⑤ 孔雀鸚鵡の聲々に

妙法門をとなふれば

衆生聞くものおのづから

佛法僧を念ずなり

⑥ ほとけの光きはもなく

ひじりの壽はかりなし

○○○○○○○○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

⑦ 誓は四十八大願

心一子の大慈悲は

○○○○○○○○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

⑧ 十惡五逆謗方等

極重最下の罪人も

一たび南無と唱れば

引接さだめて疑はず

⑨ 淨土十方おほければ

極樂われら縁ふかし

佛は三世に在ませど

彌陀は我等に契あり

⑩ 一日二日の眞心に

彌陀の御名をし唱れば

大悲の誓あやまたず

九品蓮臺さだまれり

⑪ 生れ生るゝ人はみな

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

算數も算へ知がたし

我れ等が此の身樂まむ

⑫ 菩提不退の菩薩衆は

一生補處の其の中に

○○○○○○○○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○



① 彌陀の誓に救はれて  
 此身は聖を友とする  
 來世は蓮の上にして  
 人身ふたゝび受難し  
 ② 彌陀には事まつれ  
 みな人心一つにて  
 ○○○○○○○○  
 樂みさかえ水の泡  
 ③ 望の位春の夢  
 我身三途に落ぬべし  
 ④ 三途に入りと入りぬれば  
 無量劫にも出がたし  
 榮花の望又ふかし  
 ⑤ 凡そ輪廻のきは無きは  
 此の事一つによりてなり  
 我等は浮む時なけん  
 ⑥ 釋迦牟尼佛此の由を  
 説おき給はず成ならば  
 長夜の闇に迷ひなむ  
 ⑦ おほくの生死過しきて  
 五濁惡世の能化の主  
 ⑧ 歸命頂禮釋迦尊  
 大悲我等を捨ずして  
 三途の苦みぬき給ふ  
 ⑨ 歸命頂禮彌陀尊  
 極樂界會の能化の主

七五四句一章單行  
 の和讃と其の長篇  
 との行はれたる時  
 代の前後

たとひ罪業重くとも 引攝かならず垂給へ  
 此の和讃にして、千觀のものたること定まるときは、未だ確かな  
 る古寫本等を見しこと無けれど、世に空也上人御和讃といふも  
 のあるを見るに、二百七十六句六十九章ありて、語氣相類して、稍  
 古色の乏しきを覺ゆるは、或は後人の改竄若くは偽託ならんか  
 を疑はしむ。而も尙和讃の作始めて千觀に起れりとは思はれざ  
 れば、既に空也和讃の名ある以上は、幾許か空也の手に出でたる  
 も交れるにてもあらんか。そは、他日空也の作たることの明證あ  
 るものを得るをりを俟ちて定むべきなり。  
 千觀にして、確かに、七五四句を連續せる和讃ありしことの既に  
 明かなるにつきて思ふに、七五四句一章單行の讚歎は、其の長篇  
 の以前に先づ成りけるにか、或は其の後に、其の章を別ちて唱ひ  
 たるより出來しにか、既に五七四句の百石讚歎の、奈良朝より存  
 在せしとせば、同時に七五四句の絶えて無かりしとは斷じ難し  
 といへども、夙に弘仁承和の間に存在せしものが、遙かに後の天



祿永觀に至るまで知られざることの怪しむべきに、此の長篇ありて後に、全く七五四句單行の今様が盛んになれるより考ふれば、其の四句單行の和讃は、長篇中より分取せるものに始まれるものと見て可なるべし。而して、其の最も古き時代の存在を示せるは、古事談に、

惠心僧都、金峯山に正しき巫女有と聞て、只一人令向給ふ、心中の所願占なへとありければ、歌占に、

十萬億土の國までは 海山隔て、遠けれど

心の道だに直ければ 勤て至るところそきけ

占ありければ云々

とある和讃などなるべきか。是一章單行ながら、元來幾十章連続せしを籤に當て、歌占とせしものと見て可なるべし。然らば七五四句單行のものは、長篇和讃の後に成れるものと爲すべきなり。既に四句單行のものを以て、長篇の後に成れりとするときは、同

字なき伊呂波の四句單行なることは明なるよりすれば、伊呂波歌は、此の千觀の長篇の後なりと斷じて可なりとす。

此の如く、單に歌式の上より見るときは、伊呂波歌の天祿永觀の後に成れるは、勿論ながら、尙七五の句式と五七四句の歌式の奈良朝より存在せる以上は、唯此の一點のみによりて確斷するを得ざるべし。

第五節 空海時代の草假名字體

今日、空海時代常用せし草假名を知らんとするには、必ず當時に書ける筆跡につきて、之を稽ふる外無きなり。其等の正確なる者は古文書の類に於てすら、甚だ稀なりとするを、况や其の假名文に於いてをや。唯、幸ひに其の一斑を伺ふことを得べきは、弘仁天曆の間のものと認めらるゝ古經卷の傍訓中、片假名と共に用ゐたる草假名の外なきなり。それは、假名遣及假名字體沿革史料、第一葉空海作、沙門勝道碑文を初め、第九葉の天曆五年訓點蘇悉地經略疏に至る諸經中に散見せる者を拾ひ出せば、左表の如し。



ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	空海勝道 法華文句 玄奘法師 金剛般若 集驗記 金光明最 勝王經 大智度論 蘇悉地羯 羅經略疏
安	伊	宇	埃	阿	加	奇	久	介	己	牙	止	才	
		宇乎											
			衣										
		宇											
			衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	

セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	空海勝道 法華文句 玄奘法師 金剛般若 集驗記 金光明最 勝王經 大智度論 蘇悉地羯 羅經略疏
せ	そ	た	ち	つ	て	と	な	に	ぬ	の	は	ひ	ふ	へ	







を必要とする傍訓は、勿論、普通の文書に於いても、若し伊呂波字の如き、略體の假名あらんには、盛に之を使用すべき理なるに、一二字、類似のものを除きては、他は悉く、伊呂波字以外のものなるにて、當時、未だ空海作などいへる極略草の伊呂波歌の無かりし一證と爲すに足るべきなり。

第六節 天曆時代以上の音數

凡そ、歴代當時々々に於いて、口語上に呼び別たれ、文筆上に分記せられたる音數を知らんとするには、唇舌牙齒の諸音は古今に通じて異らざれども、唯喉音アヤワ三行の諸音の時代によりて、音數に多少の相違を生ずるなり。そは、我が國、上古に在りても、アヤ二行のイ、アワ二行のウは分用せられざれど、アヤ二行のエ、ワ行のエ、アヤワ三行のイキは分用したれば、音數、正に四十八なりしなり。而して、此の四十八音時代と、四十七音時代とを知るには、アヤ二行のエの分用せしと、混用せしとを見て、分用せられたるは四十八音時代にして、混用せられたるは、四十七音時代と定む

四十八音時代

るなり。但し、此の分別の詳細は、國語假名遣沿革の篇に於いて詳述すべしといへども、今茲に一目瞭然たらしめんが爲に、アヤ二行のエの分別の實例を上下二段に分ちて、對列せんとす。而して、音假名の韻鏡と一致せるは、表末を見て知るべし。

アヤ二行のエの分別一覽表

佛足石	續紀	日本書紀	古事記	ア	ヤ	江	下二段活のエ
				行	行	の	エ
			得名津	荏、榎	枝	惠賀之長江、 美延	
				得	波理能紀能 延陀	惠賀長江、 岐許延	
					志良伽之餓 延、婆利我 曳陀	久佐迦延能 伊理延	
				衣美須豆			聞曳、毛延



靈異記	菅家 荏許曾 萬葉 敢禰	延喜竟 宴和歌 美	新撰 字鏡	得津 左佐良 壯士 佐散良 壯士	安見兒衣多 利伊麻勿 愛豆之可 衣可多岐可 氣衣豆之 可母衣毛 名豆氣多理 衣天之可	烏梅能之豆 延爾 思比乃佐要 太延太爾 毛等母延母	意積都布那 延伊里延 麻迫大要 須美乃延 保里要	美延 多要奴 忘枝沼鴨
柯比江	見江須見江 須裳	要多母須惠 惠爾	楮奈波江 抄比古江	荏衣勞 衣木				

和本名	香霽 <small>以奴衣</small>	蘇 <small>以母衣一名乃良衣</small>	要 <small>同鏡影母四等</small>	延 <small>同鏡影母四等</small>	曳 <small>同鏡影母四等</small>
本草					
眞音	衣 <small>同鏡影母三等</small>	愛 <small>同鏡影母一等</small>	要 <small>同鏡影母四等</small>	延 <small>同鏡影母四等</small>	曳 <small>同鏡影母四等</small>
假訓	荏 榎	愛 榎	要 枝	延 江	曳 江

右は古事記以下空海が入寂せる承和二年より七十年ばかり後なる昌泰延喜の間に成れる菅家萬葉延喜日本紀竟宴和歌新撰字鏡和本名本艸等に確かにアヤ二行のエを分用せる證例の一斑を示せるものなり此の如く既に延喜時代にしてアヤ二行のエを分用せる以上は空海の盛に活動せる弘仁承和の間に在りては此の二音の別を立てざるが如きは斷じて有るまじきことなり是即ち前に擧げたる阿女都千詞の如きは四十八字にして全く此のエの分別時代に行はれたるものなることを示すものなり然るに永觀に卒したる源順の作れる和名鈔には

鴨比衣止利 荏乃良江 稗比衣 藁比古波衣



源順及び爲憲の  
ヤ二行のエを分別  
せざりし證

延喜以上の古書に於いて、ア行の衣を用ゐたるに、ヤ行の江を用ゐ、ヤ行の江を用ゐたるに、ア行の衣を用ゐたるものありて、アヤ二行の別の亂れたるさまを示せり、されど、こは、不圖過りたるにもやと思へど、前章に、順が家集に、阿女都千を首尾に居ゑて詠める歌に、榎ノ枝と分別せる假名を、同じア行のエなる、得の義の詞もて詠めるを見ても、順は、全く此の二音の別を立てざりしことを知るべし、而して、かく、此の二音を混じたるは、順のみにやと思へど、其の弟子源爲憲が、其の口遊に、四十七字の大爲爾歌を擧げて、世に行はるゝ四十八字なる阿女都千詞を斥けて、里女の訛説なり第二章五二といへるより見れば、順以後に至りては、既に此の二音は混じて、全く分別無きことゝなれるを徴すべし、然れども順の後なる相摸集の、阿女都千を首尾に置きて詠めるには、此の二音を分別せること、前に云ふが如く、少しく以前なる石山寺座主淳祐は、尙、確然之を分別せるを見れば、此の時代に在りては、分別せしと、せざりしと、相混交せりとも見らるべきか、然れども、そは

天曆以後のことにして之を推して、以て弘仁承和の間に及ばずべきにあらざれば、空海時代に於いては、エ音分別時代即ち四十八音時代なることは、斷じて動かすまじきなり、然らば、四十七字にして、ヤ行の江のみありて、ア行の衣無き、伊呂波歌は、此の點のみに於いても、空海時代のものならざること、確信し得べし。

第七節 天祿以前伊呂波歌存在の跡無し

近代伊呂波歌は、空海作なることを主張せる碩學、伴信友は、假字本末に於いて、空海のいろは作れる證として、先づ凌雲集、從五位下内膳正仲雄王の謁海上人と題せる詩句を引きて、

道者良、雖衆勝會、不易遇、寢興思、馬鳴俯仰、謁龍樹、一得遭吾師、歸貧□寓住、飛流馴道眼、動殖潤慈澍、字母弘三乘、眞言演四句、云々、と見えたり、件の句中に、いはゆる字母弘三乘、眞言演四句とは、空海の、いろは歌製れる事を讃めたるにて、是ぞこの假字製れる事の證なりける。

といへり、然れども、伊呂波歌を以て、空海の作なりと確定せる上

伊呂波歌を空海の  
作なることを主張  
せる伴信友の論

凌雲集中の詩句



信友の説に服せざる論者の駁論

性雲集序

にて見んには、字母といひ、四句といふことの、伊呂波字母にして、其の歌の四句なるによりて、之と關係あるが如くにも見ゆべけれど、字母といへば、普通には梵字をいひ、四句といへば涅槃經の諸行無常の偈に限りたるにもあらねば、之を以て、眞に伊呂波の字母を指し、四句を稱したるものと爲して、空海がいろはを作りたるをいへるなりと斷定すべきにあらず。殊に此の字母弘三乗眞言演四句の二句は、本來我が國の字母音韻には、相關せざるものなることは、性雲集の序に、

和尚昔在唐日、作離合詩、贈土僧惟上、前御史大夫泉州別駕馬總、一時大才也、覽則驚怪、因送詩云、何乃萬里來、可非銜其才、增學助玄機、主人如子稀、其後籍甚滿邦、緇素仰止、詩賦來、動刻篋笥、遂使絕域寫憂、殊方通心、詩翰俱美、誠興東方君子之風、故毘陵子胡伯崇歌云、說四句演毘尼、凡聽者盡歸依、天假吾師、伎術多、就中草聖最狂逸、不可得難再見、云々

とありて唐人胡伯崇といふものゝ、空海を讚して、說四句演毘尼

字母弘三乗眞言演四句と說四句演毘尼と共に伊呂波の事にあらず

といへるも、仲雄王の二句とゝもに、空海の學業、事蹟中の同一事項に對してのことにして、意義に於いて差異無きなり。然らば若しいづれかに伊呂波との關係ありとするときは、伊呂波は必ず空海入唐前に成りて、既に世に弘まりたるのみならず、彼の國まで知られたるほどに名高きものならざる可からず。然らずば、之を以て空海を讚するが如きことの有るべきやう無ければなり。殊に、空海が伊呂波歌を作れること、さばかり倭漢に隠れも無きまでなりしならんには、必ず、その傳にも記され、後々までも明かに言ひ傳へらるべき理なり。然るに、前段の如く、三百年の後なる江談に記さるゝまで、其の名も知られず、作者は空海なりと傳へながら、未定なるさまなるを見れば、右の字母眞言四句、毘尼などいふことは、皆其の宗旨教義に關係ある梵字眞言及び偈文等に屬すべきものにして、毫も伊呂波歌に縁あるものにあざりしや疑なし。されば、之を以て、伊呂波歌は、空海の作なりとする論據と爲すに足らざるなり。



又、同書に、頓阿法師の高野日記高野山に上りて、朝元を引きて、

海象高野寺の僧なり。の縁あること、ものたまふが中に、大師此山きり

ひらかせ給ひて、堂たてさせ給ふに、木の道のたくみ、文字の事

知らねば、しるしあはずべき料もなしとて、いろはの四十八字

を、をしへさせ給ひしより、末の世の人のたすけにもなりぬと

きこえ侍りしかば、さらばと思ひて、いろはを冠におきて、四十

八首をつり出し、影前にそなふと云ひて、歌あり、最後の歌に、

京見ぬもよく知る人もとなふれば、みなむかひゆくちかひな

りけりとみえたりとみえたり。但し海象が、いろはの四十八字

といへるは、京字を加へ書くならひとなれる上をもて談れる

にて、頓阿もそれによりもとより、空海のものせるにはあらず、後人

の書加へたるならひとなりしものなり。空海の高野山に寺建

立創たるは弘仁十年の事なる由、書どもに見えたるに、かの倭

片假字反切義解の序に、弘仁天長年中に造四十七字伊呂波と

云へるも合へり。若狭國遠敷郡野代村妙樂寺に、延暦十六年に、空海の建てたりと云

金堂一字今に在りて、空海の自書の棟簡も在り、また其寺にて書た

りといふ大般若經全部と、其時用ひたりしといへる観も今に在り、過ぎにし文化四年の頃  
かの金堂いたく破損たりけるを修理ふとて、工どもの柱の柄接など取替けるに、なべては、  
いろは字などもて符合すべき處に、東西南北の字と方圓三角など象をものしたり。むかし  
此寺作りし工等はいろはを、知らざりつるにこそと、其修理に預れる工の語りたりき。今  
おもへば高野寺は、これより後に建てたれば、其の時に、いろ  
はを作りて教へたりといへる説とうちあひてぞ聞えける。

などいひて、空海が高野寺を建つるをりに、工人等が、柱の柄接な  
どの符牒とせん爲にとて、伊呂波歌を作れるものなるよしを説  
明せり。こは空海がいろはを作れることの確證を得難きに苦め  
るほどに、偶、自説に便りよきことの見えたるより得たりと思ひ  
て、引き出で、事實らしく繕ひたるなり。されども、此の事にして  
事實ならんには、伊呂波歌製作の目的は、符牒に在りて、更に教化  
にも教義にも關せざるものとなりて、彼の字母弘三乘、眞言演四  
句といふことは、空海が伊呂波を作れることを讃せるなりなど  
いへる前言と、忽ち撞着するにあらずや。而して是等の事實なる  
まじきことは、其の注にいへるが如く、空海が建てたる若狭の妙  
樂寺の柄接の符牒には、東西南北の字と方圓三角などの象を物  
したりとあるにても、此の時代に於ける工人には、推古時代より

妙樂寺柄接の符牒。



奈良朝を通じて、堂塔の建築に習熟したるが多く、新たに符牒の文字を學ぶ必要もなく、縦令學びだりとすとも、建築に臨みて俄かに知りたる文字、何の用をか爲すべき。是等にて思へば、高野日記の一段は、江談に、伊呂波の空海の作なることの記されたる以來、追々に弘まり、頓阿時代は、殆ど定説となりて、誰疑ふものも無き頃なれば、尙一二聞き傳へたることによりて、彼是取り繕ひて言ひ出でたることなるべし。そは、同書假字本なる此の條の注下に、引ける高野寺の學靈法師の著せる弘法年譜中に引ける或記に、弘仁十年六月一日大塔心柱造始南峰云々同廿八日心柱曳塔上時、大師令授與大工給印明中略同其夕方此眞言令忘失、仍實惠大工奉問之處、實惠カナノツキヤウアヤシミ給テ高祖御前詣奉問下略

とあるを、信友は此のカナを以て、いろはの事と爲したれど、こは柱を曳くときに眞言を唱へしめたるが、其の眞言の記憶し難きより、工人どもが、心覺の傍假名を附けたるをいへるなるべし。此

眞の手。

宇都保物語手本のこと。

の頃の假名は、眞假名、草假名、稀に片假名の交れるものなりしこと、前節草假名の項にいへるが如し。されば、いろは假名ならざりしは勿論なれど、カナ云々は、事實なるべし。高野には、かゝる記録どもの有りけるより、之をいろはは空海の作といふことに結びつけて、さてこそ頓阿の高野日記なる海象が説は出でたるなれ。其の傳説の正しきものにあらざること、知るべきなり。信友は伊呂波を以て、飽くまで空海の作たらしめんとして、知らず識らず、自説に齟齬する材料となるべき高野日記の一段をも事實らしく取り出でたるは、此の人の平生にも似ずといふ可し。

又、天祿永觀の間に成れりと思はるゝ宇都保物語中略に、

かゝる程に、右大將殿よりとて、手本四まき、いろ／＼の色紙にかきて、花のえだにつけて、そんわうの君のもとに御文して有身中略つからもてまゐるべきをおほせこと侍し。御前にもてまゐりたり、みたまへば、黄ばみたる色紙にかきて、山吹につけたるは眞の手、春の詩、青きしきしにかきて、松につけたるは、草にて



女手

かたかな

あしで

夏の詩赤き色紙にかきて卯の花につけたるは、かむな、初めに  
 は、男手にもあらず女手にもあらず、あめつち、そのつきに、男手  
 はなちかきにかきて同じもじをさま／＼にかきかへてかけり、  
 わがかきてはるにつたふるみづくきもすみかはりてや見え  
 んとすらん、女手にて、  
 まだしらぬ、紅葉とまどふイは細井校本なり。そかふらし、千とりのあともとまら  
 ざりけり、とぶ鳥にあとあるものと知らずれば雲ちは、ふかくふみかよ  
 ひなん、つきにかなかな。  
 いにしへもいまゆくさきも、みち／＼に、思こゝろを君わする  
 なよ、あしで。  
 そこきよく、すむともみえて、行みづの、袖にもめにもたえずも  
 あるかなと、いとおほきにかきて、ひとまきにしたたり。  
 とあるを引きて、その第二首の二三の句の「紅葉とまどふそかふ  
 らし」とありて、讀み難きを「紅葉とひとのうたふらし」と改めて之

に注して、

二三の句は、いろは歌の事をかくして云へり、紅葉とは、色は句  
 へどのかくし詞なり。上句まだ、いろはだにえしらぬと、人のわ  
 らはむものぞとなり。三句うたふらしは、いろは歌にひやかせ  
 たる趣ときこゆ。下句はもろこしにて、鳥跡を見て、文字を製り  
 朶めたりといへる故事をいへるにて、一首の趣は、己が手のつ  
 たなきよしをのべて、へりくだれる意をふくめて情あり。三の  
 句、印本きこえがたければ、一本によりて引けり。  
 といへり。かくては、宇都保時代に於いて、いろは歌の存在せるさ  
 まに、大凡に思ひ取られぬにはあざざれど、編者所藏の宇都保は、  
 細井貞雄が諸本を校合せる本に、外戚なる故久米幹文が、それを板  
 本に寫し取りたる上に、幹文、尙數本によりて校合せしなるが、そ  
 れには、是に擧げたるが如く、  
 まだしらぬ紅葉と、いまだふそかふらし、千とりのあとも  
 とまらざりけり。



编者信友が宇都保の歌を曲解せるを怪しむ

とあり、二三の句、尙不明にして、信友の如く改めなんには、少しく意の通ずるが如くなれど、

まだしらぬ紅葉と人の唱ふらし千鳥の跡も止らざりけり。

にては、上句と下句との意義一貫せざるのみならず、人のうたふらんにては、前後の歌は、皆東宮に對し奉れるものなるに、適應せざるに非ずや。こは恐くは、確かにかゝる異本を見たるには、あらずして、自己の説に便よきさまに繕ひたるには、あらざるか。编者按ふに、此の歌は、信友の云ふが如くなる、いろは歌に關係したりと見ざる上は、其の意義の明不明は、措いて問はざるべくも、既に信友にかゝる説あるに於いては、聊か、こゝに一言せざるを得ざるなり。

抑も、信友の、此の歌を改むるは、蓋し爲にする所有りてならん。そは、此の段に於いて、いろはの名の見えざるは、自説に對する不利言ふべからず。然るに幸にも、第二首二三句の不明なるあり、且ついろはに縁ある紅葉の二字さへあり、乃ち之に繼りて、かくは改

编者宇都保の歌不明なる辞を改削す

めけるなるべし。されども、此の歌は、さばかり多くの文字を改めずとも、自説の合不合を忘れて、成るべく、原本と異本との文字を存し、唯一に其の意の通せんことに意を用ゐるときは、

まだしらぬ紅葉とまだひうとぶらし、千どりのあともとまらざりけり。

となり、第二句末なるふとひとを改むるのみにて、一首の意は通ずべし。そは、此の手本の文字は、見も知らぬ紅葉の形してをるやうなれど、これは何ならんなど、定めて厭はしく思し召さるゝことならん、吾身の認めたる文字、即ち千鳥の跡とはいへど、それとも確かには見えぬ、唯落葉か何か、にまがふことよとなり。かくして前の歌の

わがゝきて、春につたふるみづくきも、すみかはりてやみえんとすらん。

といふ、水莖の清み替りを墨變りに言ひ做して、謙遜せし歌と對せしめたるものとなれば、或は、もとかくの如くなりしには、非る



かとも思はるれど、確かなる證本を見ざる上は、不明なるまゝに措くべきなり。とにかく、信友の見しといふ異本を見ざる間は、其の説には従ふこと能はざるなり。

さて、右の如く、宇都保の此の一段は、實に此の時代に於ける習字の状態を示して、最も詳細なるものと爲す。而して、若し信友の云へる如く、此の歌の中に、果して伊呂波歌を詠み含めたるものとすると、きは、忽ち一二不審のこと出來べし。何とならば、阿女都千詞は、四十八音にして、伊呂波は四十七音なり。時代の音數よりせば、無論四十七音時代なるが故に、先づ伊呂波歌を遺るべきに非らず。況や權者の作とするものなるに於いてをや。但しその行はるゝは、佛家若くは民間などにのみにして、未だ縉紳の間に行はれざりければ、など言はんか。然らば、普く知られざるほどのものを、何故に其の意も明かならざる歌の中に詠み含めて、満足せしにか、實に解し難きことゝ言ふべし。是にて、益、信友の歌中に伊呂波歌をかくし詠めりといふ説は、信ずべからざることゝなれり。

宇都保時代未だ伊呂波無かりし推斷。

既に、宇都保の此の一段にして、伊呂波の見えざることゝなるときは、宇都保時代、即ち天祿永觀の間に於いて、伊呂波歌は、未だ世に知られざりしものと爲さざる可からず。而して、尙此の事と相ひ俟ちて、確證とするものは、第三章に擧げたる天祿元年に記されたる口遊の大爲爾歌の末に、世俗阿女都千を誦するは、里女の訛説なれば、此の大爲爾歌を誦するを勝れりと爲すと見えたること、是なり。乃ち世俗が阿女都千を誦すといふにて、當時専ら阿女都千詞の行はれて、恰も今日いろはを唱ふると同じかりしを證し、大爲爾歌の如きいと拙き四十七音を、之に替へんといふにて、未だ此の時代に於いて、伊呂波歌の如き巧妙にして、大師の作などいふほどのものゝ、未だ世に知られざりしを證して、餘ありといふべし。

第八節 伊呂波歌の空海作ならざる斷案

前の第三節、第二に於いて、伊呂波の歌式の平安朝末期に最も盛に行はれたる今様と、殆ど同式なること認められたり。而して第



伊呂波の空海の作  
ならざる第二證

一章の寶龜以後の歌謠の句調の、大略を擧げたるところにつき  
て見るに、七五の句は夙に奈良朝にも在りしといへども、七五四  
句を以て一章と爲すところの和讃式は、天祿以後以降らずば、存  
在せざることを示せり。されば、伊呂波歌の天曆以上、空海時代に  
於いて存在せざる可きは、言ふも更なる可し。第一證なり。

同じく第三に於いて、伊呂波字は、鎌倉時代以上に在りては、眞假  
名、片假名、平假名の別無かりし事をいへり。こは、第二節に於いて、  
諸書に見ゆるところの伊呂波歌を擧げたるを通檢しても明か  
なり。而して、又、第四節に於いて、空海の門流の施し、ものなる可  
き沙門勝道碑の傍訓中に、伊呂波の字體に類するものを檢する  
に。

いちどぬめやる  
の七字に過ぎずして、是亦以知止奴女也留の普通の略草なれば、  
伊呂波歌より出でたるものに限るべきならねば、之を以て伊呂  
波歌の存在を證すること能はざるのみならず。

安 以 字 支 介 差 多 婆

などの如き、伊呂波字よりも遙かに、六かしきものを、多く用ゐた  
るにて、未だ此の時代に、伊呂波字の如き文字の無かりしことの  
知らるべく、又有年記入の文を見ても、眞觀時代に於いて、尙然る  
ことを示せり。是伊呂波歌極略草の眞觀以前に存在せざりし第  
二證なり。

同じ第六に於いて、天曆以前に在りては、アヤ二行のエを二分せ  
られて、四十八音なりしといへども、伊呂波歌は、ア行のエ、即ち衣  
を缺くが故に、四十七字なり。乃ち其のアヤ二行のエの分別せら  
れたる状態は、第五章に於いて、奈良朝時代の古事記、書紀、萬葉等  
より、平安朝、延喜時代までの間の、眞假名に記ける歌集、字書等の  
實例を示したるが如し。然らば、四十七音なる伊呂波歌は、當然空  
海時代は勿論、延喜以上のものにあらざるは、疑ふ可からず。是其  
の第三證なり。

右の如く、最も確實なる三證あるが上に、第六章に論述せるが如

伊呂波は空海の作  
ならざる第三證



伊呂波歌は空海の  
作ならざる三證以  
外の諸證

く、性靈集にも、凌雲集にも、伊呂波歌を作れりといふ確證なく、空海より百年の後なる宇都保に、若し空海の作れる伊呂波などあらんには、必ず算へ擧ぐべき場合に、同じ類の阿女都千詞の名目を記せど、一も伊呂波歌のことを云々せず、又之と同時の口遊に、極めて拙き大爲爾歌を擧げて、亦更に伊呂波歌に及ばざるが如き、空海が歸朝せる大同元年より、二百七十三年の後なる承暦三年寫金光明最勝王經音義に、初めて以呂波耳本への如き形にて現るゝまでは、其の名目すらも、吾人の目に觸れざるものは、是自ら伊呂波歌の空海の作ならざるは勿論、其の時代のものにも非ることを立證せるものにして、是に於いてか、久しく弘法大師の作として言ひ傳へ來れる伊呂波歌は、大師百年以後より以上のものならざることを、明確に斷定し得べきなり。

第九節 伊呂波歌製作時代及び其の作者推測

前節に於いて、述べたるが如く、既に伊呂波歌は、空海の作ならざることを斷定せり。然らば、伊呂波歌は、何の代何人の手に成れる

伊呂波歌は空海の  
作ならざる斷定

にかといふに、是亦其の歌式と音數とによりて、之を推斷する外無きなり。

抑も、七五四句單行の和讃は、いつの時より存在せしにか、第三節にいへるが如く、惠心僧都、金峯山に詣で、歌占にて、心中の所願を占ひし其の歌は、即ち七五四句の和讃なりしは、古事談に見えたり。然らば、惠心以前に、此の如き四句一章單行の和讃ありて、かく歌占に用ゐるまでに、弘く行はれたりとするときは、其の起原は、幾十年前に在りしを知るべし。而して、伊呂波は、全篇一も假名違ひなく、唯アヤ二行のエに分別なきを以て見れば、天慶より永觀までに成れるものと爲さざるを得ず。そは、第五節に、延喜竟寔歌、菅家萬葉等には、確かに、アヤ二行のエを分別せるを示したれど、

今、天慶六年の竟宴和歌を見るに、

多仁野宇仁飛止爾古衣太留略下 古衣(越)

許許呂兒加奈布都摩袁衣天略下 衣(得)

略上 豫魯菟與萬羗珥多愛努那利氣利 多愛(絶)

伊呂波歌ノ天慶ヨ  
リ永觀マデニ成レ  
ル推測



與呂都與賀禰亭衣都留賀那略上 衣得

阿麻能比都幾仁裳江萬散留賀那略上 裳江萌

などの如く、越絶の如きは、ヤ行活の語なるが故に、ヤ行の江を用ゐるを、延喜以上の例となす。然るに、右の如く、越を古衣と記し、絶を多愛と記し、は、當時既に二音混用を示せるものなり。又和名抄に、

轅奈加江 三衣匣俗云佐先 秘手乃々衣 稗比衣

などあるは、轅は長柄にして、秘は斧柄のこと、すれば、同じ柄に江と衣とを通用し、稗は新撰字鏡に比江なるに、こゝには比衣と記けるは、衣江の混用なるを知るべし。又、口遊の大爲爾歌には、衣ありて江なきは、衣にて江を兼ねたるにて、其の分別せざりしを知る。而して、天慶竟宴歌より、口遊に至るまで、共に皆オヲホ、ハワ、イヒキ、ウフ、エエ等の普通の假名遣は、一も違へるもの有ること無し。今口遊に見えたる歌を擧げて、其の一斑を示すべし。  
與比乃加禰都加佐留佐支余陽湯 安圀與土波美々都末那久爾

伊比天之毛乃遣遠 謂之浴時鐘撞時等

陽安與土波二中歴、阿美與止八となし、袋草紙、ゆあみよとに作る。にて陽は湯の誤、安與の間、美を脱したるを知るべし。

毛乃遠二中歴

加多志波也惠加世々久利爾、加女留佐介天惠比安志惠比和禮

惠比爾多謂之夜行途中歌

惠加世々久利惠知悉くは垣下ならん。世々久利未詳 介比二中歴手惠比足惠比に作る。

多末也加多與美千和禮由久於保千多良千多良末多良爾古加

加禰千利々々謂之夜行途中逢死人哥

千多良萬多良袋草紙、ちたらまたらにとなす。

此の數哥と、第三章に擧げたる大爲爾歌とを合せて、真假名を比較すれば、大略同じきを見て、口遊の作者の、自ら記せるものなることを知ると共に、當時の假名遣の状態は、アヤ二行のエの分別なき外、一も亂れたるところ無きこと、和名鈔と異ならざるをも知ることを得べきなり。

右にて、天祿永觀前後に於ける假名遣の状態は、全くアヤ二行の

和名抄口遊の時代  
即天祿永觀前後の  
假名遣の状態



エの混用以外、他は少も紊れずして、伊呂波と同じく四十七音なりしことは明確なりといふ可し。然るに、天祿より三十年の後なる長保に施せる石山寺法華義疏假名沿革史 料第十一葉に、

御オサム 收オサメ 治オサム 顔カヲ 貞オサマ 華カハ

所以ユヘ 連李生アヘルウヘキ

など見えたるにて、一般假名遣の混亂せる状態を知るべきなり。然らば、アヤ二行のエを混用せるのみにて、他の假名遣の違はざる伊呂波は、長保以後に下らざるものなることは、明確なりといふべし。是に於いて、伊呂波歌の七五四句の和讃式なると、四十七字にして、普通假名遣の正しきとによりて、大略、天祿前後より永観前後の間のものなることを推定すべきなり。

右の如く、伊呂波歌を以て、天祿永観の間のものと假定して、其の涅槃經の四句偈を和譯せるものとするときは、大乘部の教義を修むる僧徒の手に成れるは勿論のことにして、其の製作の目的は、民間の化導に在りしなるべし。而して此の時代に在りて、最も

伊呂波歌の作られたる時代の推定

有効なるべき習字本として、適切なる伊呂波の、空也、千観、二僧の手に成れるに非ずば、其の徒の工夫に出でたるは疑ふ可からず。一たび此の如くに考ふれば、歌式よりしても、音數よりしても、製作の目的よりしても、阿女都千、詞、大爲爾、歌の知られて、伊呂波歌の名目だにも知られざる状態よりしても、一も事實と、時代と、場合とに乖忤せる點を見ざるが故に、編者は、斷じて、伊呂波歌は、天祿前後より永観までの間に於いて、空也、千観、若くは其徒によりて製作せられたるものと爲して疑はざるなり。



## 結論

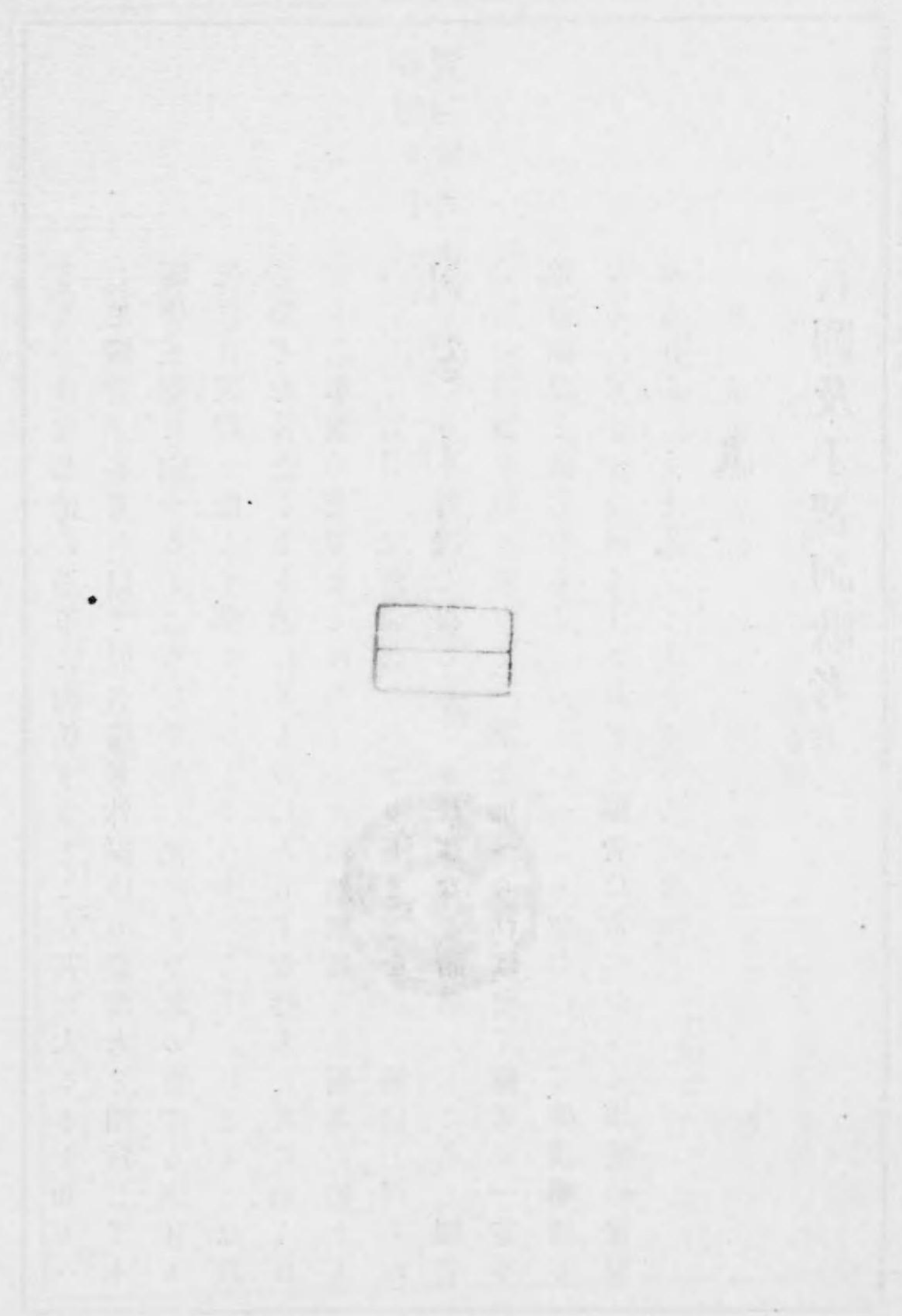
本篇第一章五十音圖第二章阿女都千詞第三章大爲爾歌及び第四章伊呂波歌の各章に於いて、其の作者をこそ、確かに誰ぞなどとは指定すること、能はざりつれど、之を製作し、又行はれし時代に對しては、略、確定に近かきしめ得たりと信ず。而して、阿女都千詞、大爲爾歌、伊呂波歌の如きは、世代と共に變遷を見ずといへども、其の字數は、其のもの、成れる當時の音數の徵證となり、五十音圖は眞假名の圖中の數圖の外は、眞假名、片假名共に、時期を逐ひ多少の變遷ありて、實に歷代に於けるアヤワハ四行の分用と、混用との状態を示すものといふべし。即ち第一圖は、當時に於いて、筆述上には通用せるものもあれど、實際の發音上には、アヤワ三行の各音、悉く存在せることを明にし、第二圖より第七圖までは、爾後平安朝末期まで、音圖の上のみながら、尙オヲエエの別を存し、第八圖より第二十圖までに於いて、平安朝末より鎌倉足利の時代を通じて、アヤワハ四行の音の混用せられたるさまを示せ

るものは、假名遣の沿革に關係するところ甚だ大なるを知るべし。是、編者が本考を以て、假名通考外編中の韻鏡考と相對して、本編第五篇に宛つるところなり。但し例により、此の篇にも亦往々先哲の誤謬を指して、憚らざるところ少からず。されども、こは敢て思考力の乏しきを誚れるものにあらず。當時未だ世に知られざりし事實の發見せられたるより、自然無識なる編者の如きものにして、尙且つ先哲の言はれざりしことを言ひ、解決し得られざりしことを解決し得るものあればなり。讀者にして、若し、編者未知の事實を取り來りて、一撃を加へられば、曾て、編者が一定不動の確説と信じたるところといへども、忽ちにして、夢談囁語とならんも亦知る可らず。されども、編者は、常に、かゝる事實の發見せられんことを希ひて止まざるものなり。

## 音圖及手習詞歌考終



音圖及手  
習詞歌考  
附錄五十音圖證本





音圖及手習詞歌考 附錄五十音圖證本

凡例

- 一 五十音證本は、音圖及手習詞歌考の附錄にして、其の第一章なる五十音の研究に對し、必要なる音圖にして、成る可く記載の年代明かなるものを蒐集し、其の年次を逐ひて配列せしものなり。
- 一 諸圖中、古寫本等に存したるものは、其の原本の所在、及び得るところの由來をも、一々證本概說中に明記せり。
- 一 凡古寫本等に存したるものは、寫眞、映寫若くは臨模等によりて、成る可く、其の古色を失はざらんことを力めたり。



音圖及手習詞歌考 附錄五十音圖證本

目次

第一圖	五韻次第の首に擧げたるもの……………	一頁
第二圖	古寫本孔雀經音義の末に附記せるもの……………	六
第三圖	古寫本反音作法に見えたるもの……………	八
第四圖	異本古寫本反音作法に記したるもの……………	一〇
第五圖	梵字形音義に出せるもの……………	一四
第六圖	悉曇要訣に記せるもの……………	一七
第七圖	古寫本法華單字の末に附記せるもの……………	一九
第八圖	悉曇反音畧釋に見えたるもの……………	二一
第九圖	古寫古今集註袖中抄假名日本紀に散在せるもの……………	二三
第十圖	管絃音義中に行列共に散在せるもの……………	二六



第十一圖	古寫本悉曇秘の表紙裏に記せるもの……………	二八
第十二圖	同書卷末に見えたるもの……………	二九
第十三圖	密宗肝要抄下に挙げたるもの……………	三一
第十四圖	悉曇相傳に記されたるもの……………	三三
第十五圖	建仁四年具注曆の裏に寫せる反音抄に見えたるもの……………	三五
第十六圖	古寫本梵字音口傳中に行列の散見せるものにより製したるもの……………	三七
第十七圖	古寫本反音抄に挙げたるもの……………	三九
第十八圖	悉曇字記明了房記に示せるもの……………	四二
第十九圖	古寫本悉曇輪略圖抄に見ゆるもの……………	四八
第二十圖	古寫本反音作法に附記せるもの……………	五一
第二十一圖	倭片假字反切義解に出せるもの……………	五二
第二十二圖	二中歴に載せたるもの……………	五四

第二十三圖	法華經音義に見えたるもの……………	五五
第二十四圖	古寫本韻鏡字相傳口授に見えたるもの……………	五八
第二十五圖	假名遣近道に記されたるもの……………	六〇
第二十六圖	古寫本讀經口傳明鏡集に見えたるもの……………	六一
第二十七圖	天文本和名類聚抄卷首に記入せるもの……………	六三
第二十八圖	寛永板韻鏡の首に掲げたるもの……………	六四
第二十九圖	和字正濫抄に載せられたるもの……………	六五
第三十圖	和字解に挙げられたるもの……………	六七
第三十一圖	和字大觀鈔に挙げたるもの……………	六八
第三十二圖	語意考に挙げたるもの……………	七〇
第三十三圖	あゆひ抄に出せるもの……………	七二
第三十四圖	漢字三音考に記されたるもの……………	七四
第三十五圖	古史本辭經に改訂せられしもの……………	七五



音圖及手  
習詞歌考  
五十音圖證本

文學博士 上田 萬年監修

大 矢

透編述

○第一圖 五韻次第の首に擧げたるもの

證本の概説

此の五韻次第は、その表題下側に天台座主良源傳本とあり。こは、本書の末の方に、此の傳受攝政太政大臣兼家孫、右大將道綱二男阿闍梨道命御相承也、天台座主御弟子也、有知之倫、誦經咒不可有誤、仍口傳如此、是初重大事云々可秘之云々とあるによれるものにして、道命の師なる天台座主は、慈惠大師良源なればなり。書中に堀河天皇御宇、長治年中、賀州溫泉寺、明覺三藏云々など見えたれば、この五韻次第の成れるは遙かに後なるべけれど、卷首に載せたる此の圖は、全く良源以前より、天台に傳はれるものなるべきは、更に疑ふところ無し。故に今こゝに擧げたるなり。此の圖の次に夫欲達萬法、奧先須知五音、所起於衆生、五形有五味五色五神五音等也、是本來五智五



佛、妙理也。然青黃赤白黑等五色意志神魂魄五神住肝心肺腎五藏生宮商角徵羽五音顯雙黃壹越平盤五調子也。先以黃龍神主脾藏爲室宅生宮聲顯壹越調言詞稱阿自喉生聲也阿延響不改轉。雖然依唇舌牙齒緣生種々言詞其聲自牙出時訶口腋少動出時和自齒出時沙頰少動出時耶合唇急出時波唇少合緩出時摩卷舌出時羅舌付上腭出時多舌少付上腭自鼻出時奈也如是自本不生阿一音出隨緣九界九音令阪本地法身阿也伊烏衣於等四音皆以如是此則法身妙理實相言語也。豎五音橫九音合五十字皆以有長短甲乙響口傳ナリ、可口傳

初後相通

二四相通

三五相通

アイウエオ ナニヌネノ

マミムメモ ラリルレロ

ヤイユエヨ ワキウエヲ

此三十字有頭皆澄字也可知

相通如前

相通如前

カキクケコ サシスセソ

タチツテト ハヒフヘホ

此二十字有文字頭皆通有清濁故可有新濁本濁也

本濁獨住新濁字功德蓮華五音六調同時用定四六八聲等云々(略)などありて最後に左の一圖及び韻字の音を擧げたり。

輕重清濁依上字

平上去入依下字

橫歸本字豎留末

イエ相通ウオ相通

アカ相通ハマワ同

サタラナ相通

今ハアヤワ同

興福 畜丑六切 許六切

歸本 留末 到角

アイウエオ  
カキクケコ  
サシスセソ  
タチツテト  
ナニヌネノ  
ハヒフヘホ  
マミムメモ  
ヤイユエヨ  
ラリルレロ  
ワキウエヲ

此の書は谷森翁の所藏にして卷尾に于時寛文五乙未年五月朔日芝丹波守葛康とあり翁の跋文に、



此の書誰人の筆録ナリヤ、又其時代ヲ詳ニセズ、最初ニ出セル音韻圖ハ、倭名鈔古本ノ卷首ニ載セタル字切圖下に舉ト、其緯列ハ異ナレト、其假字ハモハラ同クシテ、タゞ漢ヲ酒トシ、有ヲ于トスルノ異ナルノミナルハ、其根據セルトコロハ、永觀以往ノ古鈔ニ有ルベシ。又ソノ五音ノ所生ヲ述タル條ハ、樂家ノ古説ヲ敷衍シタルモノニテ、文治元年ノ管絃音義モ斯ル古説ノアリシニ據本トヅキタルモノニゾアルベキ。抑此五百年來ノ著書ニ出セル音韻圖ドモヲ、廣ク見合スルニ於テ、袁ノ所屬ヲ謬ラザルモノ殆ド希ナリ、今此書ニ載タル圖ハ、伊以、烏于、於遠ノ所屬ヲ一モ錯ラズ、誠ニ正シキ圖ナルニ愛デ、手ヅカラ書寫シテ、座右ノ珍トス。原本ハ藤原葛康朝臣、寛文五年手寫ノ本ニテ、二百歳ノ昔ニ書寫シタリシ大冊ナルヲ、今ハ半紙ニ縮寫シテ披閱ニ便ス。

と記したり。

阿	可	左	多	那	波	摩	夜	羅	和
カ	ク	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
伊	積	之	知	余	比	彌	以	利	爲
イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	リ	キ
イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ
鳥	久	酒	津	奴	不	牟	由	留	于
ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	ウ
ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ
衣	計	世	天	禰	倍	咩	江	禮	惠
マ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	レ	エ
マ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ
於	古	楚	都	乃	保	毛	與	呂	遠
コ	ク	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	ヲ
コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ



○第二圖 古寫本孔雀經音義の末に附記せるもの

六

證本の概説

此の圖は、去る明治四十年八月中、編者が國語調査委員會の會命により、醍醐三寶院に在りて、古經卷閱覽の間、不圖孔雀經音義の末に附記せられたるを見出でたるものなり。この經卷は、紙數二十葉にも足らぬ六半粘葉の小冊子にして、書寫の年代、詳ならず、書體及び假名の字體により、又はハ行の音と、ワ行の音と、相通するさまに記せるなどより推せば、蓋し寛弘より萬壽までのものにして、假名の五十音圖中、最古のものとして斷ぜざる可らず。圖中アナ二行を缺きたるは、如何なる故にか。縦行のイオアエウなるは、實に奇なりといふべし。各行の頭に眞假名を冠せしもの、下の反音作法の末に附記せる圖第二も亦然り。蓋し、切韻上に便なるものありしが故なるべし。此圖は、いと小なりしを、今廓大して、こゝに掲げたるなり。

編者云、此の圖、カ行の頭に四とあるは、四にして、梵音譯字中、往々見るところなり。集韻、六至、許四切息也、と見えたり。常に用ゐざる字なれば、特にこゝに附記す。

四ナニカヤシ 四ニフサセ欠  
 知チト夕チハ 巳イヨサレハ  
 比ト果ハヘフ 井ヲ未音ハ 秘何音フコト  




○第三圖 古寫本反音作法に見えたるもの

證本の概説

此の圖は、東寺觀智院の所藏反音作法に載せられたるなり。反音作法は、序文の末に、于時寛治六年歲次癸酉十二月廿二日、賀州隱者明覺記之とあり。此の本は、黒界の卷子本、奥書は無けれど片假名の體、エエの混用などより推せば、恐くは鎌倉時代のものなるべし。されども、五十音は、第一圖と、殆ど同一の眞假名にして、行次を異にせるのみ。且つ、其の行次は、次の片假名なると同じきより見れば、明覺の音圖は、固より此の如くなりしこと疑ある可らず。仍て、今其の書寫の年代を問はず、序文の寛治七年とあるに従ひて、こゝに序でたり。

阿伊烏衣於  
可枳久計古  
多知津天都  
那爾奴禰乃  
羅利留禮嚕  
波比不倍保  
摩彌牟咩毛  
和爲于惠遠



○第四圖 異本反音作法に記したるもの

十

證本の概説

左に擧ぐる所の圖は、向島新小梅に住める神尾文次郎といふ人の所有せる反音作法より寫し取れるなり。神尾氏は、編者の未だ曾て知らざる人なり。さるに昨年五月頃のことゝ覺ゆ。突然來翰あり。披き見れば君は假名の研究に従事せることを聞く。余は斯くくゝの書を持って、何かの用を爲すこともあらん。貸與せんとあり。程なく送りこしぬ。披き見るに美裝せる黒界の卷子本なり。見もて往けば觀智院本、田中等の粘葉本と概ね同じけれど卷末に、本文及び傍假名と同筆もて、

嘉保二年四月廿三日賜賀州聖人御筆本書寫了

と奥書して姓名を識さず。原本は、寛治六年十二月の作なるに書寫は、嘉保二年四月なれば、僅に一年四月の後にして、全く作者と同時のものなり。是即ち從來編者が實見せる片假名の五十音の年代明かなる眞本中に於いては、最古のものゝ爲す。實に天下の珍書といふべし。但し反音作法には異本ありて、一は、前に擧げたる觀智院本

なるが、其の五十音は、眞假名に記せり。而して、傍假名より推せば、別に原本ありて、それを遙か後に寫しゝなるべし。一は、京都市、田中勘兵衛氏所藏四半粘葉本にして、此の神尾本と比較すれば、共に五十音を片假名もて記し、殆ど同様なるが、唯、反音圖に於いて、拗音のエエ混用せるが如き、後代のものたるの徴を示せるのみ。

案に、反音作法は、原本は、必ず五十音を眞假名にて記しゝこと、觀智院本の如くなりしならん。而も眞假名は、當時實用のものならねば、故らに、通俗に従ひて、片假名に改寫せる神尾本の如きものもある所以にして、即ち此の神尾本は、田中本の祖本ならん。五十音は神尾田中兩本大略同じきが中に、田中本は、禾、マを丁となせるのみ。又反音作法諸本共に反音圖あるが觀智院と田中との二本は、互ひに異なる所ありて、共にエ列の拗音尾のエを、兩者共にエエを通用し、例へば、觀本にスエ、シエとある處を、田中本にスエ、シエとし、觀本にヌエ、ニエとしたる所を、田中本にヌエ、ニエとなせるが如き、神尾本には、エエ分用のさまを示せるに、他の二本は全く混用したるが如し。是にて明覺時代には未だエエ分用せるを確實に知り得たるは、神尾本の賜と謂はざる可からず。乃ち今こゝに神尾本の五十音と反音とを擧げて、他は之を省けり。







○第五圖 梵字形音義に出せるもの

證本概説

此の梵字形音義は、前書と同人の作にして、全部四卷其の第三卷の首に、(上)將明字音、  
 先明二事。一、明本朝假字、二、明反音作法。一、明本朝假字者、夫梵音有中天南天之異、漢字  
 有漢音吳音之別、乍見梵字漢字、而忽難呼其音、故用此假字、以爲梵字漢字、以爲梵唐兩  
 音之指南也、其假名者といひて、下圖を擧ぐ、而して其の書の跋文に、本朝承徳二年大  
庚八月十五日、寅賀芻隱者明覺、拾天竺大唐諸家悉曇、以立章門、撰新譯普通聲韻、而明  
 字音、或檢經論、出其音旨、則異世人之所知、咸披梵文明彼體例、亦非經疏之所載、淺識觀  
 之、定致謗毀、以示同門、莫經外見焉、保安三年五月二十七日書寫了、豪覺とあり、此の書  
 亦異本ありて、觀智院の所藏にて、建長二年の書寫と文安三年の書寫との二本及び  
 東京大學の所藏にて、享保十一年の書寫の一本あり、今其の三本の音圖を比較して、  
 本圖の後に掲ぐ、但し此の比較は、文安本を親しく問置せる橋本氏の贈れるものにして、氏云ふ、此の本の五十音  
 は、建長二年本と同じけれど、朱にて一、二、三等の數字を附して、其の次第を、現行のものゝ如く、改  
 めたるもの  
 なり云々。

阿伊烏衣於	可枳久計古	左之須世楚
多知津天都	那爾奴彌乃	波比不倍保
和爲于惠遠	夜以由江與	羅利留禮呂
摩彌牟咩毛		

已上五十字將爲諸字、借音若見注假字者可、  
 以此音呼之、若有低昂隨亦注之、見者莫迷、



阿伊烏衣於	阿伊烏衣於	阿伊烏衣於	阿伊烏衣於
可根久計古	可根久計古	可根久計古	可根久計古
左之須世楚	左之須世楚	左之須世楚	左之須世楚
多知津天都	多知津天都	多知津天都	多知津天都
郡爾奴禰乃	郡爾奴禰乃	郡爾奴禰乃	郡爾奴禰乃
波比不倍保	波比不倍保	波比不倍保	波比不倍保
和爲于惠遠	和爲于惠遠	和爲于惠遠	和爲于惠遠
夜以由江與	摩彌牟咩毛	摩彌牟咩毛	夜以由江與
羅利留禮呂	和爲于惠遠	和爲于惠遠	羅利留禮呂
摩彌牟咩毛	衣以由江與	夜以由江與	和爲于惠遠

○第六圖 悉曇要訣に記せるもの

證本概説

悉曇要訣は、前に擧げたる反音作法と同じく、明覺の著にして、全部四卷、安永中沙門常塔古寫本を得て上梓せるもの、由序文に見えたり、假名の字體の如き尙當時の面影を失はざるところあり、書中、承德二年十一月中旬案云々、康和三年七月九日案云々など、書せる所あると、反音作法、五韻次第などの年號を合はせ考ふれば、大略明覺在世の時を知るべし。

左の五十音を擧げたる前に、云  
 本朝有<sub>一</sub>四十七字爲<sub>一</sub>一切字母、以<sub>一</sub>梵文、意竊<sub>一</sub>案<sub>一</sub>之、以<sub>一</sub>九字爲<sub>一</sub>經、以<sub>一</sub>五字爲<sub>一</sub>緯、織<sub>一</sub>成<sub>一</sub>四十五字、加<sub>一</sub>五字、中<sub>一</sub>二、卽成<sub>一</sub>四十七字也、此中五字、如<sub>一</sub>梵文<sub>一</sub>礼<sub>一</sub>等<sub>一</sub>十二音、九字、如<sub>一</sub>礼<sub>一</sub>等<sub>一</sub>三十四字、五字者、一<sub>一</sub>ア、二<sub>一</sub>イ、三<sub>一</sub>ウ、四<sub>一</sub>エ、五<sub>一</sub>オ也、九字者、一<sub>一</sub>ヤ、二<sub>一</sub>カ、三<sub>一</sub>サ、四<sub>一</sub>タ、五<sub>一</sub>ナ、六<sub>一</sub>ラ、七<sub>一</sub>ハ、八<sub>一</sub>マ、九<sub>一</sub>也、梵文既<sub>一</sub>三十四字、爲<sub>一</sub>經、十二字爲<sub>一</sub>緯、織<sub>一</sub>成<sub>一</sub>四百八字、和言豈<sub>一</sub>無<sub>一</sub>經緯<sub>一</sub>耶、今和言副<sub>一</sub>梵字<sub>一</sub>令<sub>一</sub>知<sub>一</sub>音響<sub>一</sub>之<sub>一</sub>同<sub>一</sub>矣、此の圖中ヲを○と爲せるは、出版の際の誤、エナエと爲せるも、原本にエとありしを認れること、反音作法エとあるにて明なり。



ア 己 己 己 己 己  
 ア 己 己 己 己  
 ヤ 己 己 己 己  
 利 己 己 己 己  
 十 己 己 己 己  
 ハ 己 己 己 己  
 〇 己 己 己 己

己上五字。但為諸字通韻。

己上卅五字。經緯相成矣

カ 己 己 己 己  
 夕 己 己 己 己  
 夕 己 己 己 己  
 夕 己 己 己 己  
 夕 己 己 己 己  
 夕 己 己 己 己  
 夕 己 己 己 己

○第七圖 古寫本法華單字の末に附記せるもの

證本概説

此の法華單字は、法華經の一字毎に、吳音の反切と片假名の音を注したるものなり。末尾に、凡法花單字一千七百五十字、保延二年三月十八日書了、源實俊と記し、別に本文と同筆にて五音圖を附記したるが、是諸字以下缺失せり。此の原本は、京都市矢野長藏氏の所藏にして、曾て京都帝室博物館に出陳せるを、館員田中勘兵衛氏が、卷首卷尾を影寫して寄與せしなり。但し此處に掲げたるは、昨秋、同館に往し時、復び手ら影寫し來れるものなり。尙、細書して云ふ。

卷首鈴鹿氏及吉田神社司中臣隆啓朝臣之章、在朱印。○包紙云法華單字全粘葉卅五葉、保延二年三月源實俊印。○尊卑分脈云頼光朝臣嫡子頼國頼國八男師光師光嫡男實俊。○江記曰寛治四年十一月六日伊勢公卿勅使久我大相國雅實公共人三中四位少將顯雅前右衛門佐保俊前越前權守源實俊云々錦所秘本

こは原本の包紙に、山田以文の記し置けるならん。さて、江記に音圖の書者實俊が、寛治四年伊勢の勅使に従へるは、明覺の悉曇要訣に見えたる康和三年より十二年前なり、故に其の圖の同じきより推せば、反音作法より取れること疑なかるべし。



五音

ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ

サ シ ス セ ソ タ チ ツ テ ト

ナ ニ ヌ ネ ノ ハ ヒ フ ブ

ヘ ホ ヱ

初ノ字アイウエオ五音者是諸字

榮

○第八圖 悉曇反音略釋に見えたるもの

證本概説

悉曇反音略釋は、高野山正智院藏本にして、卷首に、日本興福寺沙門兼朝述、卷尾に永  
萬二丙戌二月一日乙未於肥後國求麻郡平等寺六箇日暇略釋とあり。此の圖は、卷首に  
夫反音兩字内外書中處々雖有而諸道家未詳其義。大日本國賀州明覺爲略作法、舉  
世用之予竊見之非無紕繆是故示略釋欲顯反音義三門分別一者標反音綱要二者  
出他師義三者邪正雙明也。初標反音綱要有二、一明五音二明反音初明五音者、橫貫  
音韻豎論半音。

といひて此の圖を擧げたり橋本通吉氏影寫本に據る。



阿	伊	加	左	多	波	野	羅	和	麻	那
伊于阿正	于伊	幾久阿正	止朱阿正	知都阿正	比不阿正	伊阿	利留阿正	于阿	於牟阿正	爾奴阿正
伊	于伊	幾	止	知	比	伊	利	爲	彌	爾
于伊	于伊	久	朱	都	都伊	于阿	留伊	于伊	彌于	奴伊
于伊	于伊	于	朱	都	不	由	留	于	牟	奴
于伊	于伊	幾	止	知	比	于伊	利	于伊	伊牟	爾于
衣	計	世	天	反	衣	禮	惠	免	彌	乃
于伊衣正	久幾衣正	朱止衣正	都知衣正	不比衣正	于伊衣正	留利衣正	干鳥衣正	牟於衣正	爾奴衣正	爾奴於正
汗	古	楚	徒	保	與	呂	汗	毛	彌	乃
伊于汗正	幾久汗正	止朱于正	知都于正	比不于正	伊與	利留于正	于于	牟於于正	彌于于	爾奴于正

○第九圖 古寫本教長古今集註、顯昭古今集註、袖中抄

假名日本紀に散見せるもの

證本概説

教長古今和歌集註は、京都大學の所藏にして、其の跋に、次の如くあり。

本云本記云治承元年九月十二日謁教長入道親受訓説訖

仁治二年卯月廿六日書寫訖

ラ。ロ。ル。リ。ハ。チ。ナ。ジ。五。音。ナ。レ。バ。カ。ク。イ。エ。ル。コ。ト。コ。レ。ノ。ミ。ニ。ア。ラ。爪。ウ。ク。ノ。ア。マ  
 ノ。ウ。タ。ノ。ナ。カ。ノ。甲。斐。哥。ニ。カ。井。ガ。子。ヲ。サ。ヤ。ニ。モ。ミ。シ。カ。ケ。ケ。レ。ナ。ク。ト。イ。ヘ。ル。カ。ク  
 レ。ナ。ク。ト。ヨ。メ。ル。ナ。リ。カ。キ。ク。ケ。コ。マ。タ。チ。ナ。ジ。五。音。ナ。ル。ニ。ヨ。リ。カ。ク。カ。ヨ。ハ。シ。ヨ。メ

とあるラ。ロ。ル。リ。を。取。り。て。ま。づ。擧。げ。た。る。な。り。但。し。カ。キ。ク。ケ。コ。と。い。ふ。が。第。十。一。卷  
 にもあれど、下に擧げたる袖中抄に、教長の説を引けるに、カケコクキの五音云々と  
 見えたるより推せば、仁治中書寫せるものの、不圖普通の次第に書けるものにして



教長の五音の次第は、カケコクキなりけんこと疑無かるべし。

古今集註は、顯昭法師が、文治元年勘注し了れる由の奥書あるものにて其の卷一に顯昭云路行觸チユキブリトイフコトイワレテ侍リ古語ノ常ノ習ナリハフリトイフモ鳥ノハフレナリカサフリトイフモ風フレナリラレロルリノ五音オボシキコト尤可然但甲斐歌ノケ、レナクチカクレナクト釋セラレタルイカマトキユコ古人ハ皆コ、ロナクトユソ釋シテ侍メレカケコクキノ五音ノ詞ヲトルニツケテモケ、ハコ、ナリレハロナリ略下

袖中抄よこほりこせるの條に、

教長郷云けゝれなくはかくれなくと云也か。け。こ。く。きの五音かよへるゆへにと云々

今案此尺いかゞときこゆか。け。こ。く。きの五音にてけゝはこゝなりれはるなり或はけゝらともかけりしかるにかみのけをばかといひ次のけをばくといひてれをばもとのまゝならん事あやし若思ひたかへられたるにや

假名日本記は、顯昭が日本書記の詞を袖中抄などの如く評釋せしものなるが、其の

零本、栢木貨一郎氏の所藏なりしを、文學博士小杉楯邨氏の影寫せしなり。其の中に、

タチソハノトハ不立副チソワヌトマウスコトハナ子歟ニノヌニトオナシヒマキナリモトヌナレハソノイヘニサワガズ井テ侍ニタビニアクトキニハ不立副タチソハヌナゲキアレトマコトニハオソレモナシトマウスコ、ロナリナ子歟ノヌニ同五音也辭ト儂トハカリカワレリ居氣ハカケナリカケコクキ同五音也

といへる一項中より、左のナ行は取れるなり。

ラレロルリ

かけこくき

ナ子ノヌニ



○第十圖 管絃音義文中行列共に散在せるもの

證本概説

管絃音義は、群書類從に收めたるものにして、末に于時文治元年仲冬二十三日北山、  
 隱偷涼金草之とあり、同書中に之が説明を爲せる、其の文頗る冗長なるを、平田氏古  
 史本辭經に、之を節約して引けるが極めて簡にして、要を得たるがまゝ、是に擧ぐ、  
 阿。開。口。之。時。從。喉。正。中。直。出。詞。也。故。雖。延。其。詞。響。永。不。變。改。然。而。隨。緣。亦。生。種。々。言。詞。此  
 阿。音。正。自。牙。出。時。生。詞。詞。少。動。口。腋。生。和。詞。自。齒。正。出。時。生。娑。詞。少。領。生。耶。詞。合。唇。急。放  
 出。生。婆。詞。少。合。緩。放。生。摩。詞。卷。舌。生。羅。詞。以。舌。付。上。齶。生。多。詞。舌。少。付。上。顎。放。而。自。鼻。內  
 出。音。之。時。生。奈。詞。也。如。此。隨。牙。齒。唇。舌。緣。雖。生。種。々。言。辭。唯。是。阿。一。音。隨。緣。生。之。詞。故。終  
 皆。悉。歸。正。中。之。時。無。非。常。住。不。變。言。也。反。知。自。阿。一。音。生。詞。和。娑。耶。波。摩。羅。多。奈。之。九。音、  
 字。一。音。亦。隨。牙。齒。唇。舌。緣。生。俱。字。須。由。不。無。留。都。怒。之。九。音、伊。一。音。亦。生。幾。爲。志。以。美。利  
 知。之。の。九。音。乎。一。音。亦。即。生。古。於。會。與。保。母。呂。土。能。之。九。音。衣。一。音。亦。生。計。惠。世。衣。遍。免  
 禮。天。稱。之。九。音。如。是。衆。音。其。詞。雖。似。不。同。皆。歸。口。中。正。音。畢。悉。居。阿。字。伊。乎。衣。之。本。位。共  
 常。住。不。變。音。也。例。初。阿。九。音。可。知。之。

阿 字 伊 乎 衣  
 訶 俱 幾 古 計  
 和 字 爲 於 惠  
 沙 須 志 曾 世  
 耶 由 以 與 衣  
 婆 不 比 保 遍  
 摩 無 美 母 免  
 羅 留 利 呂 禮  
 多 都 知 土 天  
 奈 奴 仁 能 禰